

資 料 編

飯島町地域防災計画 資料編

<目次>

1	災害の記録	1
	資料番号1 災害の記録（風水害等）.....	1
	資料番号2 災害の記録（地震）.....	5
2	防災関係組織	8
	資料番号3 飯島町災害対策本部組織編成図.....	8
	資料番号4 飯島町災害対策本部事務分掌表.....	9
	資料番号5 災害対策時の配備体制.....	13
	資料番号6 配備人員一覧表.....	14
	資料番号7 ヘルメット・腕章.....	15
	資料番号8 飯島町災害対策本部標札.....	15
	資料番号9 防災関係機関及び連絡先一覧.....	16
	資料番号10 被害状況調査担当部・協力機関.....	22
	資料番号11 報道機関連絡先一覧.....	23
	資料番号12 自主防災組織編成表.....	24
3	条例等	25
	資料番号13 飯島町防災会議条例.....	25
	資料番号14 飯島町防災会議委員名簿.....	27
	資料番号15 飯島町災害対策本部条例.....	28
	資料番号16 飯島町地震災害警戒本部条例.....	29
	資料番号17 飯島町地震災害警戒本部規程.....	30
	資料番号18 飯島町水防協議会条例.....	32
	資料番号19 消防・防災施設関係等整備事業交付金・補助金概要.....	33
4	災害協定	34
	資料番号20 協定一覧.....	34
5	避難・備蓄	35
	資料番号21 指定避難所一覧.....	35
	資料番号22 指定緊急避難場所一覧.....	36
	資料番号23 要配慮者利用施設一覧.....	38
	資料番号24 主食等販売業者一覧.....	39
6	医療・衛生	40
	資料番号25 医療機関、薬局等一覧.....	40
	資料番号26 清掃業者一覧.....	41
	資料番号27 遺体収容所及び埋・火葬所一覧.....	42
7	輸送・通信	43
	資料番号28 飯島町の道路状況.....	43
	資料番号29 緊急輸送路線.....	44
	資料番号30 豪雪時緊急通行確保路線.....	44
	資料番号31 災害対策用臨時ヘリポート及び物資輸送拠点等一覧.....	45
	資料番号32 緊急輸送車両確認申出書及び標章.....	46
	資料番号33 災害情報収集連絡系統.....	47

資料番号 3 4	防災無線等の体系	52
資料番号 3 5	災害非常対策規程	55
8	災害危険箇所	58
資料番号 3 6	重要水防区域一覧	58
資料番号 3 7	出水による交通遮断が予想される橋梁	61
資料番号 3 8	農業用ため池一覧	62
資料番号 3 9	農業水利施設一覧	63
資料番号 4 0	砂防法指定区域一覧	64
資料番号 4 1	土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧	65
資料番号 4 2	山腹崩壊危険地区一覧	68
資料番号 4 3	崩壊土砂流出危険地区一覧	69
資料番号 4 4	土砂崩壊危険地区一覧	70
9	消防・水防	71
資料番号 4 5	消防組織表	71
資料番号 4 6	雨量、水位観測所	72
資料番号 4 7	水防上重要なダム、水門の一覧	73
資料番号 4 8	水防倉庫備蓄資器材一覧	74
10	被災者支援	75
資料番号 4 9	災害救助法で実施可能な応急救助早見表	75
資料番号 5 0	被害認定基準	79
資料番号 5 1	災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設	81
11	その他	82
資料番号 5 2	警報等の種類及び発表基準	82
資料番号 5 3	気象庁震度階級関連解説表	90
資料番号 5 4	想定地震の緒元及び飯島町の最大予測震度	92
資料番号 5 5	想定地震に基づく予測	93
資料番号 5 6	被害想定	96
資料番号 5 7	指定文化財一覧	101
資料番号 5 8	原子力発電所における事故等に係る通報連絡	103
資料番号 5 9	被害状況報告等の様式	105
1	様式第 1 号（概況速報）	105
2	様式第 2 号（人的及び住家の被害）	106
3	様式第 3 号（社会福祉施設被害）（職業訓練施設被害）	108
5	様式第 5 号（農業関係被害）	109
6	様式第 6 号（林業関係被害）	113
7	様式第 7 号（土木関係被害）	122
8	様式第 8 号（都市施設被害）	128
9	様式第 9 号（水道施設被害）	130
10	様式第 10 号（廃棄物処理施設被害）	132
11	様式第 11 号（感染症関係）	134
12	様式第 12 号（医療施設被害）	136
13	様式第 13 号（商工関係被害）	138
14	様式第 14 号（観光施設被害）	140
15	様式第 15 号（教育関係施設被害）	142

17	様式第17号（市町村有財産被害）	144
18	様式第18号（公益事業関係被害）	145
19	様式第19号.....	146
	様式第19の2号.....	147
	様式第21号.....	148

1 災害の記録

資料番号 1 災害の記録（風水害等）

年月日	災害名	気象概況	被害状況	被害場所	被害額等
昭和27年 3月3日 AM9:15	飯島小中学校 大火	南の風 15m~20m	中学校南校舎より出火 消失面積 中学校 2,720㎡ 小学校 3,848㎡		53,000千円
昭和34年 9月25日 ~26日	伊勢湾台風				
昭和36年 6月27日 ~28日	伊那谷集中豪雨 (36災害)	3日間の雨量 406mm	流出 5世帯 13棟 全壊 2 " 2 " 床上浸水 253戸 死者 1名		292,792千円
昭和44年 8月5日	台風7号	台風7号による 豪雨 降水量 147mm	1 住宅被害 床下浸水 63戸 2 公共被害 河川、土木	全町 特に七久保区	
昭和45年 6月15日	6.15災害	梅雨前線による 集中豪雨 降水量 375mm	1 住宅被害 ○床上浸水 2戸 ○床下浸水 22戸 2 公共被害 土木、治山、河川、鉄道	全町 特に町南部	
昭和47年 5月9日	梅雨前線豪雨	梅雨前線による 豪雨	中田切橋下流750m地点右岸堤防 70m決壊	町北部	
昭和47年 7月10日	7月梅雨前線 豪雨	梅雨前線による 豪雨 降水量 159.5mm	天竜川南田切地籍堤防100m決壊	全町	
昭和50年 7月12日	中田切災害	梅雨前線による 豪雨	中田切橋下流500m地点右岸堤防 50m決壊	町北部	
昭和50年 8月23日	台風6号	台風6号による 豪雨	中田切橋下流450m地点右岸堤防 75m決壊	町北部	
昭和54年 6月29日	梅雨前線豪雨	梅雨前線による 豪雨 降水量 237mm	1 住宅被害 床下浸水 5戸 2 公共被害 河川、土木	全町	
昭和58年 5月16日	5.16災害	梅雨前線による 集中豪雨 降水量 235mm	1 住宅被害 ○床上浸水 2戸 ○床下浸水 45戸 2 公共被害 土木、治山、林道、鉄道	全町	8億円

1 災害の記録

年月日	災害名	気象概況	被害状況	被害場所	被害額等
昭和58年 9月27日 ～28日	台風10号	台風10号による 豪雨 降水量 415mm	1 住宅被害 ○一部破損 3棟 ○床上浸水 15戸 ○床下浸水 145戸 ○避難世帯 137世帯 2 公共被害 土木、治山、河川、林道、 水道、鉄道	全町 特に町西部	64億円
昭和60年 7月11日	与田切川土石流 災害	梅雨前線による 豪雨 降水量 126mm	県与田切発電所取水ダム崩壊 死者 3名	与田切発電所 取水ダム	
昭和63年 6月1日 ～5日	梅雨前線豪雨	梅雨前線による 豪雨 降水量 186mm	公共被害 ○農業 52,000千円 ○林業 3,942千円 ○土木 132,700千円	全町	188,642千円
昭和63年 9月24日 ～25日	秋雨前線豪雨	秋雨前線による 豪雨 降水量 263mm	1 住宅被害 床下浸水 3棟 2 公共被害 ○林業 88,378千円 ○土木 205,000千円	全町	293,378千円 ○災害警戒本 部設置
平成元年 9月2日 ～4日	秋雨前線豪雨	秋雨前線による 豪雨 降水量 237mm 52mm/3h	公共被害 ○農業 15,000千円 ○林業 1,450千円 ○土木 123,000千円	全町	139,450千円
平成3年 9月12日 ～14日	台風17号	台風による風雨 降水量 160mm	公共被害 ○農業 47,000千円 ○林業 4,000千円 ○土木 20,500千円	全町	107,500千円
平成6年 7月16日 ～18日	降ひょう・ 豪雨	梅雨明け後の高 温に冷たい空気 が入り、雷雲が 発生し、降ひよ う	公共被害 農業（果樹中心）	全町	202,700千円
平成6年 9月29日 ～30日	台風26号	台風による強風 等 平均風速9m/s 降水量 59mm	公共被害 ○農業 87,598千円 ○土木 56,000千円	全町	143,598千円

年月日	災害名	気象概況	被害状況	被害場所	被害額等
平成10年 1月12日 ～16日	豪雪	田切 45cm 飯島 45cm 本郷 42cm 七久保 48cm	1 人的被害 重傷 1名 2 住宅等被害 一部損壊等 4棟 3 公共被害 農業 55棟 (パイプハウス等被害)	全町	46,727千円
平成10年 6月19日 ～22日	梅雨前線豪雨	梅雨前線による 豪雨 降水量 271mm	公共被害 ○農地等 31,000千円 ○土木 72,200千円	全町	103,200千円
平成10年 9月21日 ～22日	台風7,8号	台風による強風 等 最大瞬間風速 (飯田市) 19.2m/s 降水量 244mm	1 住宅被害 床下浸水 2棟 2 公共被害 ○農作物等 24,935千円 ○農地等 19,000千円 ○林業 86,041千円	全町	129,976千円
平成11年 5月26日 ～27日	豪雨	大雨 降水量 88mm	1 公共被害 土木 120,000千円	全町	120,000千円
平成11年 6月29日 ～ 7月3日	梅雨前線豪雨	梅雨前線による 豪雨 6/29～30 218mm 7/3 50mm	1 住宅等被害 ○床上浸水 1棟 ○床下浸水 22棟 2 公共被害 ○農作物等 2,236千円 ○農地等 370,000千円 ○林業 318,100千円 ○土木 1,260,100千円	全町	1,950,436千 円 ○自主避難 1世帯3名 ○災害対策本 部 設置
平成13年 1月26日 ～27日	豪雪	太平洋岸を低気 圧が進行 飯島 約80cm 中央道西・ 七久保 90～100cm	1 人的被害 死者 1名 2 住宅等被害 ○床上浸水 2棟 ○床下浸水 2棟 (排水溝の雪詰まり) 3 公共被害 ○公共施設被害 14件 3,011千円 ○農業(パイプハウス等被害) 85棟 116,616千円 ○林業 3,813千円	全町	123,440千円
平成13年 6月19日 ～22日	梅雨前線豪雨	梅雨前線による 豪雨 降水量 宮田高原 161mm	1 公共被害 ○林業 4,950千円 ○土木 106,000千円	全町	110,950千円

1 災害の記録

年月日	災害名	気象概況	被害状況	被害場所	被害額等
平成16年 4月25日	凍霜害	放射冷却現象による遅霜 最低気温 -1℃	1 公共被害 農作物 70,353千円	全町	70,353千円
平成16年 8月17日	豪雨	豪雨 降水量 82mm	1 公共被害 土木 275,000千円	全町	275,000千円
平成18年 7月17日 ～19日	梅雨前線豪雨	梅雨前線による豪雨 降水量 七久保上通り 336.5mm 飯島横根山 158mm	1 住家被害 床下浸水 2棟 2 公共被害 ○農業 12,705千円 ○土木 9,079千円	全町 特に天竜川沿 い	21,784千円 ○自主避難 4世帯14名
平成26年 2月8日 ～9日 2月14日 ～16日	豪雪	飯島 積雪量 2月8日～9日 47cm 2月14日～15日 15cm	1 人的被害 重傷1名 2 住宅棟被害 床下浸水 1棟	全町	

資料番号2 災害の記録(地震)

番号	発生年月日 西 暦 和 暦	震央 東経 北緯	M	被害 程度	主な被害程度	備 考
1	684. 11. 29 22時 天武13. 10. 14	134. 3° 32. 8°	8. 3	X	土佐・その他・南海 ・東海・西海諸道	南海沖地震
2 ★	762. 6. 9 天平宝字6. 5. 9	137. 5° 36. 0°	7. 0	D	美濃・飛騨・信濃	被害不詳。罹災者に対し 1戸につき穀物2斛を 賜った。
3 ★	841 承和8	138. 0° 36. 2°	6. 5	B	信濃	墻家が倒潰。同年2月 13日以前の地震。信濃の 国府(現松本)を震央と 考える。
4	1096. 12. 17 8時 永長1. 11. 24	137. 5° 34. 0°	8. 3	X	畿内・東海道	東海沖地震
5	1099. 2. 22 6時 康和1. 1. 24	135. 5° 33. 0°	8. 2	X	南海道・畿内	南海沖地震
6	1361. 8. 3 4時 正平16. 6. 24	135. 0° 33. 0°	8. 4	X	畿内・土佐・阿波	南海沖地震
7	1432 永享4			C	伊那	幅1.5間、長さ22間の地割 ができたという。史料少 なく真偽不明。
8	1498. 9. 20 8時 明応7. 8. 25	138. 0° 34. 0°	8. 3	X	東海道全般	東海沖地震と考えられ る。
9	1586. 1. 18 23時 天正13. 11. 29	136. 8° 35. 6°	7. 8	X	畿内・東海・東山・ 北陸諸道	飛騨白川谷の地震。帰雲 城埋没。
10	1605. 2. 3 20時 慶長9. 12. 16	138. 5° 33. 5° 134. 9° 33. 0°	7. 9 7. 9	X X	東海・南海・西海諸 道	2つの地震が発生したも のと考えられる。東海 沖・西海沖地震
11	1662. 6. 16 12時 寛文2. 5. 1	135. 9° 35. 3°	7. 4	X	山城・大和・河内・ 和泉・摂津・丹後・ 若狭・近江・美濃・ 伊勢・駿河・三河・ 信濃	花折断層又は琵琶湖西岸 の活断層による地震?

番号	発生年月日 西 曆 和 曆	震央 東経 北緯	M	被害 程度	主な被害程度	備 考
12	1703. 12. 31 2時 元禄16. 11. 23	139. 8° 34. 7°	8. 1	C	江戸・関東諸国	元禄地震 伊那で潰家あり、松代で 屋敷2軒潰れ。 小県でも小被害。
13	1707. 10. 28 14時 宝永4. 10. 4	135. 9° 33. 2°	8. 6	B～C	五畿七道	宝永地震 飯田で潰家（全土蔵） 70余、半壊168。諏訪、南 安曇でも被害あり。
14 ★	1718. 8. 22 14時 享保3. 7. 26	137. 9° 35. 3°	7. 0	B	三河・伊那	飯田領内で、潰350余、半 潰580、死12。天竜川沿い に山崩れ多発。森平山崩 れ、遠山川を堰止めた。
15 ★	1725. 8. 14 13時 享保10. 7. 7	138. 1° 36. 0°	6. 3	B	伊那・高遠・諏訪	高遠城の石垣、塀、土居 夥しく崩れる。城下の被 害は不詳。諏訪では郷村 36ヶ所で倒家347、半倒家 521、死4、傷8、山崩 220ヶ所などの被害。
16	1854. 7. 9 2時 嘉永7. 6. 15	136. 1° 34. 75°	7. 3	C	伊賀・伊勢・大和及 び隣国	伊那妻籠方面に小被害。
17	1854. 12. 23 9時 嘉永7. 11. 4 (安政1)	137. 8° 34. 00°	8. 4	B～C	東海・東山・南海諸 道	安政東海地震 松本で潰家52、半潰76、 焼失51、死5。松代藩で は潰家152、半潰・大破 207、死5、傷29、山崩 35ヶ所。飯田、諏訪等 でも潰家があった。
18	1854. 12. 24 17時 嘉永7. 11. 5 (安政1)	135. 0° 33. 00°	8. 4	B	畿内・東海・東山・ 北陸・南海・山陰・ 山陽	安政南海地震
19	1891. 10. 28 06時38分 明治24	136. 6° 35. 60°	8. 0	C	愛知県・岐阜県	濃尾地震 信濃で死1、傷2、家屋 全潰1、同半潰5、道路 破裂18、橋梁損壊1、山 崩1。
20	1944. 12. 7 13時35分 昭和19	136° 10. 7′ 35° 34. 2′	7. 9	C	静岡県・愛知県・岐 阜県・三重県	東南海地震 諏訪に被害あり。

番号	発生年月日 西 暦 和 暦	震央 東経 北緯	M	被害 程度	主な被害程度	備 考
21	1946. 12. 21 04時19分 昭和21	135° 51. 1' 32° 55. 9'	8. 0	X	中部地方から九州まで	南海地震 長野県で住宅全壊2、半壊4、非住家半壊5、道路破損13ヶ所。
22	1969. 9. 9 14時15分 昭和44	137° 04' 35° 47'	6. 6	C	岐阜県中部	長野県南西部に小被害。
23	1984. 9. 14 08時48分 昭和59	137° 33. 6' 35° 49. 3'	6. 8	B	長野県西部	長野県西部地震 御岳山頂上のやや南方に生じた山崩れが約10km流下し王滝村に達した。死者11、行方不明18、傷10、建物全壊13、半壊86、流出10、全焼1、一部破損473、非住家被害86、道路損壊205ヶ所、橋梁流出2、山（崖）崩53、鉄軌道被害4、罹災世帯数110、罹災者数289。 飯島町から震源まで直線で約40km、震度4を観測し、石碑、石灯籠などのずれ、倒壊被害有。

注1) 番号に★はついているものは震央が長野県内にある地震。

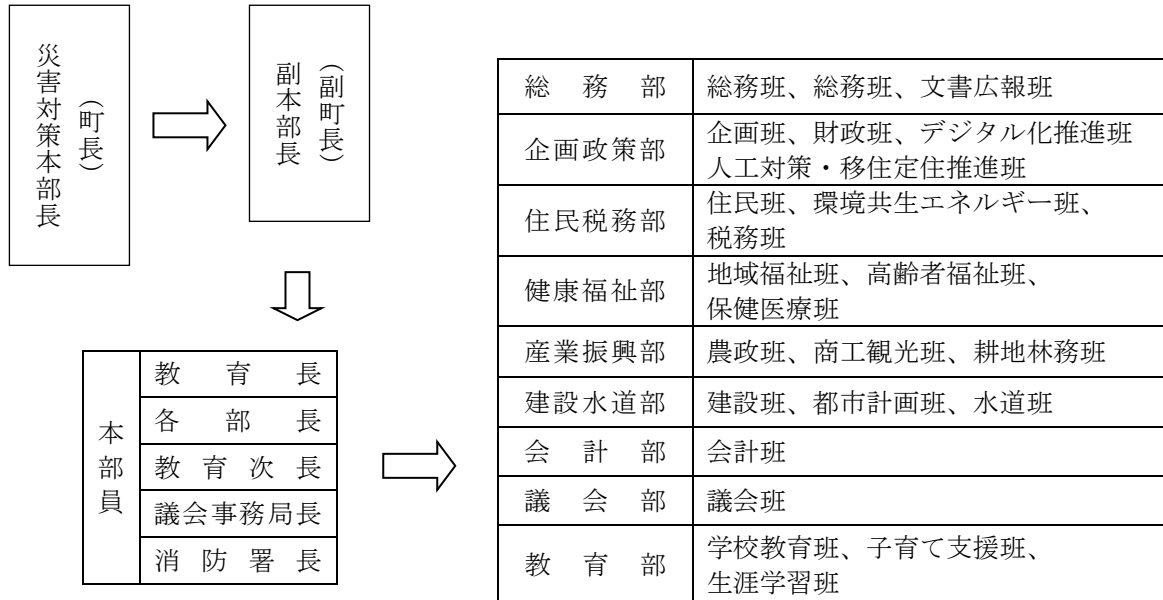
注2) 被害程度の基準は以下のとおり（菊地万雄編「日本の風土と災害」による。）

A：大被害、B：中被害、C：小被害、D：被害がでたことは確かであるがその程度は不明、X：被害があったという明瞭な証拠はないが、同類の他の地震との比較などから被害があったと推定される場合

注3) 本表は宇佐美龍夫「最新版日本被害地震総覧 [416] -2001」から長野県地域防災計画資料編にまとめられたもののうち、飯島町に影響があったと推定される地震を抽出したものである。

2 防災関係組織

資料番号3 飯島町災害対策本部組織編成図



◎各部＝各課とし、部長には課長等が当たる

町災害対策本部設置時参集機関

国土交通省職員（リエゾン）
上伊那地域振興局職員～状況により参集
上伊那広域消防本部職員
駒ヶ根警察署職員

資料番号 4 飯島町災害対策本部事務分掌表

部 名	班 名	分 掌 事 務
総務部 総務課長	総務班 危機管理係長	1 総合災害対策に関すること。 2 災害対策本部の設置及び運営に関すること。 3 町防災会議との連絡に関すること。 4 各部との情報連絡に関すること。 5 本部長命令の伝達に関すること。 6 県、区、防災関係機関等との連絡調整に関すること。 7 気象情報の収集に関すること。 8 避難勧告・指示等の伝達に関すること。 9 警戒区域の設定に関すること。 10 自衛隊の災害派遣の要請に関すること。 11 防災行政無線に関すること。 12 人的及び住家被害に関すること。 13 全般的な被害状況及び応急対策状況の取りまとめに関すること。 14 県への被害報告に関すること。 15 関係機関、団体に対する協力要請に関すること。 16 消防団の出勤に関すること。 17 部の庶務及び各部、各班に属しないこと。
	庶務班 庶務係長	1 職員の動員及び配備計画等総合調整に関すること。 2 職員の公務災害に関すること。 3 災害対策従事職員の食糧の調達に関すること。 4 本部車両の配備及び輸送に関すること。 5 各部に対する車両の配車に関すること。 6 物資等の輸送に関すること。 7 輸送機関との連絡調整に関すること。 8 緊急車両の標章及び証明書等の手続きに関すること。 9 庁舎等の防災及び修理に関すること。
	文書広報班 文書広報係長	1 災害に関する広報公聴に関すること。 2 報道機関との連絡及び対応に関すること。 3 被害状況写真、被害報告等の収集とりまとめに関すること。 4 インターネット等による情報伝達に関すること。 5 災害関係文書の收受・発送に関すること。
企画政策部 企画政策課長	企画班 企画係長	1 被害状況の収集、集計、報告に関すること。 2 災害復旧・復興計画に関すること。 3 災害記録の作成に関すること。 4 総務部の事務支援に関すること。 5 自主防災会の支援に関すること。
	財政班 財政係長	1 災害関係の予算措置に関すること。 2 町有財産の被害状況の把握及び対策に関すること。 3 総務部の事務支援に関すること。
	デジタル化推進班 デジタル化推進係長	1 情報通信施設及び機器の管理に関すること。
	人工対策・移住定住 推進班 人工対策・移住定住 推進係長	1 町外の被災者受入支援に関すること。 2 移住・定住希望者の支援に関すること。 3 交流・体験・滞在者の支援に関すること。

○災害の状況によっては、班及び部を超えて臨機応変に支援を行う。

部 名	班 名	分 掌 事 務
住民税務部 住民税務課長	住民班 住民係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の避難誘導及び被災世帯の調査に関する事。 2 被災者の安否の問い合わせに関する事。 3 死者、行方不明者の調査報告に関する事。 4 死亡者の戸籍処理に関する事。 5 国民年金に関する事。 6 死者の埋火葬に関する事。 7 遺体収容処理及び調査管理に関する事。
	環境共生エネルギー班 環境共生エネルギー係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災地のし尿収集処理及び塵芥収集処理に関する事。 2 清掃作業及び清掃業者の応援作業に関する事。 3 公害の防止に関する事。 4 環境衛生施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 5 仮設トイレ等の調達に関する事。 6 細菌及び飲料水の水質検査に関する事。 7 死亡獣畜の処理及び飼育動物に関する事。 8 避難所等の開設及び運営協力に関する事。
	税務班 税務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による町税の減免、軽減等に関する事。 2 被災家屋、土地等固定資産の被害調査、報告に関する事。 3 災台帳の作成に関する事。 4 災証明書発行に関する事。 5 災害時（災害対策時）の収納に関する事。
健康福祉部 健康福祉課長	地域福祉班 地域福祉係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の援護に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 災害救助法関係の連絡調整に関する事。 4 要配慮者対策に関する事。 5 社会福祉協議会、民間協力団体及びボランティアとの連絡調整及び協力要請に関する事。 6 生活必需品等の確保及び配分に関する事。 7 救助物資、義援物資の受入れ、保管及び配分に関する事。 8 義援金の配分に関する事。 9 災害弔慰金の支給に関する事。 10 社会福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事。 11 炊き出し等緊急食糧の確保配給に関する事。 12 日赤分区及び赤十字奉仕団に関する事。
	高齢者福祉班 高齢者福祉係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設の被害状況調査及び報告に関する事。 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 3 福祉サービス事業者との連絡調整に関する事。 4 地域福祉班の事務支援に関する事。
	保健医療班 保健医療係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療救護活動に関する事。 2 救護所の設置及び救護班の編成に関する事。 3 各種防疫及び消毒に関する事。 4 医療関係者の動員配備等医師会との連絡調整に関する事。 5 医療施設の被害状況調査及び報告に関する事。 6 医薬品、衛生材料の確保供給に関する事。 7 食品衛生管理に関する事。 8 被災者の健康管理、心のケアに関する事。 9 保健所及び関係機関との連絡調整に関する事。

○災害の状況によっては、班及び部を超えて臨機応変に支援を行う。

部 名	班 名	分 掌 事 務
産業振興部 産業振興課長	農政班 農政係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農作物、農畜産物、農地及び農業生産施設等の被害調査報告及び応急対策に関すること。 2 農作物及び家畜伝染病の防疫に関すること。 3 農業用物資のあっせんに関すること。 4 主要食料の調達、あっせんに関すること。 5 農業団体との連絡調整に関すること。 6 農林水産団体の災害復旧の計画指導に関すること。 7 被災農家の営農指導に関すること。 8 被災農家の災害融資に関すること。
	商工観光班 商工観光係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業の被害調査報告及び応急対策に関すること。 2 町民の応急復旧資材に関すること。 3 被服、寝具その他生活必需品等の調達、あっせんに関すること。 4 被災商工業者に対する災害融資に関すること。 5 商工関係業者等との連絡調整に関すること。 6 観光施設の被害調査報告及び応急対策に関すること。 7 まちづくりセンターいいじまとの連絡調整に関すること。(R2廃止)
	耕地林務班 耕地林務係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業施設等の被害調査報告及び応急対策に関すること。 2 農地、農業施設等の防災対策及び災害復旧に関すること。 3 山林、林道、治山施設等の被害状況調査報告、応急対策及び災害復旧に関すること。 4 災害応急対策用木材、薪炭等の調達確保に関すること。
建設水道部 建設水道課長	建設班 建設係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の被害調査、応急対策及び災害復旧に関すること。 2 道路情報の収集・伝達に関すること。 3 交通規制に関すること。 4 道路交通の安全対策に関すること。 5 障害物の除去に関すること。 6 道路、橋梁等の警戒及び応急対策復旧に関すること。 7 河川、堤防等の警戒及び応急対策復旧に関すること。 8 河川の災害情報に関すること。 9 緊急輸送路、幹線道路の確保に関すること。
	都市計画班 都市計画係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 建築物の被害状況及び安全対策に関すること。 3 町営住宅の応急修理及び復旧に関すること。 4 応急仮設住宅の建設等被災者の住宅確保に関すること。 5 災害対策用資機材の調達、確保に関すること。 6 飯島町建設水道防災協会との連絡及び協力要請に関すること。 7 被災地内の境界確定及び復旧に関すること。 8 ライフラインの復旧状況に関すること。
	水道班 水道係長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び保全並びに応急復旧に関すること。 2 被災者に対する飲料水の確保と供給に関すること。 3 水道業界への協力要請に関すること。 4 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 5 応急資機材の調達確保に関すること。

○災害の状況によっては、班及び部を超えて臨機応変に支援を行う。

部 名	班 名	分 掌 事 務
会計部 会計管理者	会計班 会計係長	1 災害関係経費の出納に関する事 2 災害対策物品の出納に関する事 3 義援金等の受領、管理に関する事
議会部 議会事務局長	議会班	1 議会関係者に対する情報連絡に関する事 2 他部の事務支援に関する事
教育部 教育次長	学校教育班 学校教育係長	1 文教施設の被害調査及び応急対策並びに復旧に関する事 2 児童生徒の避難、救助等安全対策及び被災調査に関する事 3 文教施設利用者の安全確保に関する事 4 教育施設の保健衛生に関する事 5 児童生徒に対する応急教育に関する事 6 学用品等の供与に関する事 7 災害時における教職員の確保に関する事 8 被災児童・生徒の保健管理及び応急対策に関する事 9 避難所等の開設・運営協力に関する事 10 学校給食施設の応急対策に関する事 11 学校給食施設の炊き出し供与に関する事
	子育て支援班 子育て支援係長	1 保育園児の避難、安全対策に関する事 2 災害時の応急保育に関する事 3 避難所等の開設・運営協力に関する事
	生涯学習班 生涯学習係長	1 社会教育及び体育施設の被害調査及び応急対策並びに復旧に関する事 2 社会教育及び体育施設利用者の避難及び安全対策に関する事 3 避難所の設営協力に関する事 4 文化財施設等の被害調査報告及び応急復旧に関する事

○災害の状況によっては、班及び部を超えて臨機応変に支援を行う。

資料番号5 災害対策時の配備体制

配備体制	気象・地震情報	配備体制基準	状況・行動等の目安
レベル5	【気象】 <ul style="list-style-type: none"> レベル5 氾濫特別警報 レベル5 大雨特別警報 レベル5 土砂災害特別警報 【地震】 <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震が発生し命の危険が迫っている 	<ul style="list-style-type: none"> 全職員 	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急安全確保」発令を検討 大規模災害が発生 大規模災害が切迫 命の危険が迫っている
レベル4	【気象】 <ul style="list-style-type: none"> レベル4 氾濫危険警報 レベル4 大雨危険警報 レベル4 土砂災害危険警報 【地震】 <ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震発生（町内） 	（勤務時間内） <ul style="list-style-type: none"> 全正規職員 （勤務時間外） <ul style="list-style-type: none"> 各部職員の半数 	<ul style="list-style-type: none"> 「避難指示」発令の目安 危険な場所からの避難が必要 住民等は自ら避難の判断をする
レベル3	【気象】 <ul style="list-style-type: none"> レベル3 氾濫警報 レベル3 大雨警報 レベル3 土砂災害警報 【地震】 <ul style="list-style-type: none"> 震度5弱・震度5強の地震が発生（町内） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） 震度6弱以上の地震発生（町内）の可能性高 	（勤務時間内） <ul style="list-style-type: none"> 各部職員の半数 （勤務時間外） <ul style="list-style-type: none"> 総務部 2名以上 その他各部 1名以上 （レベル3以上共通） <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部の設置 各部は、外部等からの通報に備える。 各部は、必要な人員（会計年度任用職員含む）を増員できる。 本部長の判断により、一部、または全部を連絡の取れる体制へ移行することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「高齢者等避難」発令の目安 高齢者等は危険な場所からの避難が必要 住民等は普段の行動を見合わせる 住民等は自ら避難の判断をする
レベル2	【気象】 <ul style="list-style-type: none"> レベル2 氾濫注意報 レベル2 大雨注意報 レベル2 土砂災害注意報 【地震】 <ul style="list-style-type: none"> 震度4の地震が発生（町内） 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 	（勤務時間内） <ul style="list-style-type: none"> 総務部 2名 その他各部 1名 （勤務時間外） <ul style="list-style-type: none"> 各部は、連絡の取りあえる体制とし、警戒レベル3となった場合の体制を確認する。 （地震対応） <ul style="list-style-type: none"> 震度4・臨時情報時は、時間帯を問わず原則として連絡会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動の確認が必要 住民等は避難行動を確認する

レベル1	【気象】 ・ 早期注意情報 【地震】 ・ 震度3の地震が発生（町内） ・ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）	（レベル1以上共通） ・ 必要に応じ連絡会議を開催 ・ 各部は、連絡の取りあえる体制をとる。 ・ 各部は、情報収集に努め、必要に応じパトロール等を実施する。 ・ 各職員は、災害時事務分掌を確認する。	
------	---	---	--

※当配備体制のレベルは、内閣府の『避難情報に関するガイドライン』による警戒レベル、および気象庁の防災気象情報（警戒レベル相当情報）と概ね整合を図っている。

資料番号6 配備人員一覧表

資料番号5「災害対策時の配備体制」に準ずる。

資料番号7 ヘルメット・腕章



本部長用



本部職員用



資料番号8 飯島町災害対策本部標札

本 部
 飯
 島
 町
 ○
 ○
 ○
 災
 害
 対
 策
 本
 部

- (注) 1 標札の大きさは適宜とする。
 2 「○○」欄は、気象名又は災害名とする。

資料番号9 防災関係機関及び連絡先一覧

1 町関係

(1) 役場

名 称	所 在 地	電 話
飯島町役場	飯島町飯島2537	0265-86-3111

(2) 小・中学校

名 称	所 在 地	電 話
飯島町立飯島小学校	飯島町飯島2426	0265-86-2041
飯島町立七久保小学校	飯島町七久保4235	0265-86-2525
飯島町立飯島中学校	飯島町飯島2532-2	0265-86-2020

(3) その他主な出先機関

名 称	所 在 地	電 話
農村環境改善センター	飯島町飯島2529	0265-86-6780
道の駅 花の里いいじま	飯島町七久保2252	0265-86-6580
アグリネイチャーいいじま	飯島町飯島3907-1636	0265-86-6072
与田切公園キャンプ場管理棟	飯島町飯島25	0265-86-6046
道の駅本郷	飯島町本郷2406-192	0265-86-6415
上水道樽ヶ沢浄水場	飯島町飯島3912-25	0265-86-3255
学校給食センター	飯島町飯島2461-1	0265-86-2708
道の駅 田切の里	飯島町田切2748-1	0265-98-5525
飯島町体育館	飯島町飯島2442-4	0265-86-2135
飯島町B&G海洋センター	飯島町七久保2589-10	0265-86-3988
歴史民俗資料館「飯島陣屋」	飯島町飯島2309-1	0265-86-4212
飯島町図書館	飯島町飯島2489	0265-86-5871
飯島町弓道場	飯島町飯島2481	0265-86-5677
飯島町文化館	飯島町飯島2489	0265-86-5877
飯島成人大学センター（飯島公民館）	飯島町飯島1189-1	0265-86-4863
七久保林業センター（七久保公民館）	飯島町七久保770-1	0265-86-6466
田切公民館	飯島町田切2823-6	0265-86-6404
本郷公民館	飯島町本郷53-1	0265-86-6716

2 広域関係

名 称	所 在 地	電 話
奈良県斑鳩町	奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12	0745-74-1001
三重県鳥羽市	三重県鳥羽市鳥羽3-1-1	0599-25-1112
駒ヶ根市	駒ヶ根市赤須町20-1	0265-83-2111

宮田村	宮田村98	0265-85-3181
中川村	中川村大草4045-1	0265-88-3001
辰野町	辰野町中央1	0265-41-1111
箕輪町	箕輪町中箕輪10298	0265-79-3111
南箕輪村	南箕輪村4825-1	0265-72-2104
伊那市	伊那市下新田3050	0265-78-4111
松川町	松川町元大島3823	0265-36-3111
上伊那広域連合	伊那市荒井3500-1 いなっせ3F	0265-78-2500
上伊那情報センター	伊那市中央1111	0265-78-7722
伊那中央清掃センター	伊那市美原7867-1	0265-78-3197
伊南行政組合	駒ヶ根市赤穂3230	0265-83-2111
伊南衛生センター	駒ヶ根市赤穂14616-52	0265-82-3973
クリーンセンター八乙女	箕輪町中箕輪3819	0265-79-8773

3 国・県関係

名 称	所 在 地	電 話
総務省消防庁応急対策室 (詳細は13)	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	03-5253-7527
長野県庁	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111
長野県危機管理部 (詳細は14)	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7408
上伊那地域振興局 (詳細は15)	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6817
伊那建設事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6847
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6835
南信発電管理事務所	伊那市狐島3802-2	0265-72-6121
南信教育事務所	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6858
上伊那農業改良普及センター	伊那市荒井3497 伊那合同庁舎内	0265-76-6842
伊那総合健康センター	伊那市伊那4347-1	0265-78-9700
伊那家畜保健衛生所	伊那市西町5764	0265-72-2782

4 消防関係

名 称	所 在 地	電 話
上伊那広域消防本部 伊南 南消防署	飯島町本郷263-1	0265-89-1119
上伊那広域消防本部 伊南 北消防署	駒ヶ根市飯坂1-12-7	0265-81-0119
飯島町中町コミュニティ消防センター(1-1)	飯島町飯島2436-9	
消防団第一分団詰所(1-2)	飯島町飯島3053-1	
飯島町親町コミュニティ消防センター(2-1)	飯島町飯島746-7	
消防団第二分団詰所(石曾根・鳥居原)(2-2)	飯島町飯島1237-1	
飯島町田切コミュニティ消防センター(3-1, 3-2)	飯島町田切2818-3	
飯島町本郷コミュニティ消防センター(4-1, 4-2)	飯島町本郷18-1	
飯島町七久保コミュニティ消防センター(5-1)	飯島町七久保733-1	

消防団第五分団詰所（第二部）（5-2）	飯島町七久保4703-5	
消防団第五分団詰所（第三部）（5-3）	飯島町七久保853-1	

5 警察関係

名 称	所 在 地	電 話
駒ヶ根警察署	駒ヶ根市上穂南8-1	0265-83-0110
駒ヶ根警察署 飯島警察官駐在所	飯島町飯島2317-1	0265-86-2033
駒ヶ根警察署 七久保警察官駐在所	飯島町七久保733-1	0265-86-2509
長野県警察交通管制センター	-	026-263-2110
日本道路交通情報センター	-	050-3369-6620

6 自衛隊関係

名 称	所 在 地	電 話
陸上自衛隊第13普通科連隊第3科	松本市高宮西1-1	0263-26-2766

7 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話
長野地方気象台	長野市箱清水1-8-18	026-232-3773
関東財務局長野財務事務所	長野市大字長野旭町1108 長野第2合同庁舎	026-234-5123
中部地方整備局天竜川上流河川事務所	駒ヶ根市上穂南7-10	0265-81-6411
中部地方整備局天竜川上流河川事務所 飯島砂防出張所	飯島町飯島2527-3	0265-86-2159
中部地方整備局天竜川上流河川事務所 駒ヶ根出張所	駒ヶ根市赤穂4538-5	0265-82-5682
中部地方整備局飯田国道事務所	飯田市東栄町3350	0265-53-7205
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市山寺1499-1	0265-72-7777
関東農政局長野県拠点	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-233-2500
信越総合通信局無線通信部陸上課	長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	026-234-9985

8 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話
日本郵便(株)飯島郵便局	飯島町飯島1473-4	0265-86-2049
日本郵便(株)七久保郵便局	飯島町七久保749-1	0265-86-2549
日本郵便(株)駒ヶ根郵便局	駒ヶ根市中央13-13	0265-83-7601
日本郵便(株)田切簡易郵便局	飯島町田切2739-4	0265-86-4901
東海旅客鉄道(株)飯田支店	飯田市上飯田5356	0265-22-7084
東海旅客鉄道(株)施設指令（緊急時）	名古屋市中村区名駅1-3-4	052-564-2490
東海旅客鉄道(株)伊那市駅（行政専用）	伊那市伊那3465	0265-76-7890
中日本高速道路(株)飯田保全・サービスセンター	飯田市北方856-1	0265-25-7288

N T T東日本(株)長野支店	長野市西長野新田町1137-5	026-116-116
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	026-226-2073
中部電力(株)伊那営業所	伊那市中央4589-1	090-8581-8949
中部電力(株)南向ダム管理所	駒ヶ根市中沢664	0265-82-5514
JRテレフォンセンター	—	050-3772-3910

9 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話
(公社)長野県トラック協会	長野市南長池710-3	026-254-5151
(一社)長野県医師会	長野市大字三輪1316-9	026-219-3600
(一社)長野県歯科医師会	長野市稲葉2141	026-222-8020
(一社)長野県薬剤師会	松本市旭2-10-15	0263-34-5511
(一社)長野県L Pガス協会	長野市中御所1-16-13 天馬ビル4階	026-229-8734

10 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

名 称	所 在 地	電 話
飯島町社会福祉協議会	飯島町飯島2551	0265-86-5511
社会福祉法人長野県社会福祉協議会	長野市若里7-1-7	026-228-4244
飯島町土地開発公社	飯島町飯島2357	0265-86-3111
まちづくりセンターいいじま	飯島町飯島2551	0265-86-6780
飯島町観光協会	飯島町飯島2551	0265-86-6780
飯島町商工会	飯島町飯島1431-4	0265-86-2162
上伊那農業協同組合飯島支所	飯島町飯島1427-1	0265-89-1100
上伊那農業協同組合七久保支所	飯島町七久保1493-1	0265-86-2523
(株)八十二銀行飯島支店	飯島町飯島1427-12	0265-86-3182
(株)アルプス中央信用金庫飯島支店	飯島町飯島1445-1	0265-86-3147
(株)エコーシティー・駒ヶ岳	駒ヶ根市赤穂15309	0265-82-4000

11 土木工事関係業者

名 称	所 在 地	電 話
(株)久保田組	飯島町本郷2406-169	0265-86-2031
下平建設(株)	飯島町田切1038	0265-86-4310
野村建設(株)	飯島町飯島107	0265-86-2010
(株)大島建設	飯島町七久保4350-1	0265-86-2541
美義建設	飯島町田切278	0265-86-2854
ユタカ産業(有)	飯島町飯島132-6	0265-86-3570
(株)オオトリ	飯島町飯島2169-178	0265-86-2377
(有)今井建設	飯島町飯島2311-2	0265-86-2069
(有)五味建設	飯島町七久保4891	0265-86-2630

石田建設(株)飯島支店	飯島町飯島2310-3	0265-86-2115
(株)ヤマウラ飯島支店	飯島町飯島2553	0265-86-5266
(株)三徳	飯島町飯島2510	0265-86-2109
登美屋建設(株)	飯島町七久保5195-1	0265-86-3513
小林水道	飯島町田切3286	0265-86-2402
(株)ステップアップ	飯島町田切1215-3	0265-86-6308
松田建設(株)伊南支店	飯島町本郷1364-1	0265-86-2802

12 水道工事関係業者

名 称	所 在 地	電 話
(有)新井設備工業	飯島町飯島1427-22	0265-86-2213
石田建設(株)飯島支店	飯島町飯島2310-10	0265-86-2115
(株)オオトリ	飯島町飯島2169-178	0265-86-2377
小林水道	飯島町田切3286	0265-86-2402
(株)三徳	飯島町飯島2510	0265-86-2109
下平建設(株)	飯島町田切1038	0265-86-4310
(株)登美屋建設	飯島町七久保5195-1	0265-86-3513

13 総務省消防庁

回線別	区 分	応急対策室
N T T回線	電話	03-5253-7527
	FAX	03-5253-7537
消防防災無線	電話	7527
	FAX	7537
地域衛星通信 ネットワーク	電話	881-048-500-9043422、904323
	FAX	881-048-500-7537

14 長野県危機管理部

回線別	区 分	危機管理防災課
N T T回線	電話	026-235-7184、7408
	FAX	026-233-4332
長野県防災行政 無線(地上系)	電話	8-231-(5208) カッコ内5200~5213も可
	FAX	8-231-8739
地域衛星通信 ネットワーク	電話	881-231-(5208) カッコ内5200~5213も可
	FAX	881-231-8739

15 上伊那地域振興局

回線別	区 分	総務管理課
N T T回線	電話	0265-76-6803
	FAX	0265-76-6804
長野県防災行政無線（地上系）	電話	8-236-（2321, 2322, 8731）
	FAX	8-236-2326、8741
地域衛星通信ネットワーク	電話	881-236-（2321, 2322, 8731）
	FAX	881-236-2326、8741

資料番号 10 被害状況調査担当部・協力機関

調査事項	担当部	協力機関
概況速報	総務部	上伊那地域振興局地域政策課
人的及び住家の被害	総務部	上伊那地域振興局地域政策課
避難勧告等避難状況	総務部	上伊那地域振興局地域政策課
社会福祉施設等被害	住民税務部 健康福祉部	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	産業振興部	上伊那地域振興局農政課・上伊那農業改良普及センター・伊那家畜保健衛生所・J A上伊那・上伊那森林組合
農地・農業用施設被害	産業振興部	上伊那地域振興局農政課・農地整備課
林業関係被害	産業振興部	上伊那森林組合・上伊那地域振興局林務課・南信森林管理署
公共土木施設被害	建設水道部	伊那建設事務所・天竜川上流河川事務所飯島砂防出張所・飯田国道事務所
都市施設被害	建設水道部	伊那建設事務所
水道施設被害	建設水道部	上伊那地域振興局環境課
廃棄物処理施設被害	住民税務部 健康福祉部	上伊那地域振興局環境課
感染症関係被害	住民税務部 健康福祉部	保健福祉事務所
医療施設被害	住民税務部 健康福祉部	保健福祉事務所
商工関係被害	産業振興部	上伊那地域振興局商工観光課・飯島町商工会
観光施設被害	産業振興部	上伊那地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育部	南信教育事務所
町有財産被害	総務部	
水害等速報	総務部	

資料番号 1 1 報道機関連絡先一覧

名 称	電 話	F A X
NHK長野放送局 報道部	026-291-5216	026-225-8040
(株)長野放送 報道部	026-227-3000	026-228-5836
信越放送(株) 報道部	026-237-0500	026-237-0585
(株)テレビ信州 報道部	026-336-2002	026-336-2036
長野朝日放送 報道部	026-223-1000	026-223-1033
長野エフエム放送(株) 放送部	0263-33-4400	0263-33-4401
SBCラジオ編成制作部 (長野県大規模災害ラジオ放送協議会)	026-259-2154	0263-259-2126
信濃毎日新聞社 伊那支社	0265-72-2101	0265-73-7911
信濃毎日新聞社 駒ヶ根支局	0265-83-3756	0265-83-3752
中日新聞 駒ヶ根通信部	0265-83-2804	0265-83-1409
長野日報社 駒ヶ根支局	0265-82-5378	0265-82-5886
南信州新聞社	0265-22-3734	0265-23-7072
(株)エコーシティー・駒ヶ岳	0265-82-4000	0265-82-4736

資料番号 12 自主防災組織編成表

飯 島 区		田 切 区		本 郷 区		七 久 保 区	
飯 島 区 自 主 防 災 会		田 切 区 自 主 防 災 会		本 郷 区 自 主 防 災 会		七 久 保 区 自 主 防 災 会	
1	岩 間 自 主 防 災 会	1	春 日 平 自 主 防 災 会	1	本 郷 第 一 自 主 防 災 会	1	高 速 原 自 主 防 災 会
2	高 尾 ”	2	追 引 ”	2	本 郷 第 二 ”	2	新 屋 敷 ”
3	赤 坂 ”	3	南 割 ”	3	本 郷 第 三 ”	3	上 通 り ”
4	北 町 ”	4	南 田 切 ”	4	本 郷 第 四 ”	4	南 街 道 ”
5	上ノ原 ”	5	中 平 ”	5	本 郷 第 五 ”	5	北 街 道 ”
6	中 町 ”	6	北 河 原 ”	6	本 郷 第 六 ”	6	北 村 ”
7	南 仲 町 ”					7	柏 木 ”
8	南 町 ”					8	荒 田 ”
9	親 町 ”					9	新 田 ”
10	豊 岡 ”					10	針ヶ平 ”
11	山 久 ”						
12	石 曾 根 ”						
13	鳥 居 原 ”						
14	日 曾 利 ”						
15	舟 久 保 ”						
16	豊 岡 住 宅 ”						
17	美 沢 ”						
18	北 梅 戸 ”						
19	赤 坂 グ リ ー ン ヒ ル ”						
20	グ リ ー ン リ ー フ 飯 島 ”						
21	グ リ ー ン ハ ー ト ”						

3 条例等

資料番号 13 飯島町防災会議条例

昭和38年7月27日

条例第13号

改正 平成12年3月21日条例第3号

平成18年9月22日条例第30号

平成24年6月18日条例第21号

平成24年9月24日条例第23号

平成27年3月6日条例第3号

平成29年9月22日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、飯島町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（平成12条例3・一部改正）

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 飯島町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

（平成24条例23・一部改正）

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
 - (3) 長野県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 上伊那広域消防本部伊南南消防署の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、40人以内とする。

（平成18条例30・平成24条例21・平成24条例23・平成27条例3・平成29年条例18・一部改正）

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、長野県の職員、町の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各号に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第3号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第30号)
(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第3号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料番号 14 飯島町防災会議委員名簿

条例第3条区分		委 員 所属・職名
会長	町長	飯島町長
第1号委員	指定地方行政機関	天竜川上流河川事務所長
第2号委員	自衛官	陸上自衛隊第13普通科連隊第1中隊長
第3号委員	県職員	上伊那地域振興局長
		伊那建設事務所長
		伊那保健福祉事務所長
第4号委員	県警職員	駒ヶ根警察署長
第5号委員 (職務代理者)	市町村職員	飯島町副町長
第6号委員	教育長	教育長
第7号委員	消防団長	消防団長
第8号委員	指定公共機関	東日本電信電話(株)長野支店 長野災害対策室長
		中部電力(株)伊那営業所長
第9号委員	消防署職員	上伊那広域消防本部 伊南 南消防署長
第10号委員	知識・経験者	飯島町議会議員
		飯島町議会議員
		飯島町議会議員
		飯島町議会議員
		飯島区長
		田切区長
		本郷区長
		七久保区長
		一般社団法人 上伊那医師会代表
		飯島町商工会代表
		上伊那農業協同組合 飯島支所長
		(株)エコーシティー・駒ヶ岳 常務取締役
		飯島町社会福祉協議会長
		飯島町建設関連業界代表
		飯島町民生・児童委員会長
		伊南交通安全協会飯島町支会長
		飯島町消防委員会会長
		長野県自主防災アドバイザー
		長野県自主防災アドバイザー
		飯島地区総代会長
		田切地区自治会長会 会長
		本郷地区自治会長会 会長
		七久保地区自治会長会 会長
		日赤奉仕団委員 (飯島地区代表者)
		日赤奉仕団委員 (田切地区代表者)
		日赤奉仕団委員 (本郷地区代表者)
日赤奉仕団委員 (七久保地区代表者)		
いいちゃんまちづくり連絡協議会		
オブザーバー		飯田国道事務所長
(会長を除く委員数)		(40名) オブザーバー 1名

資料番号 15 飯島町災害対策本部条例

昭和38年7月27日

条例第14号

改正 平成8年3月25日条例第3号

平成24年9月24日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、飯島町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平成8条例3・平成24条例23・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平成8条例3・追加)

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平成8条例3・旧第4条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料番号 16 飯島町地震災害警戒本部条例

昭和54年12月26日

条例第24号

改正 平成14年3月27日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）

第18条第4項の規定に基づき、飯島町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。
- 4 副本部長は、本部長を助け本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 長野県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町の教育委員会の教育長
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 伊南行政組合消防本部南消防署の職員のうちから町長が任命する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町及び伊南行政組合消防本部南消防署の職員のうちから町長が任命する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

(平成14条例7・一部改正)

(室及び部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは警戒本部に室及び部を置くことができる。

- 2 前項の室及び部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 第1項の室及び部に室長及び部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の室長及び部長に事故があるときは、第1項の室及び部に属する本部員のうちから前項の室及び部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年条例第7号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

資料番号 17 飯島町地震災害警戒本部規程

昭和54年12月26日

告示第37号

改正 昭和62年3月20日告示第30号

平成5年3月16日訓令第1号

平成9年12月25日告示第36号

平成13年3月26日訓令第1号

平成16年3月29日告示第25号

平成18年3月20日訓令第1号

平成19年3月22日告示第10号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、飯島町地震災害警戒本部条例（昭和54年飯島町条例第24号）第4条の規定に基づき、飯島町地震災害警戒本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 警戒本部

(位置)

第2条 本部は、飯島町役場内に置く。

(組織)

第3条 本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本部長 町長
- (2) 副本部長 副町長
- (3) 本部員 飯島及び七久保郵便局長
東海旅客鉄道株式会社伊那市駅長
駒ヶ根警察署飯島及び七久保駐在所警察官
教育長、町長の事務部局の課長、議会事務局長、教育委員会教育次長
伊南行政組合消防本部南消防署長
飯島町消防団長
- (4) 本部職員 本部員を除く町及び伊南行政組合消防本部南消防署職員
(平成16告示25・全改、平成19告示10・一部改正)

(部の設置)

第4条 本部に次の部を置く。

総務部、住民福祉部、産業振興部、建設水道部、教育委員会部、会計部、議会部、消防部
(平成16告示25・全改、平成18訓令1・一部改正)

(所掌事務)

第5条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 飯島町震災対策計画の応急対策に係る事項

附 則

この規程は、昭和54年12月26日から施行する。

附 則 (昭和62年告示第30号)

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年訓令第1号)

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年告示第36号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年訓令第1号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第25号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年訓令第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第10号）

この告示は、公表の日から施行する。

資料番号 18 飯島町水防協議会条例

昭和55年12月22日

条例第17号

改正 平成12年3月21日条例第3号

平成17年9月21日条例第19号

平成24年3月7日条例第3号

(設置)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、飯島町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平成12条例3・全改、平成17条例19・平成24条例3・一部改正)

(会長)

第2条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 関係行政機関の職員である委員又は、関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

(委員の任期)

第4条 関係行政機関の職員及び関係団体の代表者である委員は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第6条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け庶務に従事する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

附 則(平成24年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料番号 19 消防・防災施設関係等整備事業交付金・補助金概要

1 区・自治会等が事業主体の事業

事業名	消防施設整備費交付金	自主防災組織施設整備事業補助金
趣 旨	区又は自治会（消防施設整備委員会を含む）が消防活動に必要な消防施設の整備に要する経費の一部を町が交付する。	自主防災組織（区・自治会等）が防災施設の整備を行う際、その経費に対して町が補助する。
交付率 補助率	交付率＝対象事業費の80%以内 ・事業費10,000円以上のもの ・用地代、補償費、雑費は対象外 ・交付金限度額 70万円	補助率＝（対象事業費の100%以内） 80% ・補助金限度額 ①50戸未満又は、200人未満の組織 40万円 ②50戸以上又は、200人以上の組織 60万円
対象事業	①鉄骨警鐘楼の移転、補修 ②ホース掛け施設の新設、補修 ③消火栓の補修、付属器具の購入 ④せぎ込み施設の設置、補修 ⑤その他消防活動上、特に町長が必要と認めた事業	①防災倉庫 防災資機材備蓄倉庫の整備 ②情報伝達用具 電池メガホン、トランシーバー、携帯用ラジオ ③消火用具 消火器・格納庫、消火バケツ等 ④救出・救護避難用具 担架、簡易ベット、テント、ビニールシート、ヘルメット、腕章、発電機、投光機等の購入、補修等 ④給食・給水用具 給受水タンク、釜・鍋、炊飯装置 ⑤町長が特に必要と認めたもの

2 町が事業主体の事業

町が行う次の消防施設整備事業については、条例により地元分担金を徴収

- (1) 消防自動車車庫建設事業
- (2) 消防詰所建設事業
- (3) 防火貯水槽建設事業
- (4) 消火栓新設事業

※地元分担金…事業費の15%（飯島町受益者分担金徴収規則）

4 災害協定

資料番号 20 協定一覧

No.	締結年月日	締結変更年月日	協定名	相手先	備考
1	H7. 4. 1		災害時の医療救護についての協定書	(社)上伊那医師会	
2	H8. 2. 14		長野県消防相互応援協定書	県内消防本部	
3	H8. 4. 1		長野県市町村災害時相互応援協定	県内全市町村	
4	H9. 2. 11		飯島町・斑鳩町災害時等相互応援に関する協定	斑鳩町長	○
5	H10. 4. 15	H28. 3. 1	災害時における郵便局と飯島町の協力に関する協定書	飯島郵便局長	○
6	H16. 1. 1		災害時の歯科医療救護についての協定書	(社)上伊那歯科医師会	
7	H19. 11. 30		災害等における行方不明者の捜査及び情報の収集伝達に関する協定	上伊那猟友会飯島支部 飯島町猟友会長	○
8	H22. 3. 5		防災情報の共有に関する協定書	国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川工事事務所長	○
9	H22. 3. 5		大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定	国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川工事事務所長	○
10	H23. 3. 30		災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局長	○
11	H24. 4. 10	H28. 2. 10	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定書	(社)長野県建築士会 上伊那支部	○
12	H24. 11. 6		鳥羽市災害時相互応援協定書	鳥羽市長	○
13	H24. 11. 16		災害時等における応急措置に関する協定書	飯島町建設水道防災協会	○
14	H26. 1. 7		特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社 長野支店	○
15	H26. 3. 27		災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書	長野県LP協会上伊那支部 (一財)長野県LPガス協会	○
16	H27. 3. 4		災害時における石油類燃料の提供の関する協定	上伊那農業協同組合	○
17	H18. 6. 16		災害時における自動販売機(清涼飲料水)の協定	コカコーラ・ペプシコーラ・ジャパンビバレッジ	○
18	H28. 1. 19		中部伊那町村消防相互応援協定	松川町長、中川村長、大鹿村長	
19	H28. 3. 30		上伊那地域の消防団による相互応援協定書	上伊那広域圏内の市町村長	
20	H28. 8. 8		災害時の医療救護についての協定書	上伊那薬剤師会、上伊那助産師会	
21	H28. 11. 9		特定接種の接種体制に関する覚書	昭和伊南総合病院 伊南行政組合病院事業	○
22	H29. 7. 26		災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	日本ケーブルテレビ連盟信越本部	○
23	H29. 7. 28		郵便局との飯島町における協力に関する協定	飯島郵便局、七久保郵便局、駒ヶ根郵便局	○
24	H29. 8. 7		上伊那生コン事業協同組合との災害時における応援協力に関する協定書	上伊那生コン事業協同組合、上伊那広域連合、上伊那市町村	

※○印は飯島町と相手方の単独締結

5 避難・備蓄

資料番号 2 1 指定避難所一覧

NO	施設名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常 な現象の種類			指定緊急避難 場所 との重複	想定 収容 人数 (人)	面積 (㎡)
				洪水	崖崩れ、 流及び地 滑り、土 石	地震			
1	飯島小学校体育館	飯島2426	町 86-2041	○	○	○		320	1,290
2	飯島小学校校舎	飯島2426	町 86-2041	○	○	○		1,540	6,193
3	飯島中学校体育館	飯島2532-2	町 86-2020	○	○	○		360	1,475
4	飯島中学校校舎	飯島2532-2	町 86-2020	○	○	○		1,430	5,740
5	飯島体育館	飯島2442-4	町 86-2135	○	○	○		470	1,886
6	飯島町文化館	飯島2489	町 86-5877	○	○	○	○	980	3,947
7	飯島町役場西庁舎	飯島2529	町 86-6711	○	○	○		240	971
8	飯島保育園	飯島2844	町 86-2243	○	○	○		340	1,380
9	飯島東部保育園	飯島587-2	町 86-3267	○	○	○		380	1,539
10	飯島成人大学センター	飯島1189-1	飯島区 86-4863	○	○	○		250	1,004
11	日曾利集会所	日曾利243	日曾利自治会	○	○	○	○	40	186
12	田切公民館	田切2823-6	田切区 86-6404	○		○		140	564
13	田切体育館	田切2817	町	○		○		190	779
14	本郷公民館	本郷53-1	本郷区 86-6716	○	○	○		110	440
15	本郷体育館	本郷53-1	町	○	○	○		190	795
16	七久保小学校体育館	七久保4235	町 86-2525	○	○	○		280	1,122
17	七久保小学校校舎	七久保4235	町 86-2525	○	○	○		780	3,145
18	七久保保育園	七久保760-1	町 86-2724	○	○	○		320	1,302
19	七久保林業センター	七久保770-1	七久保区 86-6466	○	○	○		200	838
20	B & G 海洋センター 体育館	七久保2589-10	町 86-3988	○	○	○		420	1,716
21	キッズ防災拠点施設 (飯島町子育て支援 センター) 【福祉避難所拠点施設】	飯島2485, 2486	町	○	○	○		110	477
22	地域福祉センター 石楠花苑 【福祉避難所】	飯島2551	町	○	○	○		410	1,646
23	特別養護老人ホーム	七久保1338-1		○	○	○			
24	学校給食センター 【備蓄・物資拠点・応 急給食機能を兼ねる】	飯島2483	町	○	○	○		20	90

※想定収容人数の算定基準：屋内は4㎡、屋外は2㎡で算定

資料番号 22 指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	管理担当	対象とする異常な現象の種類			指定避難所との重複	想定収容人数(人)	面積(m ²)
				洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震			
1	岩間農業構造改善センター	飯島3288-2	自治会長	○	○	○		60	243
2	高尾農業構造改善センター	飯島3670-2	自治会長	○	○	○		50	202
3	赤坂耕地集会所	飯島2176	自治会長	○	○	○		70	300
4	北町公会所	飯島2444-1	自治会長	○	○	○		40	192
5	上ノ原公会所	飯島2691-6	自治会長	○	○	○		40	183
6	中町集会所	飯島2440-1	自治会長	○	○	○		40	194
7	南仲町公会所	飯島1181-19	自治会長	○	○			30	120
8	南町コミュニティーセンター	飯島1123-9	自治会長	○	○	○		90	384
9	親町集会所	飯島713-1	自治会長	○	○	○		50	213
10	豊岡集会所	飯島70-56	自治会長	○	○	○		40	194
11	飯島町文化館	飯島2489	町	○	○	○	○	980	3,947
12	山久集会所	飯島2455-17	自治会長	○	○	○		40	197
13	石曾根集会所	飯島1704	自治会長	○	○	○		30	122
14	鳥居原集会所	飯島841-10	自治会長	○	○	○		80	323
15	日曾利集会所	日曾利243	自治会長	○	○	○	○	40	186
16	舟久保教員住宅駐車場	飯島2664-23	町	○	○	○		90	198
17	美沢集会所	飯島3429	自治会長	○	○			20	89
18	北梅戸集会所	飯島2436-27	自治会長	○	○			20	98
19	赤坂グリーンヒル集会所	飯島3856-297	自治会長	○	○	○		30	150
20	陣馬住宅駐車場・公園	飯島3856	町	○	○	○		840	1,681
21	グリーンリーフ飯島駐車場	飯島1054	町	○	○	○		260	527
22	グリーンハート西駐車場	飯島2587-3	町	○	○	○		510	1,026
23	飯島運動場	飯島2436-1	町	○	○	○		7,320	14,657
24	飯島小学校運動場	飯島2426	町	○	○	○		3,130	6,265
25	飯島中学校運動場	飯島2532-2	町	○	○	○		8,120	16,248
26	春日平集会所	田切161-559	自治会長	○	○	○		40	195
27	追引公会所	田切2904-1	自治会長	○	○	○		60	250
28	南割集会所	田切2679-1	自治会長	○	○	○		60	255
29	南田切集会所	田切2169-1	自治会長	○	○	○		40	160
30	中平集会所	田切1193-1	自治会長	○	○	○		50	233
31	北河原集会所	田切680-1	自治会長	○	○	○		60	264
32	田切野球場	田切1221-381	町	○	○	○		6,390	12,789
33	道の駅 田切の里	田切2598-1	県	○	○	○		1,280	2,562
34	本郷第一集会所	本郷2271	自治会長	○	○	○		40	182

NO	施設・場所名	住所	管理担当	対象とする異常な現象の種類			指定避難所との重複	想定収容人数(人)	面積(m ²)
				洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	地震			
35	本二耕地コミュニティセンター	本郷1820	自治会長	○	○	○		30	142
36	本三耕地集会所	本郷305	自治会長	○		○		40	182
37	本四ふれあいセンター	本郷652-1	自治会長	○	○	○		30	131
38	本五集会所	本郷866-2	自治会長	○		○		20	119
39	本六集会所	本郷960-6	自治会長	○	○	○		40	181
40	本郷運動場	本郷1136-2	町	○	○	○		2,500	10,033
41	高遠原集会所	七久保4872	自治会長	○	○	○		40	193
42	新屋敷地域交流センター	七久保4658-3	自治会長	○	○	○		50	231
43	上通り農業構造改善センター	七久保4194-3	自治会長	○	○	○		50	219
44	南街道集会所	七久保4257-1	自治会長	○	○	○		40	177
45	北街道ハーモナイス	七久保1519-2	自治会長	○	○	○		50	214
46	北村公会所	七久保3436-1	自治会長	○	○	○		40	179
47	千人塚公園駐車場	七久保3017	町	○	○	○		450	900
48	柏木集会所	七久保3236-1	自治会長	○	○	○		40	190
49	荒田公会所	七久保1641-3	自治会長	○	○	○		60	250
50	特別養護老人ホーム 越百園 マレットゴルフ場 駐車場	七久保1338-1	上伊那 福祉協会	○	○	○		200	400
51	新田公会所	七久保854-1	自治会長	○	○	○		50	222
52	針ヶ平集会所	七久保1032-61	自治会長	○	○	○		20	119
53	七久保小学校運動場	七久保4235	町	○	○	○		1,940	3,896
54	柏木運動場	七久保2589-14	町	○	○	○		5,650	11,304
55	道の駅 花の里いいじま	七久保2252	県	○	○	○		1,600	3,200

※想定収容人数の算定基準：屋内は4 m²、屋外は2 m²で算定

※特に駐車場・公園等は、状況により想定収容人数が減となる可能性がある。

資料番号 23 要配慮者利用施設一覧

区分	施設区分	施設の名称	所在地	開設者	電話番号	FAX
児童福祉施設	保育所	飯島保育園	飯島町飯島2844番地	飯島町	86-2243	86-5622
		飯島東部保育園	飯島町飯島587番地2	飯島町	86-3267	86-3870
		七久保保育園	飯島町七久保760番地1	飯島町	86-2724	86-2724
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	J A七久保宅老所 なごみの家	飯島町七久保1493	上伊那農業協同組合	86-7020	86-7021
		いいさとねっと梅戸	飯島町飯島2329番地7	NPOいいさとねっと	86-6535	86-6524
		飯島町デイサービスセンター石楠花苑	飯島町飯島2551番地	(社福)飯島町社会福祉協議会	86-5511	86-5657
		介護ステーションまんてん	飯島町飯島755番地1	NPOまんてん	86-8660	86-8665
		生協総合ケアセンターいいじま デイサービスセンターやまなみ	飯島町飯島2050番地1	上伊那医療生活協同組合	95-1070	95-1071
		デイサービスセンター いいじまいちご	飯島町飯島2317番地1	(株)一期会	86-7715	86-7720
	老人短期入所施設 (ショートステイ)	介護ステーションまんてん	飯島町飯島755番地1	NPOまんてん	86-8660	86-8665
		越百園	飯島町七久保1338番地1	(社福)上伊那福祉協会	89-1221	89-1223
		ショートステイいいじまいちご	飯島町飯島2317番地1	(株)一期会	86-7715	86-7720
	特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	越百園	飯島町七久保1338番地1	(社福)上伊那福祉協会	89-1221	89-1223
介護保険サービス事業所	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	グループホーム道	飯島町田切161番地52	(有)平成	86-8171	86-8170
		グループホームまんてん	飯島町飯島2880番地1130	NPOまんてん	86-8680	86-8686
		生協総合ケアセンターいいじま グループホームやまなみ	飯島町飯島2050番地1	上伊那医療生活協同組合	95-1072	95-1074
	小規模多機能居宅介護	ケアホームまんてん	飯島町飯島671番地1	NPOまんてん	98-8603	86-2226
		生協総合ケアセンターいいじま 小規模多機能やまなみ	飯島町飯島2050番地1	上伊那医療生活協同組合	95-1073	95-1074
有料老人ホーム	有料老人ホーム	ケアホームまんてん	飯島町飯島671番地1	NPOまんてん	98-8603	86-2226
		住宅型有料老人ホームやまなみ	飯島町飯島2050番地1	上伊那医療生活協同組合	89-1230	89-1231
障害福祉サービス事業所	生活介護	介護ステーションまんてん	飯島町飯島755番地1	NPOまんてん	86-8660	86-8665
		多機能型事業所 はばたき	飯島町飯島2551番地	(社福)飯島町社会福祉協議会	96-7655	86-5657
	就労継続支援 (B)	地域自立支援事業所こまくさ園	飯島町飯島2317-3	(社福)飯島町社会福祉協議会	86-6172	86-6172
就労継続支援 (A)	こころ	飯島町田切3239番地127	(株)こころ	98-8501	98-8502	
地域活動支援センター	地域活動支援センター	飯島町障がい者地域活動支援センター やすらぎ	飯島町飯島745番地	飯島町	86-6225	86-6225

資料番号 24 主食等販売業者一覧

名 称	所 在 地	電 話	F A X
中町米穀店	飯島町飯島1453	86-2015	
J A 上伊那飯島支所A コープ飯島店	飯島町飯島1427-1	89-1103	86-5442
J A 上伊那七久保支所A コープ七久保店	飯島町七久保1539-2	86-3735	86-5441
ファミリーマート飯島文化館前店	飯島町飯島2568-9	86-8303	
セブンイレブン飯島七久保店	飯島町七久保1908	86-6777	
セブンイレブン飯島赤坂店	飯島町飯島2038-1	86-6670	
ローソン飯島店	飯島町飯島2315-1	86-6501	
ファミリーマート J A いいじま店	飯島町飯島1793-7	86-8015	

6 医療・衛生

資料番号 25 医療機関、薬局等一覧

1 町内医療機関

名 称	所 在 地	電 話
生協診療所いいじま	飯島町飯島2050-1	86-5778
のどかクリニック	飯島町飯島2038-2	86-6705
飯島中央クリニック	飯島町飯島2551	98-8563
つどいのクリニック柿田	飯島町飯島2550-5	98-8608
ななくぼ歯科医院	飯島町七久保1833-1	86-6000
平沢歯科医院	飯島町飯島2126-3	86-5950
恵幸堂歯科医院	飯島町飯島2527-6	86-6050
田畑歯科医院	飯島町飯島744-1	98-8357

2 災害拠点病院

種 別	名 称	所 在 地	電 話
災害拠点病院	伊那中央病院	伊那市小四郎久保1313-1	0265-72-3121
災害拠点病院	飯田市立病院	飯田市八幡町438	0265-21-1255

3 上伊那、下伊那医療圏救急告示病院

名 称	所 在 地	電 話
昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂3230	82-2121
辰野町立辰野病院	辰野町大字辰野1445-5	0266-41-0238
下伊那赤十字病院	松川町元大島3159-1	0265-36-2255
下伊那厚生病院	高森町吉田481-13	0265-35-7511

4 町内薬局・薬店一覧

名 称	所 在 地	電 話
飯島亀田薬局	飯島町飯島2038-2	89-1006
こもれび薬局	飯島町飯島2550-8	98-8641

資料番号 26 清掃業者一覧

1 一般廃棄物収集運搬業許可

No.	事業所名	連絡先住所	電 話	事業所		一般家庭			家電 4品目
				可燃	し尿	可燃	不燃	粗大	
1	株日本環境プラン	飯島町飯島120-45	0265-86-5900	○	-	○	○	○	-
2	株セイビ社	駒ヶ根市赤穂14-865	0265-83-4808	○	-	-	-	-	-
3	株イナック	上伊那郡宮田村5339	0265-85-4111	○	-	○	○	○	○
4	株B I S O	伊那市大字東春近549-3	0265-76-6100	○	-	-	-	-	-
5	直富商事株	長野市大字大豆島3397-6	026-222-1880	○	-	-	-	-	-
6	中日本ロード・メン テナンス東海株	飯田市大瀬木16-1	0265-25-7037	○	-	-	-	-	-
7	有K・E・S	伊那市荒井3708-1	0265-71-8280	○	-	○	-	-	-
8	清村商店	宮田村7611-4	0265-85-2123	○	-	-	-	-	-
9	株キタニ	伊那市大字福島320-1	0265-72-3340	○	-	○	○	○	-
10	川島 龍潤	駒ヶ根市北割3386	0265-83-3669	○	-	-	-	-	-
11	有マツムラ	本郷2406-486	0265-86-3059	○	-	○	○	○	○
12	有田切クリーンセンター	飯島1800番地	0265-86-4588	○	雑排水	-	-	-	○
13	株アイ・コーポレーション	岡谷市川岸東1-4-23	0266-24-0110	○	-	○	○	○	○
14	有加藤産業	下伊那郡高森町下市田2422-52	0265-35-5304	○	-	○	○	○	○
15	株ハクトーグループサービス	南箕輪村8362-4	0265-78-8340	-	-	○	-	-	-
16	ジャーナル商事株	飯田市高羽町3-1-11	0265-78-5707	○	-	-	-	-	-
17	有恵比寿産業	駒ヶ根市赤穂14-67-71	0265-82-5085	○	-	-	-	○	-
18	有竹原建材	飯田市上郷飯沼3282-1	0265-22-1943	-	-	-	○	-	-
19	有ファットエヴァー	伊那市大字富県3429番地5	0265-76-5137	○	-	○	○	○	○
20	株那須屋興産	伊那市伊那6612番地2	0265-78-8208	○	-	-	-	-	-
21	有松岡産業	駒ヶ根市赤穂14616番地25号	0265-83-2551	○	-	○	○	○	-
22	有丸中産業	南箕輪村5609番地2号	0265-78-1024	○	-	○	○	-	-
23	株マルケイ	飯田市松尾上溝3033番地3	0265-22-0881	○	-	-	-	-	-
24	株J A C K	飯島町田切480番地1	0265-86-5346	-	-	○	○	-	-
25	株ドミン	安曇野市穂高有明9035-1	0263-87-8116	○	-	-	-	-	-
26	金岡商店	宮田村5450番	0265-85-4782	○	-	-	-	-	-
27	有イグチ美装	宮田村6861-1	0265-98-0380	○	-	-	-	-	-
28	關 成男	宮田村1037-1	0265-85-3078	○	-	-	-	-	-
29	丸忠リサイクル株	飯島152-1	0265-98-8573	○	-	○	-	-	-
30	南重建設株	伊那市美篁7904-1	0265-78-4027	○	-	○	○	-	○
31	株信州ウェスト	伊那市西春近5806	0265-73-9533	○	-	-	-	○	-
32	有津野興業	駒ヶ根市赤穂16558-5	0265-83-0637	○	-	-	-	-	-
33	有ライフクリーン	下伊那郡松川町元大島3809-8	0265-36-5104	○	-	-	-	-	-

2 一般廃棄物処分業許可

No.	商店名	住 所	電 話	種 類
1	(有)マツムラ	飯島町本郷2406-486	86-3059	切断(金属・廃自動車・粗大)、圧縮(金属・紙・繊維・プラ・木・瓦礫・廃自動車)、破碎(ガラス・陶磁器)、熔融固化(発泡スチロール)
2	(有)田切クリーンセンター	飯島1800番地	86-4588	一般廃棄物の中間処理(汚泥汚濁)、家庭雑排水・汚泥の中間処理

※一般廃棄物⇒焼却灰、廃プラガラス、コンクリート・陶磁器・金属・ゴム・木紙・繊維

3 浄化槽清掃業許可

No.	商店名	住 所	電 話
1	(有)七久保衛生社	飯島町七久保2622番地2	86-2648
2	(有)宮田衛生社	宮田村6195番地99	85-2067

(注) 掲載事業者は平成30年2月現在の許可事業者である。

資料番号 27 遺体収容所及び埋・火葬所一覧

収容所・埋葬所	所在地	電話
西岸寺	飯島町本郷1724	86-3939
聖徳寺	飯島町田切2875	86-2245
アルテホール光祥院花の里	飯島町七久保243-3	89-1488
虹のホール伊南	飯島町飯島1270	86-8009

火葬場名	住所	電話
伊南行政組合 伊南聖苑 火葬場	駒ヶ根市赤穂14679番地 1	82-5985

7 輸送・通信

資料番号 28 飯島町の道路状況

広域連携軸 (南北方向)	中央自動車道	高速バス利用による連携
	主要地方道飯島飯田線、 町道広域1号線、町道広域2号線	地域連携軸としても機能
	国道153号、国道153号バイパス	地域連携軸としても機能
	主要地方道伊那生田飯田線	自動車交通、竜東地区との連携を補完
地域連携軸 (東西方向)	町道追引南田切幹1号線	田切区内を東西方向に連携
	町道仲通り線、町道堂前線	国道153号伊南バイパスと町道広域1号 線、町道広域2号線の連絡
	町道上ノ原幹線、県道飯島停車場線、 県道飯島停車場日曾利線	飯島区内を東西方向に連携する軸、 広域連携軸を相互に連絡
	主要地方道飯島飯田線（柏木交差点 ～）、町道本郷中央縦断線	本郷区内を東西方向に連携する軸、 本郷区と七久保区の連絡
	県道北林飯島線、県道千人塚公園線	七久保区を東西方向に連携する軸、 七久保区と中川村の連絡

資料番号 29 緊急輸送路線

路線名	緊急輸送路確保区間
国道153号伊南バイパス	国道153号～供用区間
国道153号	駒ヶ根市飯島町界～中川村飯島町界
町道広域1号線及び広域2号線	駒ヶ根市飯島町界～七久保柏木主要地方道飯島飯田線交点
主要地方道飯島飯田線	松川町飯島町界～国道153号交点
県道飯島停車場線	国道153号交点～飯島駅前
県道飯島停車場日曾利線	飯島駅前～県道伊那生田飯田線交点
県道北林飯島線	(主)飯島飯田線交点～中川村飯島町界
県道千人塚公園線	(主)飯島飯田線交点～千人塚公園
町道上ノ原幹線	国道153号交点～ウドン坂
町道堂前線	国道153号伊南バイパス交点～国道153号交点
町道仲通り線	国道153号交点～町道広域2号線交点
町道鳥居原線	国道153号交点～県道飯島停車場日曾利線交点
町道疣石線	国道153号伊南バイパス交点～町道鳥居原線交点
町道下街道線	県道飯島(停)日曾利線交点～国道153号交点
町道北河原中平幹線	国道153号交点～主要地方道伊那生田飯田線田切バイパス交点
町道本郷中央縦断線	主要地方道飯島飯田線交点～国道153号交点
町道秋葉線	主要地方道飯島飯田線交点～県道北林飯島線交点
町道横道原北線	町道秋葉線交点～町道横道原横断線交点
町道山久線	町道第一横道線交点～町道広域2号線交点
町道第一横道線	町道上ノ原幹線交点～町道山久線交点
町道追引南田切幹1号線	国道153号伊南バイパス交点～国道153号交点

資料番号 30 豪雪時緊急通行確保路線

路線名	緊急通行確保区間	車線
町道広域1号線及び広域2号線	中田切ふれあい橋北交点～柏木交点	2車線
町道上ノ原幹線	国道153号交点～町道広域2号線交点	2車線
町道仲通り線	国道153号交点～町道広域2号線交点	2車線
町道山久線	町道第一横道線交点～町道広域2号線交点	2車線
町道第一横道線	町道上ノ原幹線交点～町道山久線交点	2車線
町道堂前線	国道153号伊南バイパス交点～国道153号交点	2車線
国道153号	駒ヶ根市飯島町界～中川村飯島町界	2車線
国道153号伊南バイパス	国道153号～供用区間	2車線
町道追引南田切幹1号線	国道153号伊南バイパス交点～国道153号交点	2車線

資料番号 3 1 災害対策用臨時ヘリポート及び物資輸送拠点等一覧

1 拠点ヘリポート

名 称	所在地	連絡先電話番号	広さ (m)
柏木運動場	飯島町七久保2589-14	0265-86-3111	150×90

2 物資輸送拠点

名 称	所在地	連絡先電話番号	広さ (m)
飯島町B & G海洋センター体育館	飯島町七久保2589-10	0265-86-3988	30×23
飯島体育館	飯島町飯島2442-4	0265-86-2135	31×31

3 物資投下場所

名 称	所在地	連絡先電話番号	広さ (m)
飯島町菅田切野球場	飯島町田切1212-381	0265-86-3111	150×90
七久保小学校屋外運動場	飯島町七久保4235	0265-86-2525	100×90
本郷運動場	飯島町本郷1136-1	0265-86-3111	100×100
飯島中学校屋外運動場	飯島町飯島2532-2	0265-86-2020	100×123

4 その他のヘリポート

名 称	所在地	連絡先電話番号	広さ (m)
飯島運動場	飯島町飯島2436-1	0265-86-3111	100×100

資料番号 32 緊急輸送車両確認申出書及び標章

1 確認申出書

年 月 日			
緊急輸送車両確認申出書			
長野県知事	殿	氏名 ㊟	
輸送目的			
番号標に表示されている番号			
輸送人員 または品名			
使用者	住所		
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	経由地	目的地
備考			

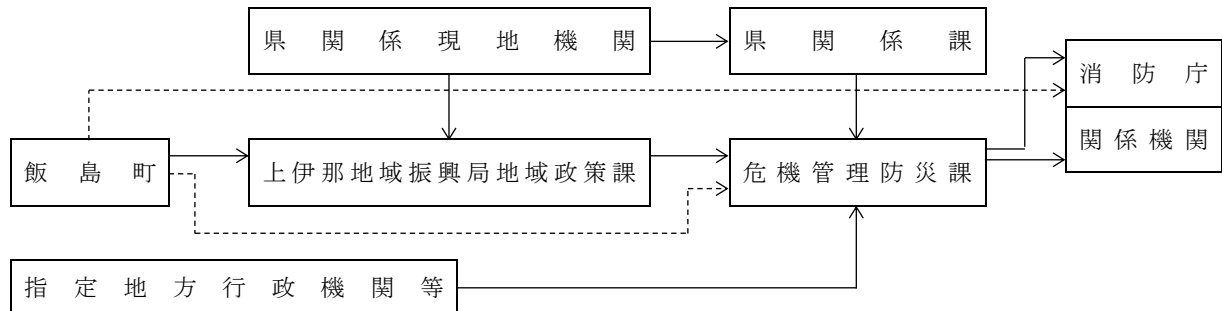
2 標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

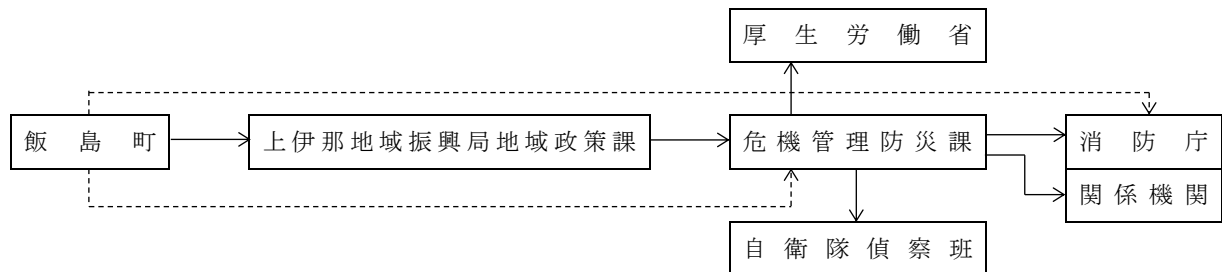
資料番号 33 災害情報収集連絡系統

1 概況速報 様式第1号 (消防庁への即報は、様式第21号 (表21の2))

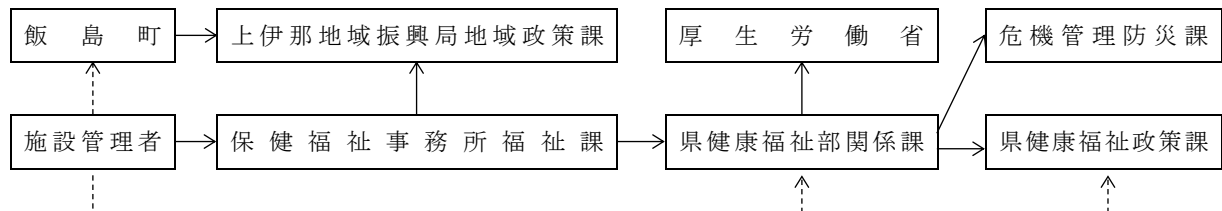


2 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号

避難勧告・指示等避難状況報告 様式第2-1号

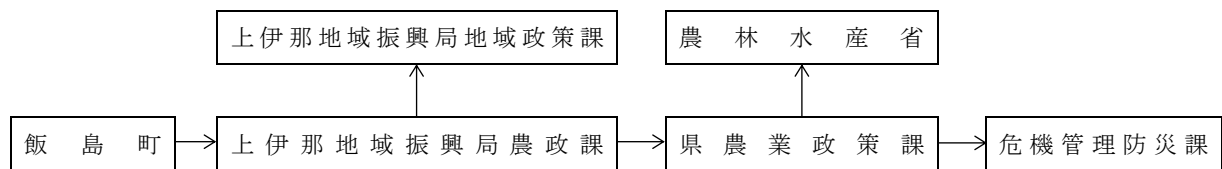


3 社会福祉施設被害状況報告 様式第3号

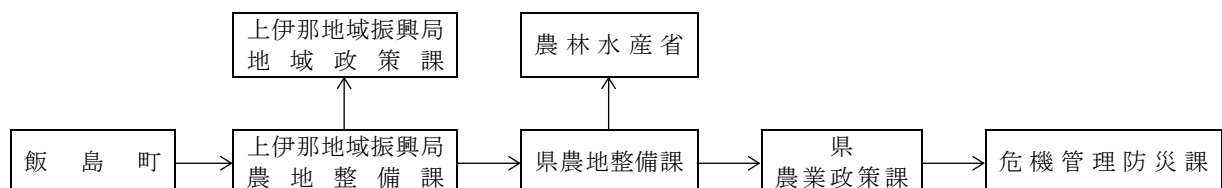


4 農業関係被害状況報告 様式第5号

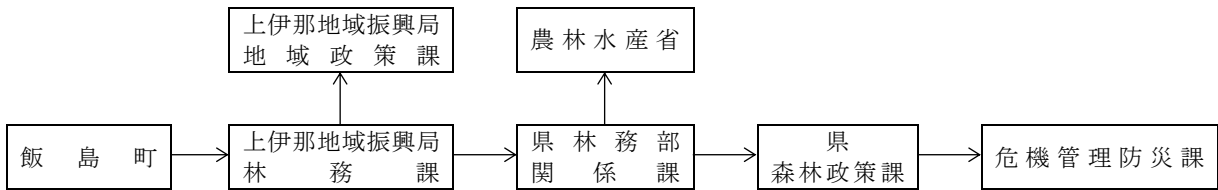
(1) 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



(2) 農地・農業用施設被害状況報告

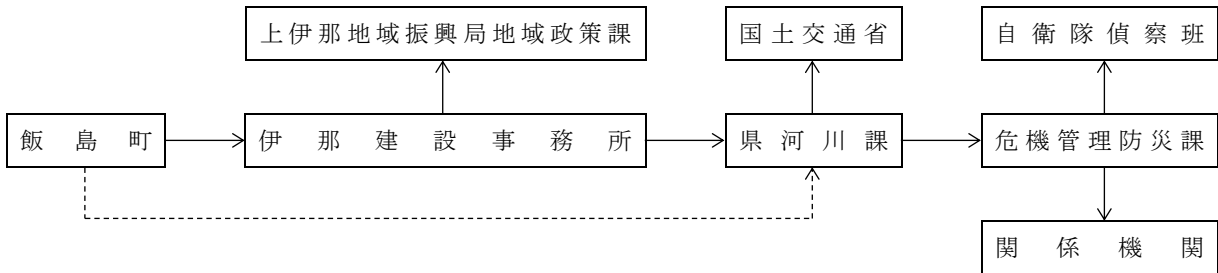


5 林業関係被害状況報告 様式第6号

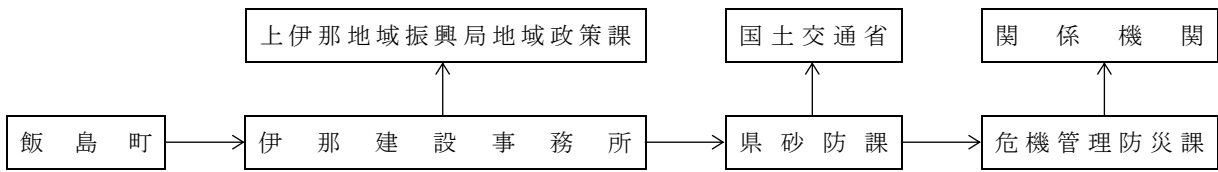


6 土木関係被害状況報告 様式第7号

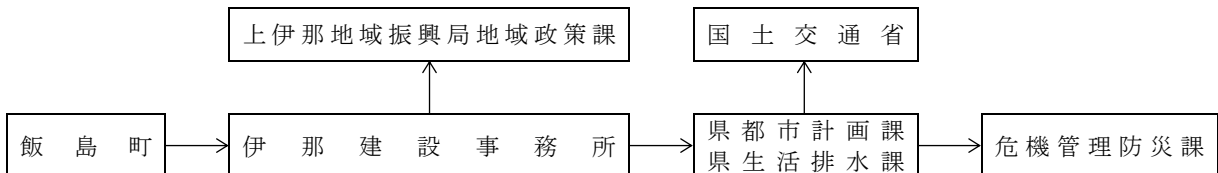
(1) 公共土木施設被害状況報告等



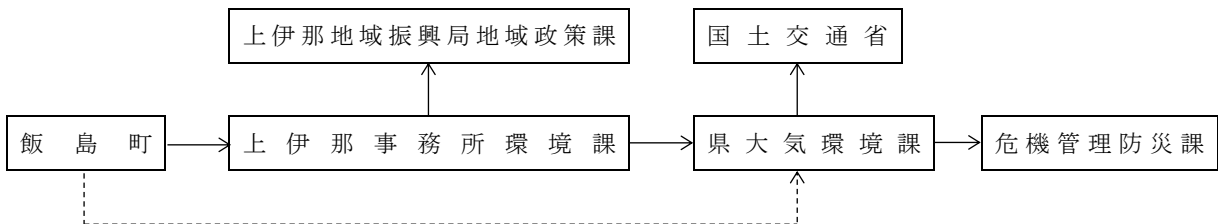
(2) 土砂災害等による被害報告



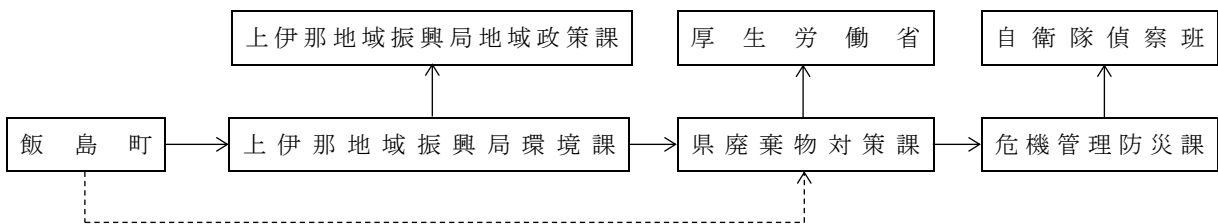
7 都市施設被害状況報告 様式第8号



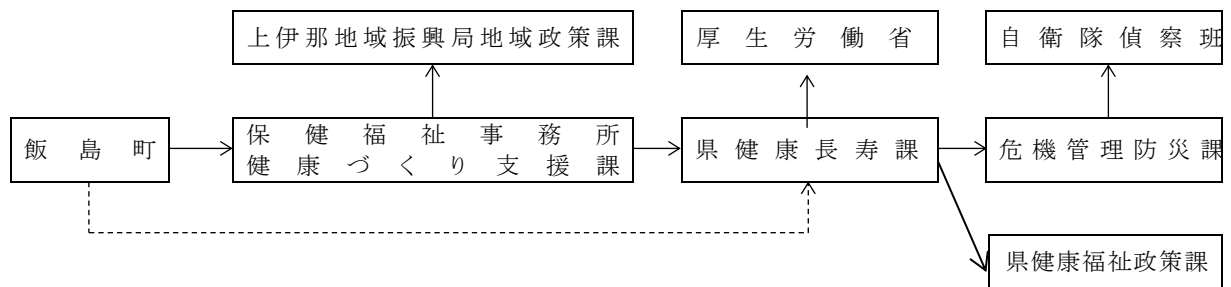
8 水道施設被害状況報告 様式第9号



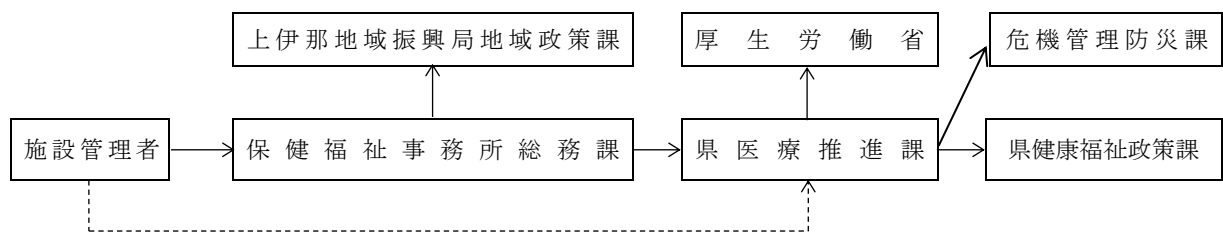
9 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第10号



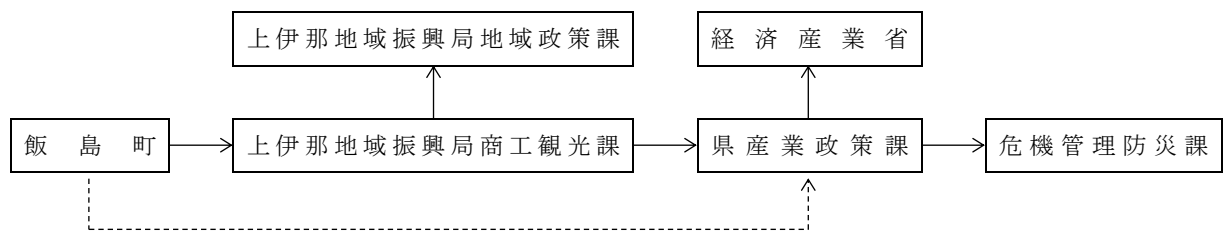
10 感染症関係報告 様式第11号



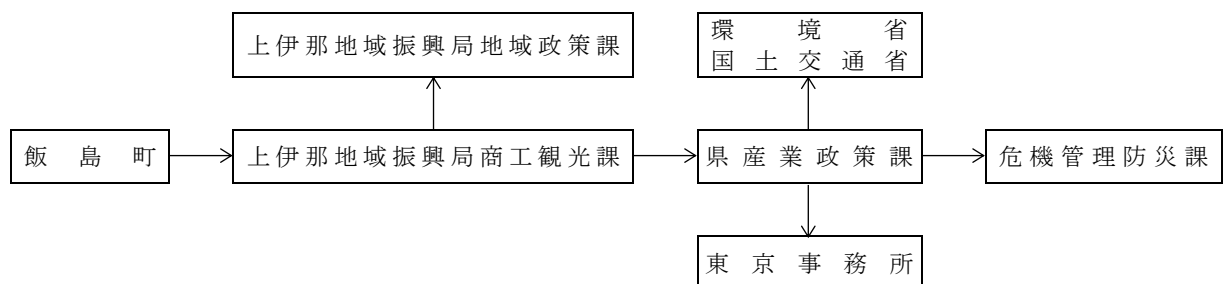
11 医療施設関係被害状況報告 様式第12号



12 商工関係被害状況報告 様式第13号

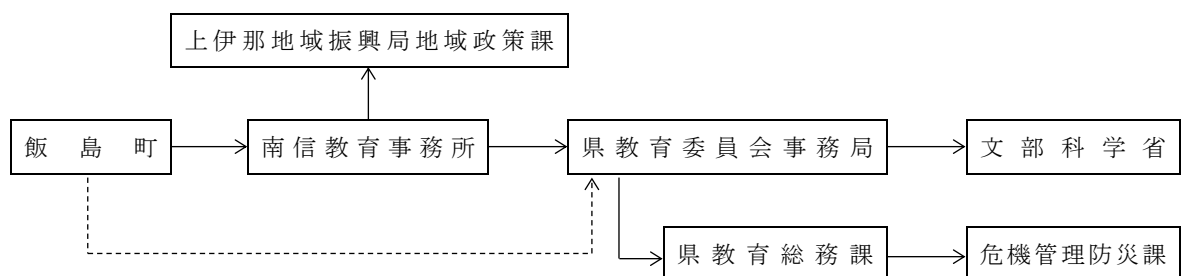


13 観光施設被害状況報告 様式第14号

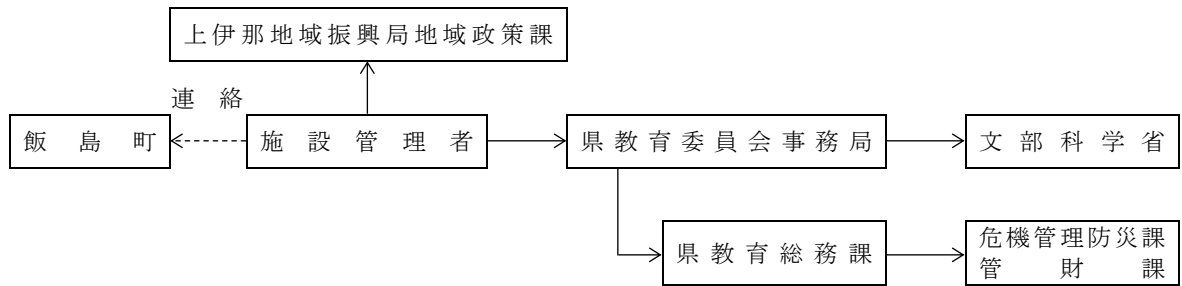


14 教育関係被害状況報告 様式第15号

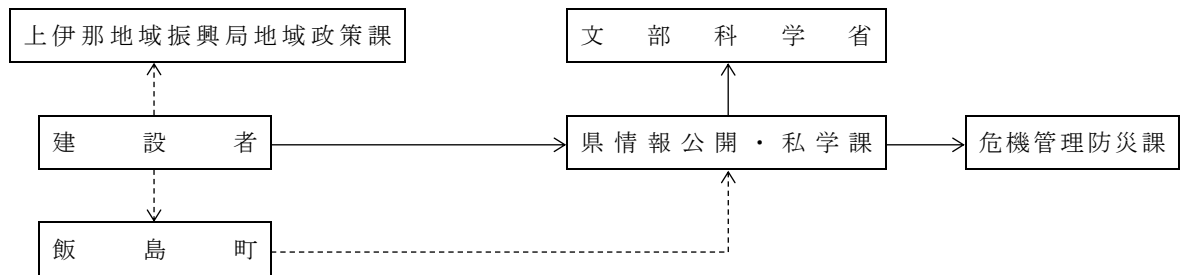
(1) 市町村施設



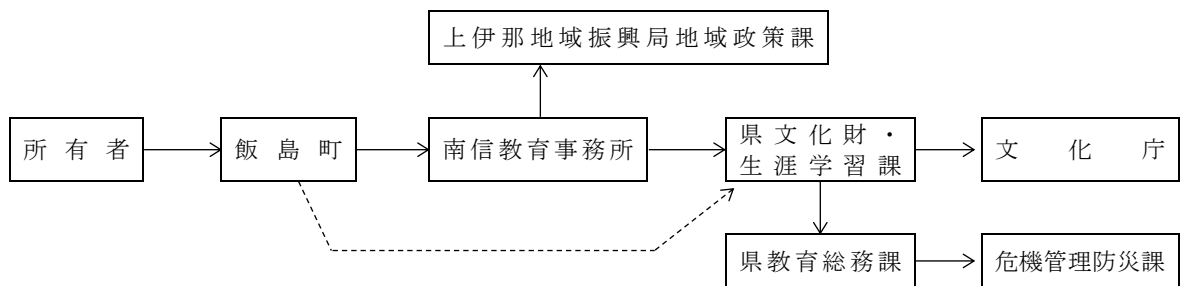
(2) 県施設



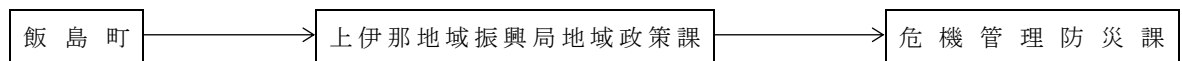
(3) 私立施設



(4) 文化財

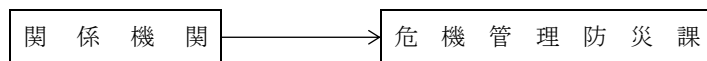


15 町有財産 様式第17号

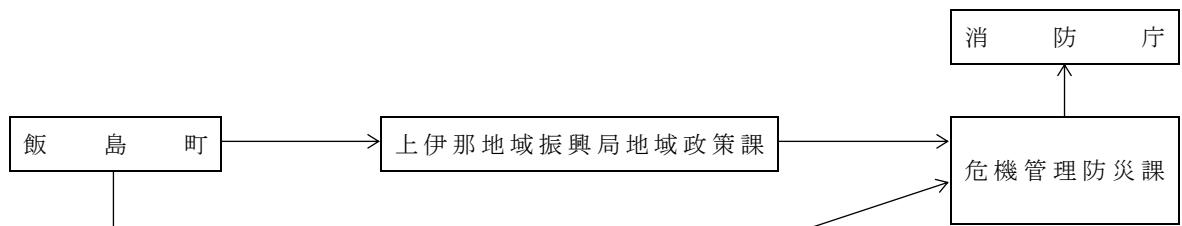


注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

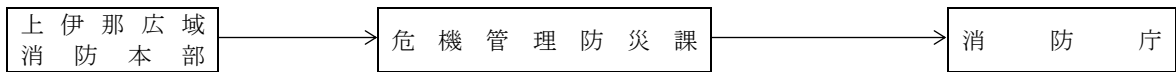
16 公益事業関係被害 様式第18号



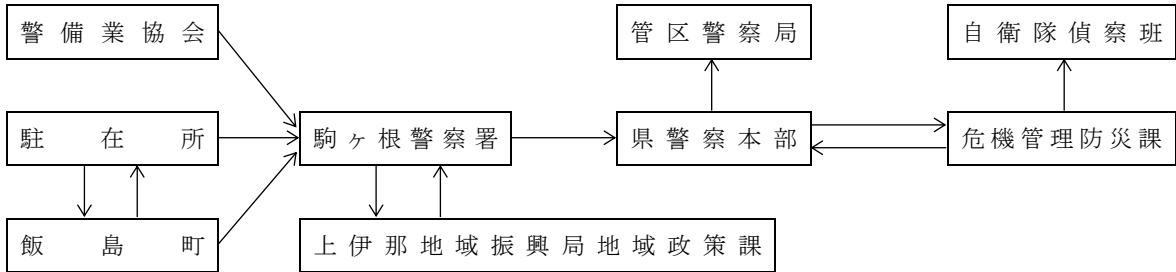
17 火災速報 様式第19号



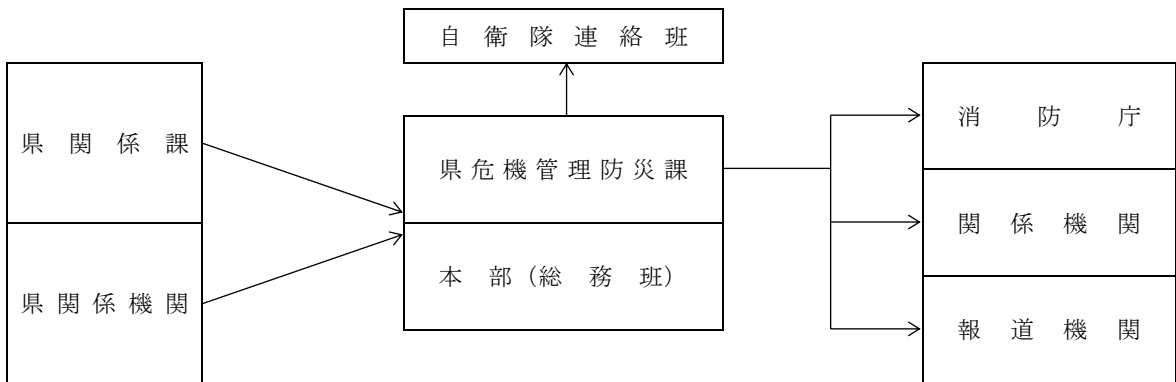
18 火災等速報（危険物に係る事故）



19 警察調査被害状況報告 様式第20号



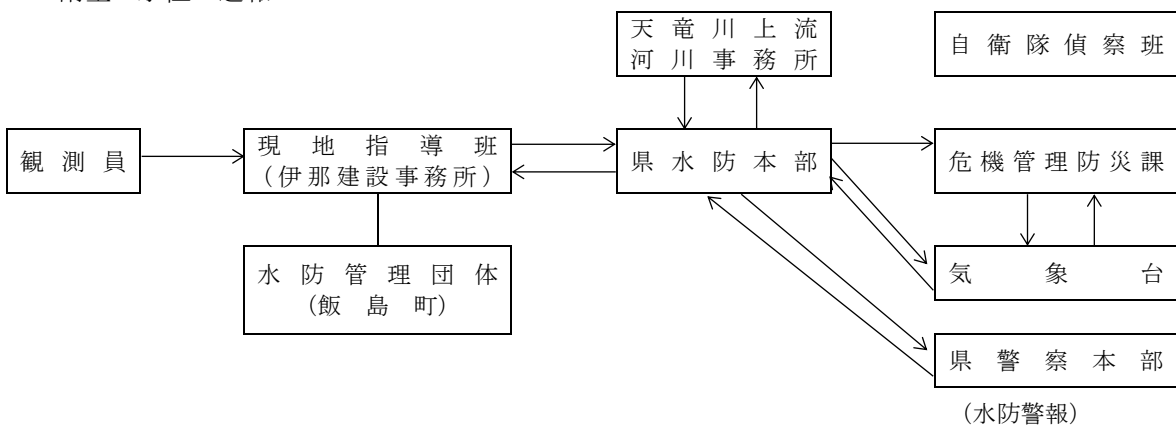
20 被害状況総合報告



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は（2）から（17）までの報告によるものであること。

21 水防情報

雨量・水位の通報



資料番号 34 防災無線等の体系

1 同報系防災行政無線

固定系親局 飯島町役場防災無線室
 名称 「こうほういいじま」 免許番号 信第 25037 号
 周波数 58.49MHz

固定系子局

子局NO	呼出名称（設置場所）	設置場所住所	備考
001	春日平	田切161-559	
002	春日平中原	田切11-120	
003	赤坂	田切2169-149	
004	高尾	飯島3662-3	
005	岩間	飯島3142-1	
006	上ノ原	飯島2568-7	
007	豊岡	飯島70-18	
008	本一	本郷2271	
009	柏木	七久保3226-1	
010	千人塚	七久保3017-104	
011	北村	七久保3466-2	
012	七久保林業センター	七久保770	
013	新屋敷	七久保4663	
014	高遠原	七久保5056-2	
015	新田	七久保934-1	
016	本郷公民館	本郷53-1	
017	本四	本郷653-イ-1	
018	本六	飯島152	
019	鳥居原	飯島1237	
020	田切公民館	田切2823-6	
021	中平	田切1085-2	
022	南田切	田切2169-1	
023	日曾利	日曾利448-1	
024	飯島小学校	飯島2426	
025	飯島町役場	飯島2537	アンサーバックなし

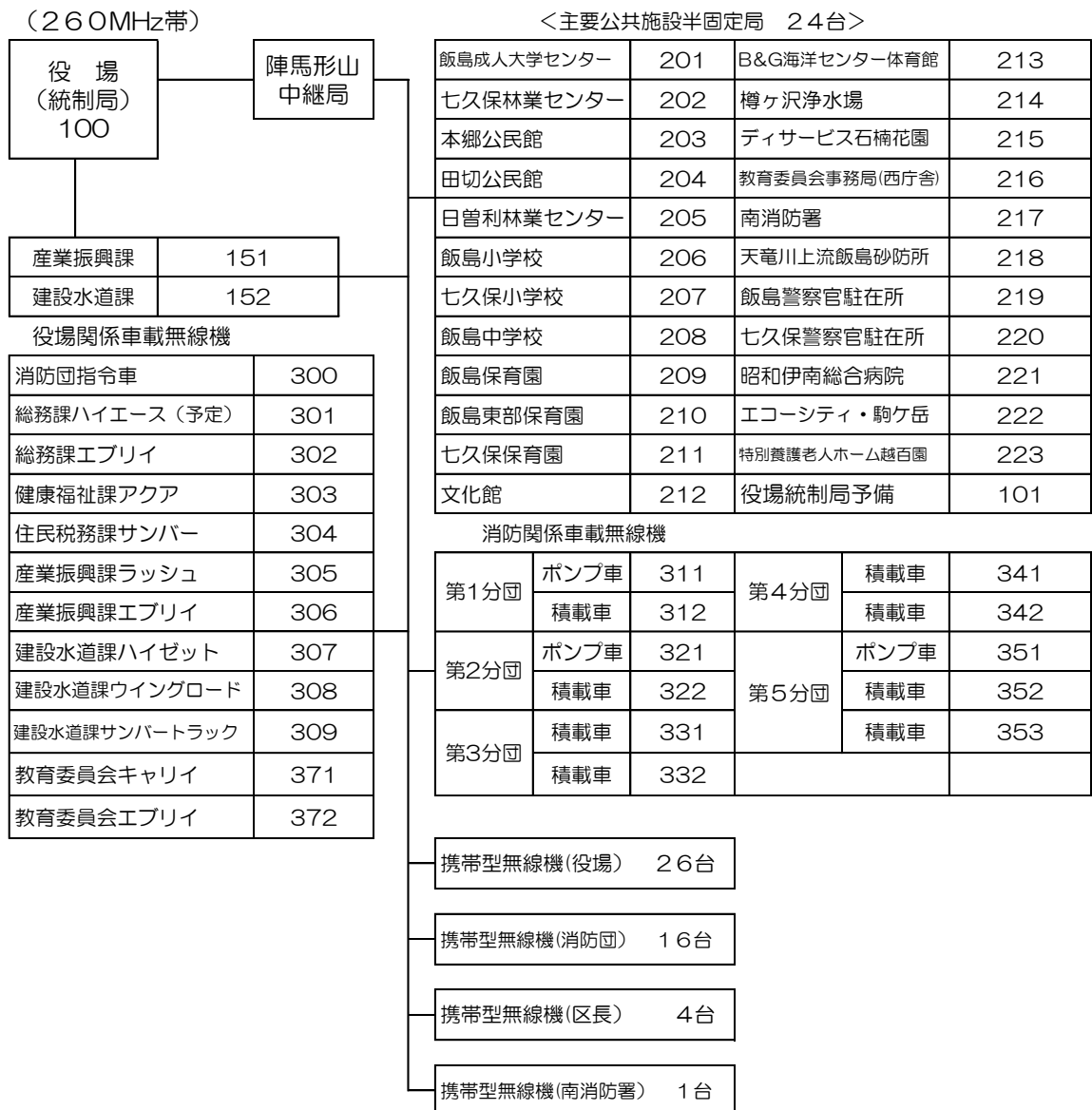
2 防災無線屋外子局

子局番号	識別番号	設置場所住所
1	かすがだいら	田切161-559
2	かすがだいらなかつばら	田切11-120
3	あかさか	田切2169-149
4	たこう	飯島3662-3
5	いわま	飯島3142-1
6	うえのはら	飯島2568-7
7	とよおか	飯島70-18
8	ほんいち	本郷2271
9	かしわざ	七久保13226-1
10	せんになづか	七久保3017-104
11	きたむら	七久保3466-2
12	ななくぼ	七久保770
13	あらかしき	七久保4663
14	たかとおばら	七久保5056-2
15	しんでん	七久保934-1
16	ほんごう	本郷53-1
17	ほんよん	本郷653-イ-1
18	ほんろく	飯島152
19	とりいばら	飯島1237
20	たぎり	田切2823-6
21	なかだいら	田切1085-2
22	みなみたぎり	田切2169-1
23	ひっそり	日曾利448-1
24	いいじましょうがっこう	飯島2426
25	いいじまやくば	飯島2537
26	うえどおり	七久保4194-1
27	はりがたいら	七久保1032-61
28	ほんごうだいに	本郷1820
29	さんきゅうきねんひ	飯島2501
30	きたまち	飯島2282-8
31	しんまちしょうぼうせんたー	飯島746-7
32	やまのた	日曾利194-1
33	たぎりやきゅうじょう	田切1212-395
34	あかさかぐりーんひる	飯島3856-318
35	あらたしよりじょう	七久保2210-20
36	とりいばらこうかいじょ	飯島841-10
37	たぎりていくはいすいち	田切112-249
38	きたがわら	田切366-1
39	なかがわら	七久保3017-402
40	ゆどのいり	本郷1120
41	ほんいちひがし	飯島154-1

3 デジタル防災行政無線地域系

[デジタル防災行政無線地域系]

数字は呼出し番号



資料番号 35 災害非常対策規程

平成11年 5月

株式会社 エコーシティー・駒ヶ岳

(目的)

第1条 この規程は災害時における迅速かつ適確な対応及び災害予防対応について、当社事業の社会的使命を効果的に達成する事を目的とし定める。

(定義)

第2条 この規程の災害時とは、震度5以上の地震、大規模な風水害、火山活動、事変その他の災害の発生により、重大な被害が発生もしくは発生を予測される場合の事をいう。

(防災会議)

第3条 この目的を達成するため、常務を長とする防災会議を設ける。この会議は年1回以上開催し、活動効果を高める方策を講ずる。

(教育・訓練)

第4条 防災意識向上と災害対策及び対応のための社員教育及び訓練を年1回以上実施する。

(対策備品及び緊急応援連絡網)

第5条 災害対応のための備えを下記により行う。

- 2 備品は別表1により備える。
- 3 メーカー、保守会社と緊急応援体制を別表2により整える。

(災害対策本部の設置)

第6条 2条の災害発生時及び発生が予測される場合、社長の命により本部を設置する。

- 2 本部長は常務が当たり、全体を総理する。
- 3 本部長は発令の伝達招集、避難、必要な保全、情報収集、施設復旧作業、緊急放送体制、その他必要な活動を指揮する。

(班の組織)

第7条 本部長の下には次の班を設ける。構成及び役割分担は別表3のとおりとし、編成は予め本部長が組織する。

[班名と所掌]

本部班	当社の被害状況の掌握、災害情報の収集、各班への指示・掌握、社外との連絡
施設班	被害掌握と応急対策策定と実施、行政災害対策本部へ放送用電話機設置、保守工事業者に応援依頼、器材、車輛の確保
放送班	放送機器の点検・復旧、緊急放送体制への切替、災害の取材・放送伝送路の被災状況により施設班の応援
通信班	通信機器の点検・上位回線の点検・伝送路の被災状況により施設班の応援ネット加入者に対し災害対策本部情報伝達

(行政災害対策本部との連携)

第8条 本部長は行政災害対策本部と連携を持ち、すみやかに下記の対応を行う。

- 2 行政災害対策本部へ災害放送用電話機を設置する。(中川)
- 3 行政災害対策本部へテレビ中継車を設置する。但し職員体制上、人的に制約があり設置の場所(行政)・設置の可否は本部長の指示による。

(駒ヶ根以外は役場内中継設備を使用)

- 4 行政災害対策本部より住民への情報伝達を最優先とするための自主放送体制に切り替える。

(災害放送の基準)

第9条 放送の基準は下記による。

1 音声告知放送

- ①災害情報及び災害対策情報は災害対策本部より音声告知放送により直接放送を基本とする。
- ②音声告知放送は、緊急放送を優先する。

2 CATV

- ①7チャンネルは緊急災害情報放送に切替える。
- ②災害状況等は取材により事実を放送する。

3 インターネット

- ①CEKホームページ上での情報提供
- ②ネット加入者へのメールによる情報提供

※ 発災時は混乱により間違った情報が飛び交うことが予想される。
当社からの放送は災害対策本部情報及び当社で取材した事実のみ放送する。

別表 1 災害対応備品

総務課		・救急用品 ・懐中電器 ・電池 ・トランジスタラジオ (5台) ・
技術課施設係	資材	・同軸ケーブル ・コネクタ類各種一式 ・光ケーブル ※種類・数量については別途定める
	備品	ガソリン ・ディーゼル軽油(0)
	車輛関係	
技術課通信係		
放送課		

別表 2 緊急保守応援依頼体制

技術課施設係	線路設備	(株)アストロ電機
	線材	ヴァルカン
	電源	中部電力(株)
技術課通信係	ネット系設備 中川村VoIP設備 行政CMS	(株)長野県協同電算 富士通(株) (有)キャリコ、(株)アイテク
	放送設備	パナソニック システムソリューションズ ジャパン(株)長野支店 シンクレイヤ(株)
総務課	システム関係	(有)ビットユニオン

電話番号等細部別紙

別表 3 職員 班 編成表

		役割分担
本部長	春日常務	全体の指揮
本部班	総務課職員	・職員の安否確認と召集 ・外部応援依頼 ・飲料水、食料手配と確保 ・情報収集 ・班相互の連携、応援調整
施設班	技術課 施設係職員	・燃料の購入確保 ・機器機材点検 ・対策本部電話機設置 ・伝送路点検
放送班	放送課職員	・放送機器点検 ・対策本部中継車設置 ・災害放送準備 ・被災状況取材 ・音声告知センター点検
通信班	技術課 通信係職員	・通信機器点検 ・緊急地震速報機器点検 ・STM確認 ・上位回線点検 ・中川村VoIP設備点検

注 被災後、危険を伴うと思われる巡視・作業・取材等は複数で行う

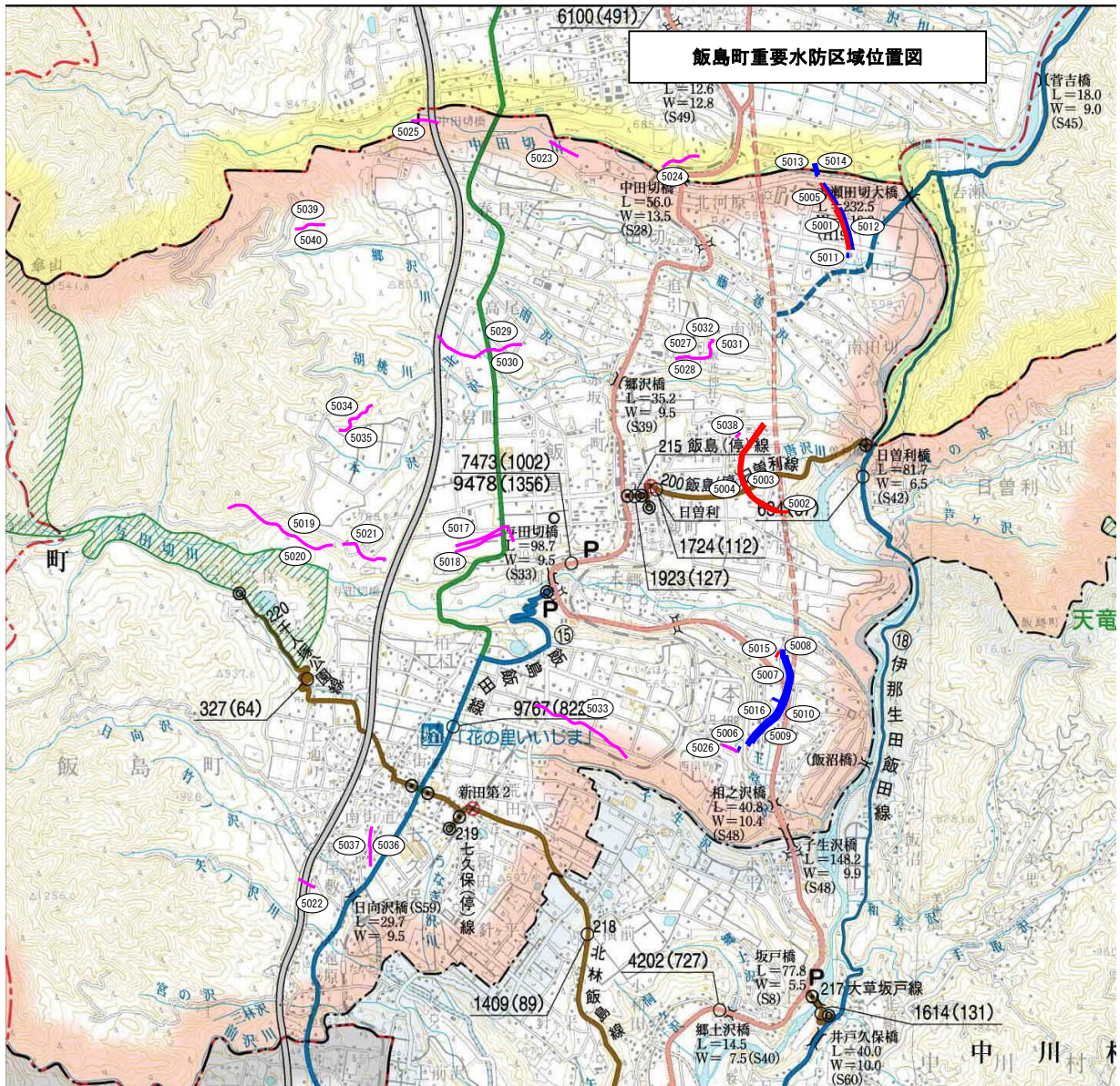
8 災害危険箇所

資料番号 36 重要水防区域一覧

(注) 表中の区域欄の番号は、「重要水防区域図」の場所を示す

区域 番号	河川名	河川 管理者名	河川 の種別	左岸 右岸の 別	重要 度ラ ンク	延長(m) (箇所数)	場所(目標)	予想 される 水位 (m)	区分と予想 される危険	水防工法
5001	天竜川	国	一級	右	重点	460(1)	中平	2.4	堤防高	積土のう
5002	天竜川	国	一級	左	A	50(1)	日曾利	2.4	堤防高 (霞堤)	霞堤
5003	天竜川	国	一級	左	A	840(1)	日曾利	2.4	堤防高	積土のう
5004	天竜川	国	一級	左	A	840(1)	日曾利	2.4	堤防断面	積土のう
5005	天竜川	国	一級	右	A	670(1)	中平	2.4	堤防断面	積土のう
5006	天竜川	国	一級	右	B	30(1)	本郷	2.4	堤防高 (霞堤)	霞堤
5007	天竜川	国	一級	右	B	960(1)	本郷	2.4	堤防高	積土のう
5008	天竜川	国	一級	右	B	960(1)	本郷	2.4	堤防断面	積土のう
5009	天竜川	国	一級	右	B	860(1)	本郷	2.4	法崩れスベリ	積土のう
5010	天竜川	国	一級	右	B	860(1)	本郷	2.4	漏水	月の輪
5011	天竜川	国	一級	右	B	70(1)	中平	2.4	堤防高 (霞堤)	霞堤
5012	天竜川	国	一級	右	B	460(1)	中平	2.4	堤防高	積土のう
5013	天竜川	国	一級	右	B	80(1)	中平	2.4	堤防高	積土のう
5014	天竜川	国	一級	右	B	80(1)	中平	2.4	堤防断面	積土のう
5015	天竜川	国	一級	右	A	樋管(1)	本郷 (本郷取水樋管)	2.4	工作物	
5016	天竜川	国	一級	左右	B	橋梁(1)	本郷 (飯沼橋)	2.4	工作物	
国計						7,220(16)				
5017	与田切川	県	一級	左	A	1000(1)	国道153号 与田切橋上下流	1.9	護岸等の決壊 決壊	牛 柀 木流し
5018	与田切川	県	一級	右	A	300(1)	国道153号 与田切橋上下流	1.9	護岸等の決壊 決壊	牛 柀 木流し
5019	与田切川	県	一級	左	A	1000(1)	中央道上流	1.9	護岸等の決壊 決壊	牛 柀 木流し
5020	与田切川	県	一級	右	A	1000(1)	中央道上流	1.9	護岸等の決壊 決壊	牛 柀 木流し
5021	与田切川	県	一級	左	A	500(1)	広域農道 与田切橋上流	1.9	護岸等の決壊 決壊	牛 柀 木流し
5022	矢の沢川	県	一級	右	A	100(1)	矢の沢 鉄橋下	1.9	余裕高不足	積土のう
5023	中田切川	県	一級	右	A	100(1)	北河原 山の神	1.9	護岸等の決壊	積土のう 木流し
5024	中田切川	県	一級	右	B	200(2)	国道153号 中田切橋下流	2.4	護岸等の崩壊	積土のう 木流し
5025	中田切川	県	一級	右	B	100(1)	黒岩	1.9	護岸等の決壊	

区域 番号	河川名	河川 管理者名	河川 の 種別	左岸 右岸の 別	重要 度ラ ンク	延長(m) (箇所数)	場所(目標)	予想 される 水位 (m)	区分と予想 される危険	水防工法
5026	十王堂沢川	県	一級	左	A	100(1)	本郷(島)	1.6	護岸等の決壊	積土のう 木流し
5027	郷沢川	県	一級	左	B	100(1)	石曾根	1.6	護岸等の決壊	積土のう 木流し
5028	郷沢川	県	一級	右	B	100(1)	石曾根	1.6	堤防余裕高不足 越水	積土のう 木流し
5029	郷沢川	県	一級	左	A	150(1)	赤坂	1.6	余裕高不足 断面狭小	積土のう 木流し
5030	郷沢川	県	一級	右	B	170(1)	赤坂	1.6	余裕高不足 断面狭小	積土のう 木流し
5031	藤巻川	県	一級	左	B	100(1)	南割	1.0	護岸洗掘	積土のう 木流し
5032	藤巻川	県	一級	右	B	100(1)	南割	1.0	護岸洗掘	積土のう 木流し
5033	子生沢川	県	一級	左	A	700(1)	町道秋葉線 下流	1.5	護岸等の決壊	木流し
5034	本沢川	県	一級	左	A	20(1)	岩間	1.5	護岸等の決壊	木流し
5035	本沢川	県	一級	右	A	20(1)	岩間	1.5	護岸等の決壊	木流し
5036	うなぎ沢川	県	一級	左	A	40(1)	七久保 新屋敷	1.5	無堤地解消	木流し 蛇籠布せ
5037	うなぎ沢川	県	一級	右	A	40(1)	七久保 新屋敷	1.5	無堤地解消	木流し 蛇籠布せ
5038	唐沢川	県	一級	右	A	50(1)	天竜川 合流上	1.0	護岸等の決壊	木流し 蛇籠布せ
県計						5,990(23)				
5039	郷沢川	町	普通	左	A	300(1)	高尾山	1.0	護岸等の決壊	木流し
5040	郷沢川	町	普通	右	A	300(1)	高尾山	1.0	護岸等の決壊	木流し
町計						600(2)				
合 計						13,180(41)				



資料番号37 出水による交通遮断が予想される橋梁

河川名	河川の種別	路線名 位置	想定はん濫 区域 内外の別	名 称	構造の概要	遮断 水位 (m)	管理者
郷沢川	一級	町道下街道線 飯島町田切	○	郷沢1号橋	コンクリート橋	3.0	飯島町長
郷沢川	一級	町道南田切線 飯島町田切	○	下市場橋	コンクリート橋	4.0	飯島町長
与田切川	一級	町道本郷飯島線 飯島町飯島	○	与田切橋	コンクリート橋	4.0	飯島町長
与田切川	一級	町道広域二号線 飯島町飯島	○	与田切川橋	コンクリート橋	4.0	飯島町長
中田切川	一級	国道153号 飯島町田切	○	中田切橋	コンクリート橋	7.0	長野県知事
与田切川	一級	国道153号 飯島町飯島		与田切橋	コンクリート橋	4.0	長野県知事
前沢川	一級	県道飯島飯田線 飯島町七久保		前沢橋	コンクリート橋	3.0	長野県知事
計			区域内 5				

※ 想定はん濫区域内外の別の欄で「○」印は、はん濫区域内を示す

資料番号38 農業用ため池一覧

番号	名称 (通称)	所在地 (管理者)	築造年	灌漑面積 (ha)	満水面積 (㎡)	有効貯水量 (㎡)
1	せんじんづか じょうがいけ 千人塚 (城ヶ池)	飯島町七久保北村 (七久保片桐水利組合長)	昭和11年	220	30,000	112,000
2	まちやづつみ 町谷堤	飯島町田切春日平 (田切区長)	大正15年	60	4,000	11,000
3	ほんごう ほんごうづつみ 本郷 (本郷堤)	飯島町本郷本郷第一 (本郷区長)	昭和18年	50	13,000	25,000
4	はり がたいら 針ヶ平	飯島町七久保針ヶ平 (七久保片桐水利組合長)	昭和18年	10	8,000	20,000
5	たきがはら 滝ヶ原	飯島町飯島上ノ原 (飯島区長)	平成7年	39.5	6,800	9,600
計	5箇所			379.5	61,800	177,600

資料番号 39 農業水利施設一覧

No.	区域の名称	施設番号	水源水系	全体延長(m)	所有者・管理者
1	南割用水	04-06-2	中田切川	240	田切区長
2	中平用水	04-06-3	中田切川	454	田切区長
3	福地用水	04-06-4	中田切川	200	田切区長
4	郷沢用水	04-06-5	郷沢川	900	田切区長
5	川原用水	04-06-5-2	中田切川	250	田切区長
6	郷沢河原用水	04-6-7-2	郷沢川	300	飯島区長
7	原井用水	04-06-9	与田切川	2,000	本郷区長
8	里用水	04-06-10	与田切川	2,500	本郷区長
9	上井(本郷)	04-06-10-2	与田切川	950	本郷区長
10	下井(本郷)	04-06-10-3	与田切川	1,800	本郷区長
11	日向沢 上井	04-06-12	日向沢	300	七久保片桐水利組合長
12	日向沢 中井	04-06-13	日向沢	1,000	七久保片桐水利組合長
13	矢の沢井	04-06-14	矢の沢	500	七久保片桐水利組合長
14	温房沢井	04-06-14-2	宮の沢	1,800	七久保片桐水利組合長
15	田切地区用水	04-06-16	中田切川 郷沢川	41,600	田切区長
16	飯島地区用水	04-06-16	中田切川 郷沢川 与田切川	67,900	飯島区長
17	本郷地区用水	04-06-16	与田切川	32,400	本郷区長
18	七久保地区用水	04-06-16	与田切川 前沢川	45,200	七久保片桐水利組合長

資料番号 40 砂防法指定区域一覧

No.	区域の名称	所在地	指定年月日	告示番号
1	与田切川	飯島町七久保2629-1以下157筆	昭和10年 1月29日	内務省告示第 16号
2	与田切川	飯島町本郷1008-1以下9筆	昭和22年11月21日	内務省告示第 350号
3	与田切川	飯島町七久保3013-37以下108筆	昭和32年 3月12日	内務省告示第 156号
4	与田切川	飯島町七久保3013-2以下17筆	昭和42年 7月13日	内務省告示第2043号
5	与田切川	飯島町七久保3013-58以下16筆	昭和55年 5月29日	内務省告示第1064号
6	与田切川	飯島町飯島1-44以下50筆	昭和59年 3月 3日	内務省告示第 355号
7	与田切川	飯島町飯島1-3以下65筆	平成 2年10月22日	建設省告示第1748号
8	与田切川	飯島町飯島4-1以下124筆	平成 7年 1月19日	建設省告示第 84号
9	矢の沢	飯島町七久保3017-28以下184筆	昭和43年12月10日	建設省告示第3533号
10	本沢	飯島町飯島3063-4以下110筆	昭和53年 4月17日	建設省告示第 853号
11	北沢	飯島町飯島3097-1130以下78筆	昭和61年 9月29日	建設省告示第1578号
12	北の沢	飯島町日曾利7-1以下256筆	昭和36年10月26日	建設省告示第2396号
13	北の沢	飯島町日曾利112以下31筆	平成 3年 3月20日	建設省告示第 645号
14	北の沢	飯島町日曾利14-4以下18筆	平成11年 3月17日	建設省告示第 665号
15	日向沢	飯島町七久保1以下300筆	昭和39年12月28日	建設省告示第3622号
16	南ヶ沢	飯島町日曾利44-7-5以下116筆	昭和36年10月26日	建設省告示第2396号
17	南ヶ沢	飯島町日曾利454-4以下21筆	平成 7年 2月 9日	建設省告示第 194号
18	中田切川	飯島町田切160-138以下96筆	昭和10年 3月16日	内務省告示第 131号
19	中田切川	飯島町田切159	平成 4年 4月23日	建設省告示第1062号
20	中田切川	飯島町田切204	平成12年 5月19日	建設省告示第 334号
21	竹の沢川	飯島町七久保3017-1411以下39筆	昭和44年 4月23日	建設省告示第1586号
22	前沢川	飯島町七久保5135-2以下14筆	平成 5年 3月 2日	建設省告示第 499号
23	前沢川	飯島町七久保5135-3以下39筆	昭和22年11月21日	内務省告示第 350号
24	小胡桃沢、本沢、北沢	飯島町飯島332-1以下573筆	昭和43年12月10日	建設省告示第3533号
25	十王堂沢	飯島町本郷36-1以下298筆	昭和45年 7月 9日	建設省告示第1040号
26	郷沢川	飯島町飯島73-3以下271筆	昭和43年 5月17日	建設省告示第1455号
27	郷沢川	飯島町飯島1779-9以下277筆	昭和43年12月10日	建設省告示第3533号
28	郷沢川	飯島町飯島1487-イ-1以下45筆	平成 9年 3月12日	建設省告示第 519号
29	郷沢川	飯島町飯島1812-1以下31筆	平成12年 5月10日	建設省告示第1285号
30	宮の沢、三林沢	飯島町七久保3017-32以下174筆	昭和43年12月10日	建設省告示第3533号
31	芦ノ沢	飯島町日曾利554-1以下60筆	昭和36年10月26日	建設省告示第2396号
32	子生沢川	飯島町七久保3765以下11筆	平成17年 3月14日	国土交通省告示第267号

資料番号 4 1 土砂災害警戒（特別警戒）区域一覧

1 自然災害の現象（土石流）

No.	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		区域に近接する防災上 配慮すべき施設
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
1	北の沢 1	D-05-384-001	6	120,257	0	0	日曾利水源山の田ポンプ井
2	北の沢 2	D-05-384-002	6	106,073	0	7,010	日曾利水源山の田ポンプ井
3	芦ヶ沢 1	D-05-384-004	0	20,024	0	0	
4	芦ヶ沢 2	D-05-384-005	0	7,163	0	14,510	
5	宮の沢	D-05-384-006	33	138,237	0	2,209	
6	高遠入沢 1	D-05-384-007	9	78,623	0	1,496	
7	高遠入沢 2	D-05-384-008	9	70,531	0	12,109	
8	矢の沢	D-05-384-009	16	64,147	4	35,526	
9	竹の沢	D-05-384-010	2	81,192	0	1,795	
10	細窪日向沢	D-05-384-012	6	72,761	0	0	
11	大森沢	D-05-384-013	4	22,670	1	20,668	
12	南十王堂沢	D-05-384-014	19	42,840	0	0	本郷体育館、本郷公民館
13	十王堂沢	D-05-384-015	18	37,052	0	0	
14	原見沢	D-05-384-016	11	27,438	0	0	本郷第五集会所
15	ヒノキダ	D-05-384-017	5	28,745	0	127	
16	姥沢	D-05-384-018	1	62,309	1	12,495	
17	水無川	D-05-384-019	0	68,773	0	111	与田切発電所
18	小胡桃沢	D-05-384-026	2	59,532	0	370	
19	北沢	D-05-384-027	0	16,585	0	0	
20	雨沢川	D-05-384-030	3	27,283	0	1,674	
21	中原川	D-05-384-031	2	19,941	0	0	
22	榎ノ脇沢	D-05-384-032	4	65,620	0	111	
23	南ヶ沢	D-05-384-003	0	74,971	0	24,201	
24	日向沢	D-05-384-011	19	554,545	0	0	消防施設、集会所
25	樽ヶ沢	D-05-384-020	0	28,738	0	92	
26	岩間沢 1	D-05-384-021	8	192,693	0	988	
27	岩間沢 2	D-05-384-022	8	202,761	0	229	
28	本沢 1	D-05-384-023	1	10,548	0	317	
29	本沢 2	D-05-384-024	7	176,404	0	614	水道施設
30	本沢 3	D-05-384-025	11	279,230	0	0	水道施設
31	高尾沢	D-05-384-028	2	84,229	0	6,588	
32	郷沢川	D-05-384-029	8	159,376	0	0	
33	南西山	D-05-210-002	0	4,375	0	0	
計			220		6		

※警戒宣言発令時、人家等がある地域は避難を開始する。

2 自然災害の現象（急傾斜地）

No.	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		区域に近接する防災上 配慮すべき施設
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
1	大徳原	K05384001	1	11,892	0	0	
2	太田の沢	K05384002	0	4,650	1	2,354	
3	追引	K05384003	1	14,734	0	5,979	
4	北河原JR上	K05384004	0	20,474	0	7,440	
5	北河原国道下	K05384005	1	5,252	0	604	
6	北河原JR下	K05384006	1	27,438	0	10,797	堀内煙火店倉庫
7	北河原	K05384007	4	20,513	0	9,399	(有)コバヤシ
8	南割1	K05384008	0	27,359	1	18,716	
9	日方磐	K05384009	1	26,608	0	11,268	(有)美義建築
10	中平	K05384010	1	11,167	0	4,839	
11	中平1	K05384012	1	64,494	0	35,392	
12	中平2	K05384011	2	5,336	0	2,563	
13	片見山上	K05384013	1	14,884	0	4,229	
14	片見山下	K05384014	0	13,182	1	5,689	
15	日曾利	K05384015	0	7,442	2	6,033	
16	峯の田	K05384016	1	6,978	0	2,424	
17	山の田	K05384017	0	7,892	1	4,367	
18	板島1	K05384019	2	41,659	0	25,278	
19	板島2	K05384018	0	9,482	0	3,950	
20	鳥居原2	K05384020	1	14,938	0	12,947	
21	下小段下	K05384021	0	37,723	0	16,664	生活排水汚泥処理施設
22	本六1	K05384024	3	20,752	0	8,271	本郷高仲医院
23	本六2	K05384023	4	6,935	0	4,136	
24	本六3	K05384022	8	14,412	0	5,092	
25	本三1	K05384027	1	24,443	1	15,753	本三耕地集会所
26	本三2	K05384025	1	2,160	0	404	
27	本三3	K05384026	4	10,215	1	1,512	
28	本六	K05384028	8	43,177	1	24,324	旧本六公会所
29	豊岡1	K05384033	2	1,877	0	666	
30	豊岡2	K05384032	1	2,998	0	931	(有)イイジマタイヤ ユタカ産業(有)
31	豊岡3	K05384029	4	19,979	2	7,714	
32	豊岡4	K05384031	0	470	1	139	
33	豊岡5	K05384030	1	603	0	0	
34	豊岡集会所下	K05384034	1	27,166	0	10,602	豊岡集会所
35	与田切橋東	K05384035	1	14,598	0	5,921	野村建設(株)
36	仏石	K05384036	0	7,232	1	2,524	
37	本郷JR上	K05384037	0	71,887	0	42,112	ふるさとの味 いいじま

No.	区域の名称	危険箇所番号	警戒区域		特別警戒区域		区域に近接する防災上 配慮すべき施設
			人家 戸数	面積 (㎡)	人家 戸数	面積 (㎡)	
38	本郷道の駅上	K05384038	0	2,371	0	0	ふるさとの味 いいじま
39	本郷JR下	K05384039	0	6,715	0	1,928	
40	日影坂	K05384040	5	27,811	0	11,388	新井板金
41	本一1	K05384042	0	29,894	0	11,357	(有)MGK
42	本一2	K05384043	2	25,770	0	12,195	
43	本一3	K05384041	0	1,988	0	0	
44	日向沢南	K05384044	0	2,652	0	764	
45	北村1	K05384045-イ	0	3,042	2	1,652	
46	北村2	K05384045-ア	1	10,470	1	7,457	
47	千人塚北	K05384046	0	18,258	0	0	
48	樽ヶ沢1	K05384048	0	17,703	0	14,307	樽ヶ沢浄水所
49	樽ヶ沢2	K05384047	0	4,673	0	1,143	樽ヶ沢浄水所
50	田の洞	K05384049	2	9,611	1	1,812	
51	美沢	K05384050	4	5,610	0	910	
52	赤坂	K05384051	0	17,167	0	0	
53	福岡,大徳,原西	K05210118	0	2,575	0	0	
計			64	(重複箇所7減)	17		

※警戒宣言発令時、人家等がある地域は避難を開始する。

資料番号 4 2 山腹崩壊危険地区一覽

No.	地区名	位 置	治山事業 進捗状況	公共施設等		林班
				人家	公共施設 (道路除く)	
1	山の神	飯島町飯島山の神	一部概成	20		26
2	鳥居原(1)	飯島町飯島鳥居原(1)	一部概成	5		22
3	鳥居原(2)	飯島町飯島鳥居原(2)	一部概成	5		22
4	豊岡	飯島町飯島豊岡	一部概成	15	1	34.35
5	柏木	飯島町本郷柏木	一部概成	15		37
6	美謝山	飯島町本郷美謝山	一部概成	50	2	37
7	子生沢	飯島町本郷子生沢	一部概成	6		38
8	西岸寺	飯島町本郷西岸寺	一部概成	40	2	37.38
9	本郷(1)	飯島町本郷(1)	一部概成	6		38
10	本郷(2)	飯島町本郷(2)	一部概成	5		38
11	本郷(3)	飯島町本郷(3)	無	10		38
12	本郷(4)	飯島町本郷(4)	一部概成	5		36
13	鳥居原(3)	飯島町飯島鳥居原(3)	一部概成	2		36
14	北村(1)	飯島町七久保北村(1)	一部概成	5		20.47
15	北村(2)	飯島町七久保北村(2)	一部概成		1	20
16	樽ヶ沢	飯島町飯島樽ヶ沢	一部概成		1 水道施設	5.33
17	高遠原	飯島町七久保高遠原	一部概成	5		63
18	高尾	飯島町飯島高尾	未成	15	1	28
19	泉山	飯島町飯島泉山	一部概成	30	3	26
20	辰巳沢	飯島町辰巳沢	一部概成		1	32.33
21	片見山	飯島町片見山	一部概成	5		22
22	郷沢	飯島町郷沢	概成	1	1	24
23	下小段	飯島町下小段	一部概成	3		22.35
24	与田切	飯島町与田切	一部概成			34.47
25	本郷	飯島町本郷本郷	一部概成	2		37
26	乳母狩	飯島町本郷乳母狩	一部概成	2		37
1002	通ヶ沢	飯島町飯島通ヶ沢	一部概成		1	5
1003	矢の沢	飯島町七久保矢の沢	一部概成	10		19
1004	下井戸沢	飯島町下井戸沢	未成			10
1005	横沢	飯島町横沢	未成		1	16
1006	黒覆沢	飯島町黒覆沢	未成			12
1007	井戸沢	飯島町井戸沢	未成			11

※警戒宣言発令時、人家等がある地域は避難を開始する。

資料番号 4 3 崩壊土砂流出危険地区一覽

No.	地区名	位 置	治山事業 進捗状況	公共施設等		林班
				人家	公共施設 (道路除く)	
1	尾孫田沢	飯島町田切尾孫田沢	一部概成	5		27. 28
2	辰巳ヶ沢	飯島町飯島辰巳ヶ沢	一部概成			33
3	田の洞沢	飯島町飯島田の洞沢	一部概成	12		28. 29
4	樽ヶ沢	飯島町飯島樽ヶ沢	一部概成		1 水道施設	3. 4
5	三林	飯島町七久保三林	一部概成	80		48
6	矢ノ沢	飯島町七久保矢ノ沢	一部概成	30		56
7	扇平	飯島町七久保扇平	一部概成	25		58
8	子生沢	飯島町本郷子生沢	一部概成			38
9	下郷沢	飯島町飯島下郷沢	一部概成	5		22. 24
10	吉原	飯島町飯島吉原	一部概成			27
11	栃ヶ洞	飯島町飯島栃ヶ洞	一部概成	10		32
12	横沢	飯島町七久保横沢	一部概成			65
13	日向沢	飯島町七久保日向沢	未成	30		48. 53
14	細沢	飯島町七久保細沢	一部概成	20		16. 65
15	竹の沢	飯島町七久保竹の沢	概成			51
16	唐野巣沢	飯島町飯島唐野巣沢	概成	5		29. 3
1002	矢の沢	飯島町七久保矢の沢	一部概成	10		56
1005	前沢川	飯島町七久保前沢川	一部概成	11	1	62
1006	オンボロ沢	飯島町七久保オンボロ沢	未成		2	13
1007	通ヶ沢	飯島町飯島通ヶ沢	未成		1	5
1008	横沢	飯島町飯島横沢	未成		1	17
1009	オンボ沢	飯島町七久保オンボ沢	一部概成	11	3	59. 6
1010	宮の沢	飯島町七久保宮の沢	概成		3	58
1011	小横沢	飯島町七久保小横沢	概成		1	14. 65
1012	水無沢	飯島町水無沢	概成	1	1	14
1013	権現沢	飯島町権現沢	概成		1	14
1014	カギカケ沢	飯島町カギカケ沢	無		1	14
1015	棚の沢	飯島町棚の沢	概成	1	1	13
1016	地獄谷	飯島町地獄谷	概成		1	13
1017	黒覆沢	飯島町黒覆沢	一部概成		1	12
1018	井戸沢	飯島町井戸沢	一部概成		1	11. 12
1019	下井戸沢	飯島町下井戸沢	一部概成		1	10

※警戒宣言発令時、人家等がある地域は避難を開始する。

資料番号 4 4 土砂崩壊危険地区一覧

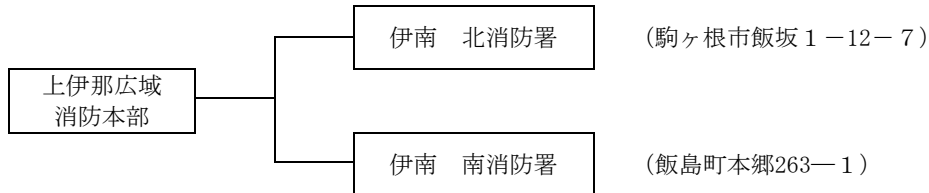
No.	施設番号	地区番号	地区名	所在地	管理団体名	備考
1	384001		猿ヶ城	飯島町田切春日平	田切区	
2	384002		南割	飯島町田切南割	田切区	
3	384003		原畑	飯島町田切追引	田切区	
4	384004		郷沢	飯島町飯島赤坂	飯島区	
5	384005		朝待	飯島町飯島上の原	飯島区	
6	384006		上井用水	飯島町飯島岩間	飯島区	
7	384007		旧井	飯島町飯島豊岡	飯島区	
8	384008	01	新井	飯島町七久保北村	七久保片桐水利組合	
9	384008	02	新井	飯島町七久保北村	七久保片桐水利組合	人家1
10	384009		北村	飯島町七久保北村	七久保区	人家2
11	384010		矢の沢	飯島町七久保高遠原	七久保区	
12	384011		下井用水	飯島町本郷本六	本郷区	人家2
13	384012		十王堂	飯島町本郷本三	本郷区	人家1
14	384013	01	原井	飯島町本郷本二	本郷区	人家3
15	384013	02	原井	飯島町本郷本二	本郷区	
16	384014		島用水	飯島町本郷本六	本郷区	
17	384015		屋古下南	飯島町本郷本三	本郷区	人家2
18	384016		里用水	飯島町本郷本六	本郷区	人家2

※警戒宣言発令時、人家等がある地域は避難を開始する。

9 消防・水防

資料番号 45 消防組織表

1 上伊那広域消防本部



2 飯島町消防団

分団名	区 域	班 名
本部 (27) 条例定数 (250)	第1分団 (46)	飯島区の一部 【第1部】中央、赤坂 【第2部】岩間、高尾、上ノ原
	第2分団 (45)	飯島区の一部 【第1部】南町、親町、豊岡、山久 【第2部】北、南
	第3分団 (39)	田切区 【第1部】追引 南田切、南割 【第2部】春日平、中平 北河原
	第4分団 (31)	本郷区 【第1部】一、三 【第2部】四、五
	第5分団 (62)	七久保区 【第1部】南街道 上通り、北街道、北村、柏木 【第2部】高遠原、新屋敷 針ヶ平 【第3部】荒田、新田

() 内は定数

喇叭隊(25) <分団兼務>

救護隊(18) <分団兼務>

資料番号 46 雨量、水位観測所

1 雨量観測所

所 属	観測所名	河川名	位 置	備 考
国土交通省 (天竜川上流河川事務所)	田 切	与田切川	飯島町飯島3907-388	雨量テレメーター (11/1~4/30閉鎖)
国土交通省 (天竜川上流河川事務所)	飯 島	天竜川	飯島町飯島2527-3	雨量テレメーター
国土交通省 (天竜川上流河川事務所)	黒覆山	与田切川	飯島町七久保3013-81	雨量テレメーター
長 野 県	傘 山	中田切川	飯島町田切菖蒲平155-1	テレメーター(砂防) (11/1~4/30閉鎖)
長 野 県	陣馬形山	四徳川	中川村字大草1649-1	テレメーター
気 象 台	飯 島	日向沢川	飯島町七久保4524	アメダス気象計
エコーシティー・駒ヶ岳	飯 島	唐沢川	飯島町飯島1237-2	有線ロボット 気象計
飯 島 町	田切低区配水地		飯島町田切	
飯 島 町	田切公民館		飯島町田切	
飯 島 町	本二コミュニティ センター		飯島町本郷	
飯 島 町	日曾利高区配水地		飯島町日曾利	

2 水防警報の対象となる水位観測所

所 属	観測所名	河川名	位 置	備 考
国土交通省 (天竜川上流河川事務所)	沢 渡	天竜川	伊那市東春近渡場	水位テレメーター
国土交通省 (天竜川上流河川事務所)	下 平	天竜川	駒ヶ根市下平	水位テレメーター

河川名	観測所名	位 置	水防団 待 機 水 位	はん濫 注意水位	はん濫 危険水位	計画高 水位	対象水防 管理団体	関係建設 事務所
天竜川	下平	駒ヶ根市赤穂下平	2.2m	2.4m	—	4.7m	駒ヶ根市 飯島町 中川村	伊那 飯田

資料番号 47 水防上重要なダム、水門の一覧

河川名	河川の種別	名称	位置	管理者	操作担当者	操作の基準	管理者操作担当者の連絡方法(電話)
天竜川	一級	釜口水門	岡谷市湊一丁目	長野県	諏訪建設事務所長	釜口水門操作規則(案)	諏訪建設事務所 0266-53-6000 釜口水門 0266-22-2268
横川川	一級	横川ダム	辰野町川島源上	長野県	伊那建設事務所長	横川ダム操作規則	0266-47-5636
沢川	一級	箕輪ダム	箕輪町長岡新田	長野県	伊那建設事務所長	箕輪ダム操作規則	0265-79-6999
三峰川	一級	美和ダム	左岸伊那市高遠町勝間/右岸伊那市長谷非持	国土交通省	天竜川ダム美和ダム管理支所	美和ダム操作規則	0265-98-2111
三峰川	一級	高遠ダム	左岸伊那市高遠町勝間/右岸伊那市高遠町東高遠	長野県	高遠ダム管理所長	高遠ダム操作規則	0265-94-2210
天竜川	一級	大久保ダム	左岸駒ヶ根市東伊那/右岸宮田村西大久保	中部電力長野支店 飯田電力センター南向ダム管理所	南向ダム管理所長	大久保発電所取堤水位取扱規定	0265-82-3262
天竜川	一級	南向ダム	左岸駒ヶ根市中沢/右岸駒ヶ根市赤穂	中部電力長野支店 飯田電力センター南向ダム管理所	南向ダム管理所長	南向発電所取堤水位取扱規定	0265-82-5514

資料番号 48 水防倉庫備蓄資器材一覧

(平成27年4月)

水防倉庫 備蓄資材場所		飯島地区 (役場防災倉庫)	田切地区 (中田切橋下)	本郷地区 (与田切橋西)	七久保地区 (コミュニティ消防センター)
テント	(張)	10			
麻袋	(枚)		1,300	1,400	600
フルコン	(枚)	1,200		800	400
大型フルコン	(枚)	100		50	50
玉縄	(玉)	1	4	4	2
シート	(枚)	10	8	5	3
鉄線	(kg)	150	50	70	100
蛇籠	(本)			3	2
かすがい	(本)				
ロープ	(本)	15	10	15	6
トラロープ	(巻)		1		
救命綱	(本)				
のこぎり	(丁)	7	1	2	2
鎌	(丁)	16	3	3	
手斧	(丁)	6			3
スコップ	(丁)	19	11	13	14
ジョレン	(丁)	8	3	7	4
ツルハシ	(丁)		2	3	2
トンガ	(丁)	2	2	2	1
掛矢	(丁)	5	3	4	3
ハンマー	(丁)	2		1	1
金槌	(丁)	5	1		
番線カッター	(丁)	10	3	4	3
ペンチ	(丁)	14	3	3	5
シノ	(丁)	14	13	13	13
ボール(大)	(本)	9	20	1	1
鉄杭	(本)		(Φ30) 14		
くい棒	(本)	(1.2m)		100	30
竹	(本)	(4m)		20	
土のう	(個)				
照明具	(台)	5			

10 被災者支援

資料番号 49 災害救助法で実施可能な応急救助早見表

平成29年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資金では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建設事務費等の一切の経費として5,516,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置することができる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者等との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,130円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月） 冬期（10月～3月）の 季別は災害発生の日をも って決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の 日から10日以 内	1 備蓄物資の価格は年度当初 の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増す ごとに 加算	
		全 壊 全 流 半 壊 半 上 浸水	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
			冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
		夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	
		冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500	
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器 具破損等の実費 2 病院又は診療所…国 民健康保険診療報酬の 額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の 日から14日以 内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分 べんした者であって 災害のため助産の途 を失った者(出産の みならず、死産及び 流産を含み現に助産 を要する状態にある 者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料 等の実費 2 助産婦による場合 は、慣行料金の100分 の80以内の額	分べんした 日から7日以 内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体 が危険な状態にあ る者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の 日から3日以 内	1 期間中に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計 上					
被災した住宅 の応急修理	1 住家が半壊 (焼)し、自らの 資力により応急修 理をすることがで きない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住 することが困難で ある程度に住家が 半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便 所等日常生活に必要最 小限度の部分 1世帯当たりの限度額 574,000円以内	災害発生の 日から1ヵ月 以内						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
学用品の給与	住家の全壊（焼） 流失半壊（焼）又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損等 により使用することが できず、就学上支 障のある小学校児 童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び 高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以 外の教材で教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教 材、又は正規の授業で 使用している教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金 額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の 日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び 通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実 情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した 者を対象にして実際 に埋葬を実施する者 に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 210,200円以内 小人（12歳未満） 168,100円以内	災害発生の 日から10日以 内	災害発生の日以前に死亡した 者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態に あり、かつ四囲の事 情によりすでに死亡 していると推定され る者	当該地域における通常 の実費	災害発生の 日から10日以 内	1 輸送費、人件費は、別途計 上 2 災害発生後3日を経過した ものは一応死亡した者と推定 している。
死体の処理	災害の際死亡した 者について、死体に 関する処理（埋葬を 除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,400円以 内 一 「既存建物借上費 時 通常の実費 保 既存建物以外 存 1 体当たり L 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の 日から10日以 内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計 上 3 死体の一時保存にドライ アイスの購入費等が必要な場 合は当該地域における通常 の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄 関等に障害物が運び こまれているため生 活に支障をきたしてい る場合で自力では 除去することのでき ない者	市町村内において障害 物の除去を行った一世帯 当たりの平均 135,100円以内	災害発生の 日から10日以 内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難に 係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整 理配分	当該地域における通常 の実費	救助の実施 が認められる 期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令 第4条第1号から第 4号までに規定する 者	災害救助法第7条第1項 の規定により救助に関 する業務に従事させた都 道府県知事の総括する都 道府県の常勤の職員で当 該業務に従事した者に相 当するものの給与を考慮 して定める	救助の実施 が認められる 期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別 途に定める額

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百四十三条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第一条から第十五条までに掲げる経費と法第五条第三項に要した額及び法第十九条に要した額並びに令第八条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合算額以内とすること。 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料番号50 被害認定基準

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
用 語 の 定 義	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	棟	一つの独立した建築物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2以上の棟が渡り廊下等で接続している場合には2棟とする。

(注1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(注2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(注3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(注4) 住家の全壊、半壊の被害認定基準を整理すると以下の表のとおりであり、町が①か②のいずれかによって判定を行う。

	全 壊	半 壊	
		大規模半壊	その他
① 損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
② 損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

(注5) 被害認定の詳細については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成18年 内閣府)を参考にすること。

資料番号 5 1 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設

<p>災害救助法が適用された場合</p>	<p>ア 応急仮設住宅の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住を必要とする戸数とする。</p> <p>イ 県に対し、公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合には、町長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。</p> <p>ウ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力をを行う。</p> <p>エ 知事の委任を受けて、町長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。</p>
<p>災害救助法が適用されない場合</p>	<p>ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。</p> <p>イ 建設用地を確保する。ただし、私有地を選定する場合は、町長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。</p> <p>ウ 応急仮設住宅の設計を行う。</p> <p>エ 建設業者との請負契約を行う。</p> <p>オ 工事監理、竣工検査を行う。</p> <p>カ 入居者の決定を行う。</p> <p>キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。</p>

11 その他

資料番号 52 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づくもの

(1) 警報・注意報等の発表地域区分

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の二次細分区域（町）に発表される。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	風雪、強風、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(2) 長野県における気象警報・注意報の発表基準

ア 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

警報注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

警報注意報の種類		概 要
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、洪水、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霧注意報	霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害の発生や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

イ 特別警報基準

種 類	発表基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、降雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

ウ 雨に関する50年に一度の値（南部／上伊那地域／飯島町）

R48 (48時間降雨量(mm))	R03 (3時間降雨量(mm))	SWI (土壌雨量指数 (Soil Water Index))
340	108	217

注1) 「50年に一度の値」の値は、町にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) いずれについても統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3) 特別警報は府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注4) 特別警報の判定に用いるR03の値は、3時間降雨量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

エ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報が発表される。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中信が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

オ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

カ 警報・注意報発表基準一覧表（南部／上伊那地域／飯島町）

種類		発表基準	
警報	大雨	表面雨量指数基準	11
		土壌雨量指数基準	109
	洪水	流域雨量指数基準	中田切川流域=5.6、郷沢川流域=6、与田切川流域=10、子生沢川流域=3.9
		指定河川洪水予報による基準	天竜川上流〔沢渡〕
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6
		土壌雨量指数基準	76
	洪水	流域雨量指数基準	中田切川流域=4.4、郷沢川流域=4.8、与田切川流域=8、子生沢川流域=3.1
		複合基準	天竜川流域=(7, 43)
		指定河川洪水予報による基準	天竜川上流〔沢渡〕
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最少湿度20%で実効湿度55%※	
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
	低温	夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合 冬期：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
着氷	著しい着氷が予想される場合		
着雪	著しい着雪が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

流域雨量指数：河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

複合基準 : (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表している。

※湿度は飯田特別地域気象観測所の値。

2 水防法等に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は知事が定めた河川について、区間を決めてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種 類	洪水予報の概題 (洪水危険度レベル)	発 表 基 準
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。

(2) 避難判断水位到達情報

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位 到達情報	氾濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位に達したとき。

(3) 水防警報

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあり、水防活動の必要なとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

(4) 土砂災害警戒情報

区 分	発 表 基 準 等
土砂災害 警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と長野地方気象台が発表 ・ 2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壤雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。 ・ 警報発表後に出されるもの

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

区 分	発 表 基 準 等
緊急調査（法第 26条、27条）	重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合（地すべり等）については県が緊急調査を行う。
土砂災害 緊急情報	国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係自治体の長に通知するとともに、一般周知する。

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台長が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	気象の状況が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で最小湿度が20%以下になる見込みのとき。 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。 3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪のときには通報しないことがある)

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区分	発 表 基 準
火災警報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。

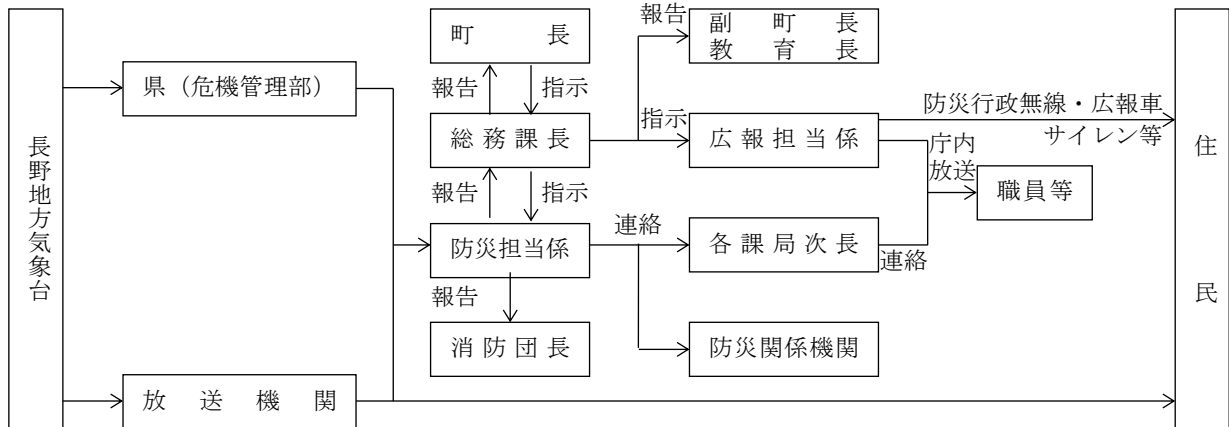
警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所 } 共同	国土交通大臣が定めた河川 (「洪水予報指定河川」という)
水防警報	国土交通省天竜川上流河川事務所 伊那建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という。) 知事が指定した河川(「県の指定河川」という。)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	上伊那広域消防本部	上伊那広域構成市町村
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 土木部砂防課 } 共同	県全域
記録的短時間大雨情報	長野地方気象台	県全域
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域

5 警報等伝達系統

気象台警報伝達系統図

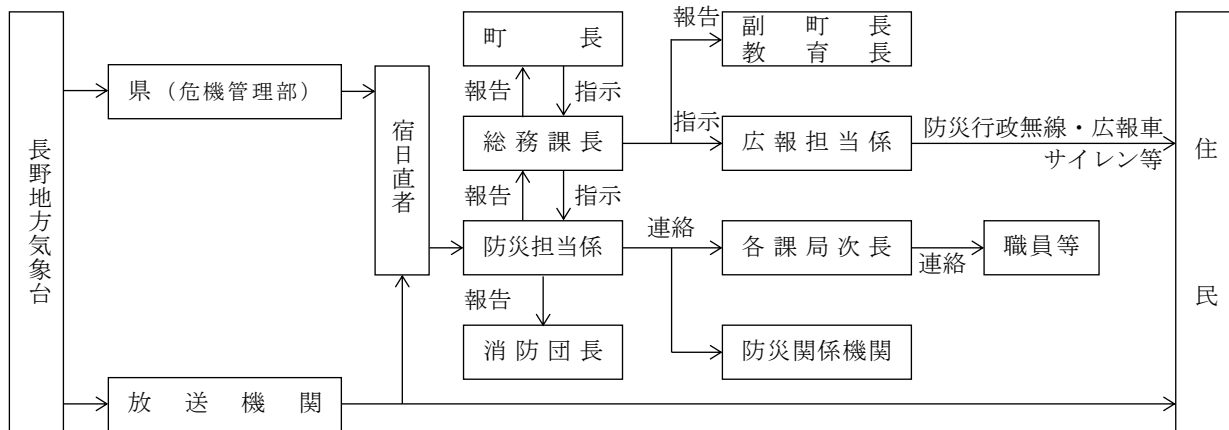
(1) 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）

〔勤務時間内〕



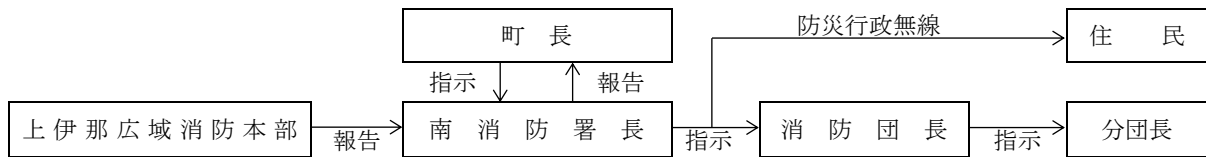
(2) 勤務外における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときは除く。）

〔勤務時間外〕



6 火災警報

(1) 伝達系統

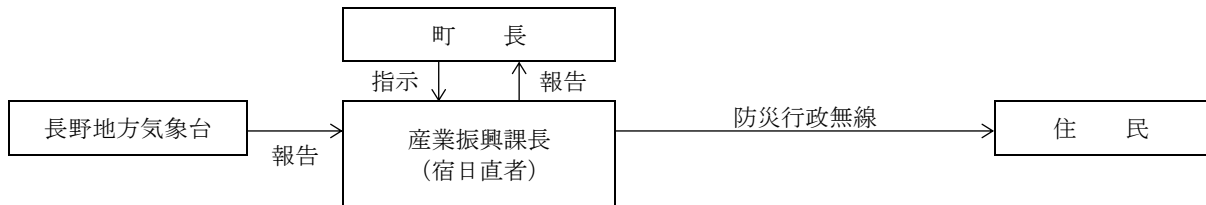


(2) 伝達要領

- ア 消防署長は、町長から火災警報発令の指示を受けたときは、直ちに消防団長、各分団長に連絡する。
- イ 防災行政無線により全町放送する。

7 凍霜害警報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

- ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害警報の発令は、直ちに産業振興課長、日宿直者において防災行政無線により全町放送する。

8 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予 警 報 名	責 任 者
気象水防予警報	総務課長
火災警報	南消防署長
凍霜害警報	産業振興課長

9 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

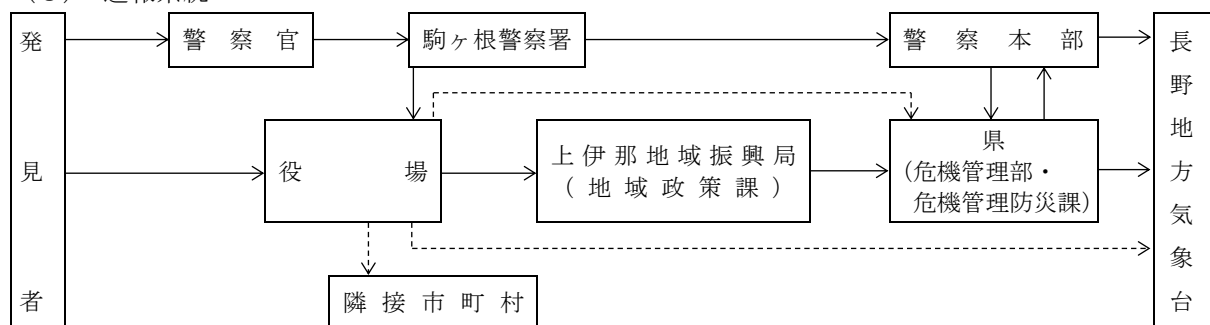
異常な現象とは、例えば次のようなものである。

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇

(2) 通報要領

- ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見したものは、役場又は警察官に速やかにその情報を通報する。
- イ 通報を受けた町は、(3)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。
- ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

(3) 通報系統



資料番号 5 3 気象庁震度階級関連解説表

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 (停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 (一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	

6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 (一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。)	地割れや山崩れなどの発生することがある。
6強	立っていることが出来ず、這わないと動くことが出来ない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 (一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
7	揺れに翻弄され、自分の意思で行動出来ない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

*ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
2. 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
4. 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
5. この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

資料番号54 想定地震の緒元及び飯島町の最大予測震度

種類	地震名		長さL (km)	マグニチュード		飯島町の 最大予測 震度	今後30年 以内の 発生確率	備考	
				M _j	M _w				
内陸型 (活断層型) 地震	長野盆地西縁断層帯の地震		58	7.8	7.1	3	ほぼ0%	4 ケース	
	糸魚川－静岡構造線 断層帯の地震	全体	150	8.5	7.64	5 強	14%	構造探査 ベース モデル	
		北側	84	8.0	7.14	4			
		南側	66	7.9	7.23	5 強			
		伊那谷断層帯（主部）の地震		79	8.0	7.3	7	ほぼ0%	4 ケース
		阿寺断層帯（主部南部）の地震		60	7.8	7.2	5 弱	ほぼ0%	2 ケース
		木曾山脈西縁断層帯（主部北部） の地震		40	7.5	6.9	6 弱	ほぼ0%	2 ケース
	境峠・神谷断層帯（主部）の地震		47	7.6	7.0	5 強	0.02～13%	4 ケース	
海溝型 地震	想定東海地震				8.0	6 弱			
	南海トラフ巨大地震（基本ケース）				9.0	5 強			
	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）				9.0	6 弱			

マグニチュード：M_j=気象庁マグニチュード 地震発生直後に公表される。M_w=モーメントマグニチュード 断層運動の大きさを反映した値で、測定に時間がかかるため発生数日後に公表される。

M_jとM_wでは算出方法が違うため数値が異なる。

南海トラフ巨大地震（基本ケース）：中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を参考に設定

南海トラフ巨大地震（陸側ケース）：基本ケースの強振動生成域を、可能性がある範囲で最も陸域側（プレート境界面の深い側）の場所に設定

出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書（長野県）

資料番号 55 想定地震に基づく予測

各想定地震における本町の地震動の予測結果は、次のとおりである。

1 地震動の予測

(1) 長野盆地西縁断層帯の地震（ケース 3）

長野地域の広域で震度 6 強～7、その周辺の長野、北信、大北、松本、上小地域の一部で震度 5 強～6 弱が予測される。

本町では、全域が震度 3 以下となっている。

(2) 糸魚川―静岡構造線断層帯（全体）の地震

県内を南北方向に縦断し、長野地域から松本、上小、諏訪地域の広域及び上伊那地域の一部で震度 6 強～7、その周辺の北信、佐久、飯伊地域及び北信地域の一部で震度 5 強～6 弱が予測される。

本町では、東部以外の地域で震度 5 弱以上となっており、中央道から東側の広域において震度 5 強となっている。

(3) 糸魚川―静岡構造線断層帯（北側）の地震

長野地域から松本、上小地域の平地部で震度 6 強～7、その周辺及び諏訪地域の一部で震度 5 強～6 弱が予測される。

本町では、中央道から天竜川の間で震度 4 が予測される。

(4) 糸魚川―静岡構造線断層帯（南側）の地震

諏訪地域の広域及び上伊那地域の一部で震度 6 強～7、その周辺の松本、上小、佐久地域及び飯伊地域の一部で震度 5 強～6 弱が予測される。

本町では、西部以外の地域で震度 5 弱以上となっており、そのうち広域において震度 5 強となっている。

(5) 伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース 3）

南信地域の天竜川周辺及び諏訪湖周辺で震度 6 強～7、その周辺及び松本、木曾地域の平地部で震度 5 強～6 弱が予測される。

本町では、全域が震度 6 弱以上で、広域で震度 6 強となっており、与田切川及び中央アルプス付近に震度 7 の地域が予測されている。

(6) 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース 1）

木曾地域南部の一部で震度 6 強、木曾南部の平地部から飯伊地域の平地部で震度 5 強、その周辺及び上伊那地域の一部で震度 5 弱が予測される。

本町では、中央道から天竜川にかけて殆どの地域が震度 5 弱で、その他の地域は震度 4 となっている。

(7) 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース 1）

上伊那地域の北部で震度 6 強、その周辺及び木曾地域の南部で震度 6 弱、その周辺の木曾、松本、上伊那、飯伊地域及び諏訪地域の一部で震度 5 強が予測される。

本町では、北部から中央部にかけて震度 6 弱が予測され、その他の地域は震度 5 強となっている。

(8) 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース 1）

木曾地域の北部及び上伊那地域の一部で震度 6 強～7、その周辺の松本、諏訪、上伊那、木曾地域で震度 5 強～6 弱が予測される。

本町では、中央道から天竜川にかけての地域が震度 5 弱で、与田切川付近で震度 5 強が予測されている。その他の地域は震度 4 となっている。

(9) 東海地震

南信地域の天竜川周辺及び飯伊地域南東部で震度5強、飯伊地域の広域及び上伊那、諏訪、佐久地域などの一部で震度5弱、その他県内北部、北西部の一部を除き、県内の広域で震度4が予測される。

本町では、中央道から天竜川にかけて殆どの地域が震度5弱で、そのうち南部で震度5強が予測されている。その他の地域では震度4が予測される。

(10) 南海トラフ巨大地震（基本ケース）

南信地域の天竜川周辺及び諏訪湖周辺で震度5強、その周辺及び松本、諏訪、佐久地域の一部で震度5弱、その他県内北西部、北東部の一部を除き、県内ほぼ全域で震度4が予測される。

本町では、西部以外の地域で震度5弱以上となっており、中央道から東側で震度5強となっている。

(11) 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

飯伊地域の一部で震度6強、南信地域の天竜川周辺及び諏訪湖周辺、飯伊地域の広域で震度6弱、その周辺及び木曾、松本、諏訪、佐久地域の一部で震度5強、その他県内南部から中部にかけて全域で震度5弱が予測される。

本町では、全域が震度5弱以上で、中央道西側及び天竜川東側で震度5強、中央道から天竜川にかけて地域で震度6弱が予測されている。

2 液状化

液状化の危険度は、「高い」「やや高い」「低い」「極めて低い」「なし」の5段階に区分される。飯島町域においては、いずれの地震においても液状化の危険度は「なし」と予測されている。

3 地震土砂災害（急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区）

地震土砂災害については、「危険性が高い(A)」「危険性がある(B)」「危険性は低い(C)」の3ランクに区分されている。

(1) 長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3）

町全体で「ランクC」となっている。

(2) 糸魚川—静岡構造線断層帯（全体）の地震

「ランクB」が天竜川周辺に散在し、与田切川付近で「ランクA」が予測される。

(3) 糸魚川—静岡構造線断層帯（北側）の地震

町全体で「ランクC」となっている。

(4) 糸魚川—静岡構造線断層帯（南側）の地震

「ランクB」が中央道から東側に散在し、与田切川付近で「ランクA」が予測される。

(5) 伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）

町の居住地域である中央道から天竜川の間で「ランクA」が散在し、中央アルプス付近で「ランクA」、「ランクB」が混在している。

(6) 阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）

町全体でほぼ「ランクC」であるが、与田切川付近で「ランクB」が予測される。

(7) 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）

天竜川、与田切川周辺で「ランクA」、「ランクB」が混在し、中央アルプス付近で「ランクB」が散在している。

(8) 境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）

町全体でほぼ「ランクC」であるが、与田切川付近で「ランクA」、「ランクB」が予測される。

(9) 東海地震

町全体でほぼ「ランクC」であるが、与田切川付近で「ランクB」が予測される。

(10) 南海トラフ巨大地震（基本ケース）

町の居住地域である中央道から天竜川の間で「ランクB」が散在し、与田切川付近で「ランクA」が予測される。

(11) 南海トラフ巨大地震（陸側ケース）

「ランクA」、「ランクB」が中央道から東側に散在している。

資料番号56 被害想定

1 建築物被害

本町の現況建物棟数は、木造が8,659棟、非木造建物が2,444棟となっており（平成15年住宅・土地統計調査データより）、次の表のように想定地震のうち、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」が最も被害が大きくなっている。また「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」においても建物への被害が予測されている。

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震								海溝型地震		
				長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）	糸魚川（北側）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（南側）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（ケース3）	伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）	阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	木曾山脈西縁断層帯（主部）の地震（ケース1）	境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	想定東海地震	南海トラフ巨大地震（基本ケース）
建物被害（全壊）	液状化による被害	全壊	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	揺れによる被害	全壊・夏	棟	0	0	0	0	670	0	10	0	0	*	20
		全壊・冬	棟	0	0	0	0	670	0	10	0	0	*	20
	断層変位による被害※2（揺れによる被害の内数）	全壊	棟	0	0	0	0	280	0	0	0			
	土砂災害による被害※3	全壊・夏	棟	0	*	0	*	20		10	*	*	*	20
		全壊・冬	棟	0	*	0	*	20			*	*	*	20
	地震火災による被害	冬深夜強風	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏12時強風	棟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬18時強風	棟	0	0	0	0	190	0	0	0	0	0	0
	建物全壊棟数 計	冬深夜強風	棟	0	*	0	*	680		20	*	*	*	30
		夏12時強風	棟	0	*	0	*	680	*		*	*	*	30
		冬18時強風	棟	0	*	0	*	860		20	*	*	*	30

※1：揺れによる建物被害については、豪雪地帯・特別豪雪地帯では積雪の影響を考慮したため、冬と夏とで被害数が変化する場合がある。

※2：断層変位による被害は、地震に伴い活断層の変位が地表に現れたことによる被害数を想定したもので、揺れによる全壊被害の内数とする。

※3：土砂災害による全壊建物数は、揺れ・液状化による全壊建物との重複処理によって、冬と夏とで被害数が変化する場合がある。

※4：割合（率）を除き、被害数は一の位で四捨五入している。そのため合計が合わない場合がある。“*”はわずかだが被害があることを示す。

2 人的被害

「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」が最も被害が大きく、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」、「木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）」となっている。

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震								海溝型地震		
				長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震 (全体)	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震 (北側)	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震 (南側)	伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース3)	阿寺断層帯(主部南部)の地震 (ケース1)	木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震 (ケース1)	境峠・神谷断層帯(主部)の地震 (ケース1)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)
人的被害※ (死者数)	建物倒壊による被害	冬深夜強風	人	0	*	0	*	40	*	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	30	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	40	*	*	*	*	*	*
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害 (建物倒壊による被害の内数)	冬深夜強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
	土砂災害による被害	冬深夜強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
	火災による被害	冬深夜強風	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏12時強風	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬18時強風	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬深夜強風	人	0	*	0	*	*	0	*	0	0	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	*	0	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	*	0	*	*	*	*	*
	死者数計	冬深夜強風	人	0	*	0	*	40	*	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	30	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	40	*	*	*	*	*	*
人的被害※ (負傷者数)	建物倒壊による被害	冬深夜強風	人	0	10	0	10	460	10	50	10	10	20	70
		夏12時強風	人	0	*	0	*	350	*	40	10	*	20	60
		冬18時強風	人	0	10	0	*	390	*	50	10	*	20	60
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害 (建物倒壊による被害の内数)	冬深夜強風	人	0	10	0	*	30	10	*	10	10	*	10
		夏12時強風	人	0	*	0	*	20	*	*	10	*	*	10
		冬18時強風	人	0	10	0	*	20	*	*	10	*	*	10
	土砂災害による被害	冬深夜強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
	火災による被害	冬深夜強風	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏12時強風	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬18時強風	人	0	0	0	0	*	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬深夜強風	人	0	*	0	*	*	0	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
	負傷者数計	冬深夜強風	人	0	10	0	10	460	10	50	10	10	20	80
		夏12時強風	人	0	*	0	*	350	*	40	10	*	20	60
		冬18時強風	人	0	10	0	10	400	*	50	10	*	20	60

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震								海溝型地震		
				長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3)	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震(全体)	糸魚川(北側)	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震(南側)	糸魚川・静岡構造線断層帯の地震(ケース3)	伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3)	阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1)	木曾山脈西縁断層帯(主部)の地震(ケース1)	境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震(基本ケース)
人的被害※ (負傷者のうち重傷者数)	建物倒壊による被害	冬深夜強風	人	0	*	0	*	260	*	30	*	*	10	40
		夏12時強風	人	0	*	0	*	200	*	20	*	*	10	30
		冬18時強風	人	0	*	0	*	220	*	30	*	*	10	40
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物倒壊による被害の内数)	冬深夜強風	人	0	*	0	*	10	*	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
	土砂災害による被害	冬深夜強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
	火災による被害	冬深夜強風	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏12時強風	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬18時強風	人	0	0	0	0	*	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬深夜強風	人	0	*	0	*	*	0	*	*	*	*	*
		夏12時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
		冬18時強風	人	0	*	0	*	*	*	*	*	*	*	*
重症者数 計	冬深夜強風	人	0	*	0	*	260	*	30	*	*	10	40	
	夏12時強風	人	0	*	0	*	200	*	20	*	*	10	30	
	冬18時強風	人	0	*	0	*	220	*	30	*	*	10	40	

※1：人的被害は観光客を考慮した場合を示す。

※2：割合（率）を除き、被害数は一の位で四捨五入している。そのため合計が合わない場合がある。“*”はわずかだが被害があることを示す。

3 生活支障等

避難者数は人口（平成27年国勢調査：9,530人）に対し、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」で32%、「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」では9%となることが予測される。

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震								海溝型地震		
				長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3)	糸魚川-静岡構造線断層帯の 地震(全体)	糸魚川-静岡構造線断層帯の 地震(北側)	糸魚川-静岡構造線断層帯の 地震(南側)	伊那谷断層帯(主部)の 地震(ケース3)	阿寺断層帯(主部南部)の 地震(ケース1)	木曾山脈西縁断層帯(主部 北部)の地震(ケース1)	境峠・神谷断層帯(主部) の地震(ケース1)	想定東海地震	南海トラフ巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ巨大地震 (陸側ケース)
生活支障等	避難者※1	冬18時 (避難所)	人	0	50	0	100	1,510	*	310	10	30	220	450
		冬18時 (避難所外)	人	0	50	0	100	1,510	*	310	10	30	220	450
	災害廃棄物	冬18時強風	トン	0	110	0	140	61,720	*	1,640	80	10	140	2,430
	孤立集落		農業 集落	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

※1：発生二日後の被害状況を記載した。

※2：割合（率）を除き、被害数は一の位で四捨五入している。そのため合計が合わない場合がある。“*”はわずかだが被害があることを示す。

4 ライフラインの被害

「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」が最も被害が大きく、次いで「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」、「木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）」となっている。

特に、「伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）」では、いずれのライフラインにおいてもほとんどの住民が被害を受けることが予測される。

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震								海溝型地震			
				長野盆地西縁断層帯の地震（ケース3）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（全体）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（北側）	糸魚川-静岡構造線断層帯の地震（南側）	伊那谷断層帯（主部）の地震（ケース3）	阿寺断層帯（主部南部）の地震（ケース1）	木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震（ケース1）	境峠・神谷断層帯（主部）の地震（ケース1）	想定東海地震	南海トラフ巨大地震（基本ケース）	南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	
ライフライン被害	上水道	断水人口 (断水率)	人 (%)	0 (0%)	3,220 (34%)	0 (0%)	4,180 (44%)	9,280 (99%)	750 (8%)	6,990 (74%)	1,540 (16%)	2,520 (27%)	6,400 (68%)	7,840 (83%)	
	下水道	機能支障人口 (機能支障率)	人 (%)	450 (6%)	2,900 (38%)	450 (6%)	3,240 (43%)	7,460 (99%)	970 (13%)	5,290 (70%)	1,520 (20%)	2,260 (30%)	4,920 (65%)	6,010 (79%)	
	電力	停電軒数 (停電率)	軒 (%)	0 (0%)	1,340 (31%)	0 (0%)	1,710 (39%)	4,120 (94%)	320 (7%)	2,900 (66%)	660 (15%)	1,080 (25%)	2,660 (61%)	3,290 (75%)	
	通信 (固定電話) ※2	不通回線数 (不通回線率)	回線 (%)	0 (0%)	680 (31%)	0 (0%)	860 (39%)	2,070 (94%)	160 (7%)	1,460 (66%)	330 (15%)	540 (25%)	1,340 (61%)	1,650 (75%)	

※1：ガスについては、飯島町は都市ガスの復旧対象需要家屋がないため省略した。

※2：停電の影響（商用電源を用いる電話機を固定電話に接続していて停電の影響を受ける場合）が100%の場合を示す。

※3：割合（率）を除き、被害数は一の位で四捨五入している。そのため合計が合わない場合がある。“*”はわずかだが被害があることを示す。

資料番号57 指定文化財一覧

1 県指定文化財（5件）

No	区分	名称	種別	所有者	指定年月日
1	県史跡	伊那県庁(飯島陣屋)跡	史跡 (江戸時代)	飯島町	昭和37年7月12日
2	県宝	ようりんしょうきゅうじゅうせいがんじけいじょうしょうぞんそ 瑤林正玖住西岸寺京城諸山疎	書跡 (室町時代)	西岸寺	昭和47年3月21日
3	県宝	だいかくぜんじいぞう 木造大覚禪師倚像【南北朝】	彫刻 (南北朝時代)	西岸寺	昭和48年9月13日
4	県宝	りんしょうざんきろく 西岸寺規式「臨照山記録」【南北朝】	書跡 (南北朝時代)	西岸寺	昭和60年7月29日
5	県天然記念物	南羽場の「シラカシ」 (※H16年度樹勢回復事業を実施)	天然記念物	桃沢匡行	平成13年9月20日

2 町指定文化財（34件=有形文化財:27件、無形民俗文化財：1件、史跡：1件、名勝：1件、天然記念物：4件）

No	名称	指定年月日	所有者	種別	形状及び構造/区分
4	弁(財)天堂	昭和42年7月1日	西岸寺	建造物 (安土桃山時代)	六尺四角瓦葺木造 【有形文化財】
6	木造聖観音坐像	昭和42年7月1日	西岸寺	彫刻 (室町時代)	全高63座奥32cm 【有形文化財】
7	木造百万小塔附陀羅尼	昭和43年3月31日	聖徳寺	考古資料 (奈良時代)	高さ21.4経文幅5×30【有形文化財】
8	臨照山大覚禪師法語	昭和46年5月3日	西岸寺	書跡 (鎌倉時代)	十六字詰十四罨 (刑) 十二枚綴り【有形文化財】
9	鐘楼	昭和46年5月3日	西岸寺	建造物 (江戸時代)	【有形文化財】
10	梵鐘	昭和46年5月3日	西岸寺	工芸品 (昭和時代)	【有形文化財】
11	山門	昭和46年5月3日	西岸寺	建造物 (江戸時代)	【有形文化財】
12	紙本墨書白隠禪師「大極嶺」条幅	昭和46年5月3日	西岸寺	書跡 (江戸時代)	【有形文化財】
13	紙本墨書白隠禪師「仏祖三教開蓮」条幅	昭和46年5月3日	西岸寺	絵画 (江戸時代)	【有形文化財】
14	紙本墨書白隠禪師「鐘馗像」条幅	昭和46年5月3日	西岸寺	絵画 (江戸時代)	【有形文化財】
15	紙本墨書白隠禪師「達磨像」条幅	昭和46年5月3日	西岸寺	絵画 (江戸時代)	【有形文化財】
16	木造聖徳太子童子立像	昭和46年5月3日	聖徳寺	彫刻 (江戸時代)	【有形文化財】
17	本郷神社本殿	昭和58年10月1日	本郷神社	建造物 (江戸時代)	【有形文化財】
18	梅戸神社本殿	昭和58年10月1日	梅戸神社	建造物 (江戸時代)	【有形文化財】
19	縄文時代石製装飾品	昭和58年10月1日	飯島町 教育委員会	考古資料 (縄文時代)	【有形文化財】
20	縄文時代石棒	昭和58年10月1日	織田信幸	考古資料 (縄文時代)	【有形文化財】
21	西岸寺のカヤ(抱寿貴のカヤ)	昭和58年10月1日	西岸寺	天然記念物	【有形文化財】

No	名 称	指定年月日	所有者	種 別	形状及び構造／区分
22	大島蓼太句碑	昭和61年10月1日	宮下 潔	石造文化財 (江戸時代)	【有形文化財】
23	宮下正岑自画像及賛(勸農詞)	昭和61年10月1日	宮下 崇	絵 画 (江戸時代)	【有形文化財】
24	延命地藏尊像	昭和61年10月1日	慈福院	彫 刻 (江戸時代)	【有形文化財】
25	紙本墨書白隠禪師「閑蟻争曳蜻蜒翼」「新燕来休揚柳枝」対幅	昭和61年10月1日	西岸寺	書 跡 (江戸時代)	【有形文化財】
26	伝馬免許状	昭和61年10月1日	宮下 潔	書 跡 (安土桃山時代)	【有形文化財】
27	梅戸神社の幟	平成3年6月1日	梅戸神社	歴史資料 (明治時代)	長さ3.9m、幅59cm 絹地1対【有形文化財】
28	大宮七窪神社本殿 (八幡宮・伊勢宮・諏訪宮の三殿)	平成3年6月1日	七窪神社	建造物	一間社流造 【有形文化財】
29	関の地藏尊	平成3年6月1日	北河原 財産区	彫 刻 (江戸時代)	【有形文化財】
30	宝光山座禅岩	平成3年6月1日	山祇社	天然記念物	市田花崗岩による巨岩・巨石
31	西岸寺参道	平成3年6月1日	西岸寺	名 勝 (江戸時代)	参道両側の黒松並木【名勝】
32	本郷神社舞台	平成6年5月20日	本郷神社	建造物 (江戸時代)	舞台の中央は回り舞台【有形文化財】
33	御嶽山のマツ並木 (通称：御嶽山の傘松)	平成6年5月20日	飯島区	天然記念物	アカマツ 「飯島八景」の一つ
35	寺平遺跡	平成6年5月20日	坂下信次	史 跡 (室町時代)	南北朝又は室町時代が多い【史跡】
36	芝宮神社津島社祇園囃子	平成6年8月1日	芝宮神社	無形文化財 (江戸時代)	花踊り、囃子屋 台、演奏構成(子供・女子)
37	六斗名号塔	平成6年8月1日	聖徳寺	石造文化財 (江戸時代)	石塔高さ4.5m 【有形文化財】
38	権現様のミズナラ	平成13年3月27日	飯島町 七久保区本郷区 本郷神社氏子総代	天然記念物 (植物)	樹高30m 幹周り5.2m ブナ科の落葉高木
39	針ヶ平第一遺跡出土石器	平成19年	飯島町 教育委員会	考古資料	
40	遠山八幡社のヤマフジ	平成19年	三石宏之	天然記念物	
41	源氏三枕(写本)	平成22年	河野通昭	典 籍	

No. 1, 3, 5, 34は県指定となった為欠番。

No. 2「紙本墨書(宋)雪岩禪師墨跡」は平成20年5月28日指定解除。

資料番号 58 原子力発電所における事故等に係る通報連絡

1 原子力発電所からの通報連絡体制について

長野県では下表の原子力発電所を所有する電力会社と「原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」を締結し、通報連絡を行う体制を整備されている。

電力会社	原子力発電所	締結日
中部電力(株)	浜岡原子力発電所	平成24年2月13日
東京電力(株)	柏崎刈羽原子力発電所	平成24年2月15日

2 異常時の通報

1の表の原子力発電所で(1)表に該当する事象が発生したとき、電力会社より県に通報され、県より町・消防本部・保健福祉事務所及び建設事務所へ通報される。(「(2) 通報連絡の流れ」参照)

(1) 通報事象の報告

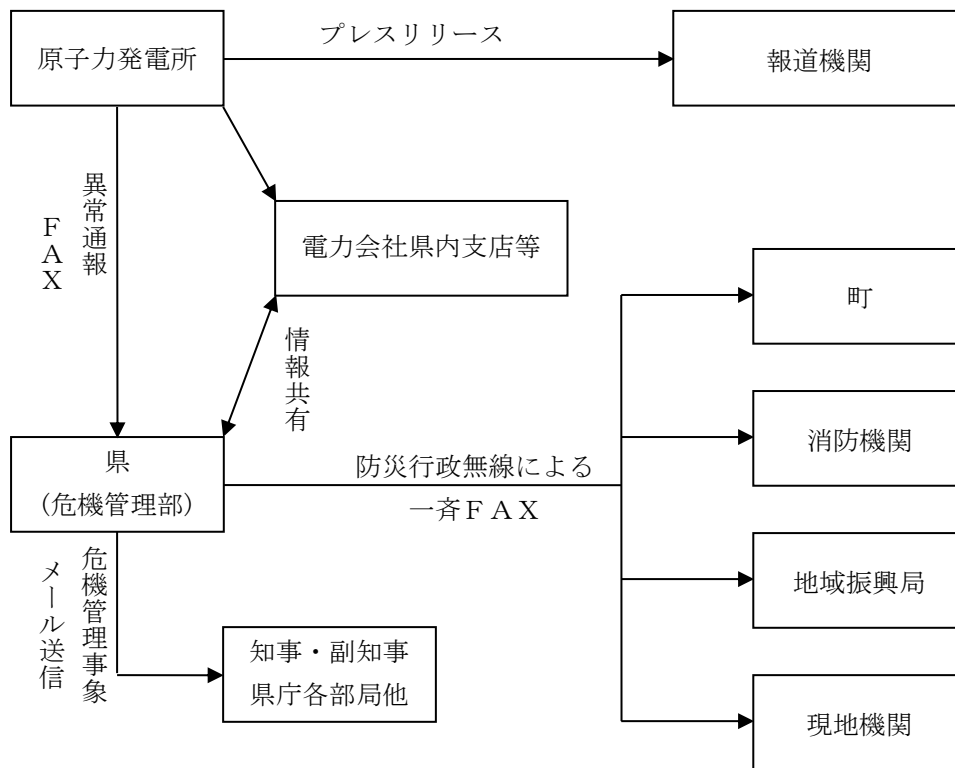
放射能の漏洩	1 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報） ※ 特定事象に該当する事象 境界付近で $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上、臨界事故の発生又はおそれ等 → 原子力事業者から国、所在県・市町村への通報義務
	2 原災法第15条第1項のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言） ※ 原子力緊急事態に該当する事象 境界付近で $500 \mu\text{Sv/h}$ を検出、臨界事故の発生等 → 国が原子力災害対策本部設置
	3 不測の事態により、発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が漏洩したとき。
	4 気体状又は液体状の放射性廃棄物の放出量が、原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値を超えたとき。
放射能漏洩の可能性のある故障等	5 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障等により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき
	6 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。
その他の事故・故障等	7 発電所の敷地内において火災が発生したとき。
	8 発電所に係る放射性物質が盗取され、又は所在不明となったとき。
	9 長野県内において発電所に係る放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送中に事故が発生したとき。
	10 その他発電所の安全確保に関し国に報告する事項又は前各号に準ずる異常が発生したとき。（一定震度以上の地震発生、大津波警報発令などを含む。）

※ なお、10については、送信内容に応じて通報が判断する事象のみ送信する。

※ 通報する際にはFAX送信票に対応等に関するコメントを付記する予定。

(2) 通報連絡の流れ

電力会社からの異常時の情報伝達体制



※ FAX送信が困難な場合、メールの送信、電話連絡等により情報提供する。

資料番号 59 被害状況報告等の様式

1 様式第1号 (概況速報)

(表1)

現 況 速 報			
災 害 の 名 称		災 害 発 生 日 時	
報 告 の 時 限		発 受 信 時 刻	
発 信 者		受 信 者	

被 害 の 種 別	被 害 状 況	
	被 害 地 域 又 は 場 所	災 害 の 状 況
人 的 ・ 住 家 関 係		
農 業 関 係		
林 業 関 係		
公 共 土 木 施 設 関 係		
鉄道 } 通信 } 施設関係 電力 } 水道 }		
そ の 他		
応急対策等の活動状況 消防職員・消防団員の出動状況等		

2 様式第2号（人的及び住家の被害）

（表2）

飯島町

人的及び住家の被害状況報告（発生・中間・確定）									
災害の名称					災害発生の日時		年 月 日 時		
災害発生の場所									
災害報告の时限		月 日 時 分現在			発信機関及び 発信担当者				
人 的 被 害	死者				人	災害 の 概 況			
		行方不明			人				
	負傷者	重傷			人				
		軽傷			人				
		小計			人				
	計			人	災害発生の原因				
住 家 の 被 害	棟 数	全壊・全焼又は流出			棟	救 援 措 置 の 状 況			
		半壊又は半焼			棟				
		一部破損			棟				
		床上浸水			棟				
		床下浸水			棟				
	世 帯 数 及 び 人 員	全壊・全焼又は流出	世帯	世帯		災 害 救 助 法 の 見 込 み			
			人員	人					
		半壊又は半焼	世帯	世帯					
			人員	人					
		一部破損	世帯	世帯					
			人員	人					
	床上浸水	世帯	世帯		災 害 対 策 本 部	名称			
人員		人		設置		月 日 時 分			
床下浸水	世帯	世帯		そ の 他	廃止	月 日 時 分			
	人員	人			消防職員出動延人員	人			
非住宅の被害（全・半壊）					棟	消防団員出動延人員	人		

（注）

- 「人的被害」欄の「負傷者・重傷」とは、一月以上の治療を要する見込のものとし、「軽傷」とは、一月未満で治療できる見込のものとする。その区分が不明な場合は「調査中」と記載し、負傷者の合計数を「小計」に記載すること。
- 「住家の被害」欄の「一部破損」とは、住家の損壊程度が半壊に達しない程度のものとする。
- 「住家の被害」欄の「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
- 「住家の被害」欄の「床下浸水」とは、住家が床上浸水に達しない程度のものとする。
- 「住家の被害」欄の「棟」とは、一つの独立した建物をいう。なお、主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟とするが、二つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟とすること。
- 「住家の被害」欄の各被害欄中、棟、世帯、人員欄のいずれかに記載がある場合で、記載された欄以外が不明な場合は「調査中」と記載すること。
- 「災害対策本部」欄には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定により設置した災害対策本部について記載すること。

様式第2—1号（避難勧告・指示等避難状況報告）
（表2の1）

災害の名称				災害発生日時	月 日 時		
報告の時限	月 日 時現在			発信時刻	月 日 時		
発信者							
避難勧告・指示の状況				避難場所等の状況			
勧告、指示の別	地区名	世帯数	人員	避難場所名	設置地区名	入所世帯数	入所人員
合計				合計			

5 様式第5号（農業関係被害）

(表5の1)

災害名	発生日時	月 日 時 分 ~ 日 時 分	発信日時	月 日 時 分
	発信機関 (発信者)		受信機関 (受信者)	

区分項目	作物名	被害率30%未満		被害率30%以上		合 計			主な被害地区 及び被害農作物の種類等
		面積	減収量	面積	減収量	面積	減収量	被害金額	
生産物被害	水 稲								
	麦・雑穀・豆類								
	果 樹								
	野 菜								
	花 き								
	特 用 作 物								
	桑								
	そ の 他								
	小 計								
	樹体被害	果 樹							
その他()									
小 計									
	計								

区分項目	施設名	園芸関係			そ の 他			合 計		
		件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額	件数	面積 (㎡)	被害金額
施設関係	建 物									
	温室(ガラス張)									
	プラスチックハウス									
	構 築 物									
	計									

区分項目	種類名	被 害 量	被 害 金 額	主な被害地区名	主な被害品目名
その他	家 畜				
	畜 産 物				
	水産物(寒天含む)				
	加工品貯蔵品等				
	蚕 繭				
	計				
被害農業者(家)数		戸	特別被害農業者(家)数	戸	

様式第5号—2

市町村別被害の状況	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	市町村名	被害面積	減収量	被害金額	適用				
										合計			
										市町村名			

(注) 記入単位は次のとおりとする。面積—ha、減収量・被害量—t・千本・千鉢・個・頭・羽・箱、金額—千円

(表5の2)

災害名	発生年月日	月	日	時	地域振興局
	調査年月日	月	日	時	

市町村名	区分	農地 (A)			農業用施設 (B)		計 (A) + (B)		備考
		被害か所数	被害面積	被害額 (千円)	被害か所数	被害額 (千円)	被害か所数	被害額 (千円)	
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								
	3万円以上 10万円未満								
	10万円以上								

(表5の3)

農業関係被害報告（中間・確定）農政課								
災害の名称			災害発生日時	年 月 日 時				
			報告日時	月 日 時 現在				
区分	地域の別						計	
	農作物	水 稲	被害面積 (ha)					
うち30%以上 (ha)								
減 収 量 (t)								
その他の農作物		被害面積 (ha)						
		うち30%以上 (ha)						
		減 収 量 (t)						
		(種類 :)						
樹体被害		被害面積 (ha)						
		被害額 (千円)						
		(種類 :)						
計		被害面積 (ha)						
		被害額 (千円)						
施設	建 物							
	温 室 (ガ ラ ス 張)							
	プ ラ ス チ ャ ッ ク ハ ウ ス							
	構 築 物							
	計	件 数 (件)						
被 害 額 (千 円)								
畜産物	畜 産 物 ()							
	蚕 繭 ()							
	そ の 他 ()							
	計	被 害 額 (千 円)						
農地・農業用施設	農 地	被 害 か 所 数						
		被 害 面 積 (ha)						
	農業用施設	被 害 か 所 数						
		計	被 害 か 所 数					
			被 害 額 (千 円)					
被 害 額 総 計 (計)								
被 害 農 業 者 (家) 数 (戸)								

(注) : この表は、県農業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

地域の別とは、上段を地域振興局別、下段を市町村別にする等適宜区分する。

(表6の3)

3 林道被害状況（速報、概況、確定）

災害の名称

調査年月日

地域振興局

災害発生年月日

(単位：m、千円)

速報 回次	市町村名	公 共				小 災				計				備 考
		路線名	路線 数	箇所 番号	延長	被害額	路線 数	箇所 番号	延長	被害額	路線 数	箇所 番号	延長	
	合計													

(表6の4)

4 林産物及び林産施設被害状況（速報、概況、確定）

災害の名称

調査年月日

災害発生年月日

地域振興局

災 害 の 種 類	
災害の発生年月日	
被害調査年月日 被害発生地域 (市町村名)	

(1) 林産物被害

区分			農 林 業 者									そ の 他								合 計			
			森 林 組 合 合 同 連 合 会		農 業 協 同 組 合 同 連 合 会		そ の 他 任 意 団 体		個 人		計		中 小 企 業 等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計				
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量			金 額	数 量
木	立木 (m ³)	天																					
		人																					
	素材 (m ³)																						
	製剤 (m ³)																						
材	そ の 他																						
	小 計																						
	薪炭原木 (m ³)																						
炭	木炭 (kg)																						
	薪層積 (m ³)																						
	そ の 他																						
	小 計																						
特殊林産物	しいたけ (kg)																						
	わさび (kg)																						
	竹材 (束)																						
	小 計																						
合 計																							
被災者数																							

- 注 1 木炭出荷調整対策事業による保管木炭が被害を受けた場合には木炭欄の内数として () 書きで示すこと。
 2 立木は利用伐期令級以上のものを記入する。
 3 被害者数等の欄は森林組合等の団体によってはその組合数、会社及び個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。
 4 県有林(県行造林含む)の被害を、その他欄に内数として () 書きで示すこと。

(2) 林産物施設被害

区分		そ の 他																								計			合計		
		中小企業等協同組合								会 社 ・ 個 人								そ の 他													
		全壊		半壊		計		堆積土砂量 (m ³)		全壊		半壊		計		堆積土砂量 (m ³)		全壊		半壊		計		堆積土砂量 (m ³)							
		数	金	数	金	数	金	数	排	数	金	数	金	数	金	数	排	数	金	数	金	数	金	数	排						
		量	額	量	額	量	額	土	量	額	量	額	量	額	土	量	額	量	額	量	額	量	土	量	額	土					
		費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	費				
木材	木材倉庫(棟)																														
	貯木場(坪)																														
	網場																														
	流送路(km)																														
	施木材加工 設工	建物(棟)																													
	機械(点)																														
	計																														
木炭	集運材施設																														
	木炭倉庫(棟)																														
	炭窯(基)																														
	施木材加工 設工	建物(棟)																													
		機械(点)																													
	計																														
特殊林産物	特殊林産倉庫(棟)																														
	わさび育成施設(坪)																														
	しいたけ育成施設(坪)																														
	しいたけほだ木(本)																														
	設物特殊 加工林産 施設	建物(棟)																													
	機械(点)																														
	計																														
合 計																															
被災者数等																															

- 注 1 堆積土砂量の欄は貯木場及び流送路についてのみ記入する。
 2 被災者数等の欄は、中小企業等協同組合にあってはその組合数、会社、個人にあっては会社数及び戸数の実数を記入する。
 3 県有林(県行造林含む)の被害は、その他欄に内数として()書きで示すこと。

(3) 林産物間接被害

区分	農 林 業 者										そ の 他								合計	
	森 林 組 合 同 連 合 会		農 業 協 同 組 合 同 連 合 会		そ の 他 任 意 団 体		会 社 ・ 個 人		計		中 小 企 業 等 協 同 組 合		会 社 ・ 個 人		そ の 他		計			
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
木 材	立木 (m ³)																			
	素材 (m ³)																			
	製材 (m ³)																			
	そ の 他																			
	小 計																			
薪 炭	薪炭原木 (m ³)																			
	木炭 (km)																			
	薪層積 (m ³)																			
	そ の 他																			
	小 計																			
特 殊 林 産 物	しいたけ (kg)																			
	わさび (kg)																			
	竹材 (束)																			
	小 計																			
合 計																				
被 災 者 数																				

注 1 道路の決かい橋梁の破損、その他により運搬不能等となった滞貨及び金額を記入する。
 2 被災者数等の欄は森林組合等の団体によってはその組合数、会社及び個人によっては会社数及び戸数の実数を記入する。

(表6の6)

災害の名称
災害発生年月日

6 苗畑被害状況 (速報、概況、確定)

調査年月日
地域振興局

(1) 苗木被害報告

市町村	施 業 量						被 害 量						備考			
	樹種	ha 面積	本 数 (千本)				経営 者数	ha 面積	本 数 (千本)					被害率% (B/A)	被害金額 千円	経営 者数
			1年 生	2年 生	3年 生	計 (A)			1年 生	2年 生	3年 生	計 (B)				
合 計																

- 注 1 施業量のうち1年生にあつては得苗見込本数を、2・3年生にあつては作付本数を記入すること。
 2 すぎさひきについては別欄とすること。
 3 被害面積は区域面積(附属地を含む)とすること。
 4 被害欄は上段に総被害量を記入し、下段に30%以上の被害量を()に内数で記入すること。
 5 被害金額については毎年知事が示す標準被害額に時期別修正係数を乗じて算定すること。

(2) 苗畑施設被害報告

市町村	項目	箇所数	被害数量	復旧金額	復旧の 種 類	数量	単価	金額	備考
	被害の内容								
		()	()	()		()	()	()	

- 注 1 被害の内容は「畑地埋没」「畑地流失」「灌水施設破損」「堆肥舎倒潰」等と具体的に明記すること。
 2 一つの被害内容ごとに「土砂排除」「跡地整理」等復旧欄に明記すること。
 3 埋没流失の数量欄は、面積と耕土の流失埋没量(m³)を記入すること。
 4 数量金額は、上段に総数金額を記入し、下段に30%以上の被害量を()に内数で記入すること。

(表6の7)

災害の名称
災害発生年月日

7 共同利用施設等被害状況（速報、概況、確定）

調査年月日
地域振興局

市町村名	導入年度	事業主体	施設名	事業費	被害数量	単位	被害額	備考
				千円			千円	
計								

7 様式第7号（土木関係被害）

（表7の1）

災 害 総 括 表

（単位：千円）

区分	前回までの報告分								今回報告分		年間の合計	
	自 月 日 至 月 日	異常気象名	自 月 日 至 月 日	異常気象名	自 月 日 至 月 日	異常気象名	自 月 日 至 月 日	異常気象名	自 月 日 至 月 日	異常気象名		
	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額	箇所数	金 額
県 工 事	河 川											
	砂 防											
	地すべり											
	急傾斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
市町村 工 事	河 川											
	道 路											
	橋 梁											
	計											
合 計	河 川											
	砂 防											
	地すべり											
	急傾斜											
	道 路											
	橋 梁											
	計											

(表7の3)

国庫災害、被災報告各所別集計表（市町村工事）

月 日～ 月 日（ ）

（単位：千円）

工種別 所別	河 川		道 路		橋 梁		計		合 計	
1	白 田									
2	佐 久									
3	上 田									
4	諏 訪									
5	伊 那									
6	飯 田									
7	木 曾									
8	松 本									
9	豊 科									
10	大 町									
11	更 埴									
12	須 坂									
13	中 野									
14	長 野									
15	飯 山									
16	犀 川									
17	姫 川									
18	土 尻 川									
	計									

(表 7 の 6)

雪崩災害報告					
振興局名 ()			第 報 (月 日 時現在)		
ふりがな 場 所	郡 市	町 村	大字	ふりがな 区 名	
発生日時	月 日 時		雪崩危険箇所点検番号		
気象状況	雪崩発生時の天候	晴・曇・雨・雪・みぞれ			
	雪崩発生時の積雪深	cm	観測所名	観測所との距離	観測所との標高差
	雪崩発生時の気温	℃			
	雪崩発生時の降雪深	cm			
保全対象	人家 公共的建物 公共的施設	戸	斜面の向き	北・北東・東・南東・南・南西・西・北西	
傾斜の高さ			概況平面図	縦断図	
植生の状況					
雪崩の状況	拡大等の見込				
	雪崩の種類	表層・全層			
	高さ				
	幅				
	雪崩雪量				
	発生区の傾斜度				
	走路の長さ				
	見通し勾配				
被害の状況	死者・負傷者等	有・無	死者 名	行方不明者 名	負傷者 名
	住宅被害	有・無	全壊 戸	半壊 戸	一部破損 名
	公共的建物被害	有・無			
	その他の建物被害	有・無			
	その他の概況				
応急対策 及び警戒 避難状況	応急対策				
	避難状況				
	地域防災計画記載				
適用法令等 の施行状況	法 令 等	有無	法 令 等	有無	
	急傾斜地崩壊危険区域		急傾斜地崩壊危険実態調査箇所	箇所番号	
	建築基準法による災害危険区		宅地造成工事規制区域		
	地すべり防止区域(農・林・土)		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		
	砂防指定地		旧住宅造成事業に関する法律の適用区域		
	保安林		宅地基準条例の適用区域		
	災害対策基本法防災計画区域		そ の 他		
備 考					
受 信 者			送信者氏名		受信者氏名

8 様式第8号（都市施設被害）

（表8の1）

都市施設被害状況報告 中間 確定										
災害の名称			災害発生日時			月 日 時				
災害発生場所										
報告の時限			発受信時刻			月 日 時				
発 信 者			受 信 者			()				
種別	区 分	箇所数	被害面積又は延長等			被害金額（千円）	復旧金額（千円）	摘要		
都市施設災害	街 路									
	都 市 公 園									
	都 市 排 水 路									
	公 共 下 水 道	排 水 施 設								
		ポ ン プ 場 施 設								
		処 理 施 設								
	区 画 整 理	街 路								
		公 園 緑 地								
		水 路								
		防 空 壕 ・ そ の 他								
	堆 積 土 砂									
	合 計									
建物災害及び損害面積	区 分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積 (ha)	摘要			
	全 壊				市街地被害面積					
	半 壊				その他被害面積					
	流 失				計					
	床 上 浸 水				全市街地面積					
	床 下 浸 水									
状況	発火	月 日 時 分			鎮火	月 日 時 分			被災箇所	
	風向		風速	最大	m/sec	平均	m/sec	湿度	%	
建物災害及び焼失面積	区 分	住家(戸)	非住家(戸)	計(戸)	区 分	面積 (ha)	摘 要			
	全 壊									
	半 壊									
	計									
備考	1 土地区画整理事業を施行する必要がある（ある・ない・不明） 2 都市計画との関連（ ）									

(表8の2)

災害の名称		都市施設被害状況報告			〔中間確定〕		都市計画課	
		災害発生日時	月	日	時	報告の時限	月	日
区分		地域の別						計
		箇所						
街路	箇所							
	被害額(千円)							
都市公園	箇所							
	被害額(千円)							
都市排水路	箇所							
	被害額(千円)							
公共下水道	排水施設	箇所						
		被害額(千円)						
	ポンプ場施設	箇所						
		被害額(千円)						
	処理施設	箇所						
		被害額(千円)						
区画整理	街路	箇所						
		被害額(千円)						
	公園緑地	箇所						
		被害額(千円)						
	水路	箇所						
		被害額(千円)						
防空壕その他	箇所							
	被害額(千円)							
堆積土砂	箇所							
	被害額(千円)							
合計	箇所							
	被害額(千円)							

注：本表は、県都市計画課及び生活排水対策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

地域の別は、上欄を建設事務所別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

9 様式第9号（水道施設被害）

（表9の1）

水道施設被害状況報告				〔中間確定〕	
災害の名称		災害発生日時		月	日 時
災害発生場所					
報告の時限	月	日 時	現在	発受信時刻	日 時 分
発信者	()		受信者	()	
水道の名称		給水区域及び 現在給水人口		(戸)	人
被害給水区域 及び被害給水人口	(戸) 人				
災害の状況		被害金額		千円	
応急措置及び 給水現状					
給水	応	援	消毒機及び薬品応援	復旧資材労務応援	技術応援
緊急 応援の 要否	給水車	両/日 m ³ 分	乾式注入能力 g/h 機		
	ろ水器	両/日 m ³ 分	湿式 g/h 機		
	自衛隊給水班要請/	日 m ³ 日間	簡易滅菌機 g/h 機		
	水道から応急給水	日 m ³ 分	液体塩素 kg入 本		
	日間		さらし粉 高度 普通 500 g 本		
	必要なし			必要なし	

(表9の2)

水道施設被害状況報告		〔中間 確定〕		水環境課	
災害の名称		災害発生日時	月	日	時
		報告の時限	月	日	時現在
項目 地域の別	被害水道数 (施設)	被害給水人口 (人)	被害額 (千円)		備考
計					

注：本表は、県水環境課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

地域の別は、左欄を建設事務所別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

10 様式第10号（廃棄物処理施設被害）

（表10の1）

廃棄物処理施設 〔 ごみ・し尿 〕 被害状況報告 〔 中間 〕 〔 下水道終末処理 〕 〔 確定 〕			
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時
災害発生場所			
報告の時限		発受信時刻	日 時 分
発 信 者		受 信 者	
被 害 施 設 名			
被害の区域及び処理人			
被 害 の 状 況			
被 害 額	千円	千円	千円
応急措置の現況			
災害救助の有無			
その他必要な事項			

(表10の2)

災害の名称		廃棄物処理施設被害状況報告		〔中間〕 確定		廃棄物対策課	
		災害発生日時		月 日 時			
		報告の時限		月 日 時現在			
項目 地域の別	被災施設名	被害の状況	被害処理人口	被害額 (千円)	応急措置の現状		
計							
その他必要な事項							

注：本表は、県廃棄物対策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

地域の別は、左欄を保健所別、右欄を市町村別にする等適宜区分する。

11 様式第11号（感染症関係）

（表11の1）

感染症関係報告		〔 中間 確定 〕	
災害の名称		災害発生日時	
災害発生場所			
報告の時限		発受信時刻	
発信者		受信者	

	項目 病名	発 生 患 者 者 等 数					備 考
		患者	擬似	無症状 病原体 保有者	計	うち 死者	
感 染 症							
備 考							

12 様式第12号（医療施設被害）

（表12の1）

医療施設被害状況報告		〔 中間 〕 〔 確定 〕		保健所名
災害の名称		災害発生日時	年 月 日 時	
報告の時限	月 日 時現在	発受信時刻	日 時 分	
発 信 者		受 信 者		

区 分	施設名	経営主体	所在地	被害の程度					被害額 千円	復旧に 要する 経費 千円
				全壊 全焼 棟	流出 棟	半壊 半焼 棟	浸水 棟	その他 棟		
(病院)										
(診療所)										
合 計										

注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。

2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。

3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

(表12の2)

医療施設被害状況報告		(中間) (確定)	医療政策課
災害の名称	災害発生日時	月	日 時
	報告の時限	月	日 時現在

区分 地域の別	被災病院 (診療所) 数	建 物 被 害						その他の 被害	被害額 (千円)
		計	全壊 全焼 棟	流出 棟	半壊 半焼 棟	浸水 棟	その他 棟		
計									

注：1 本表は、保健所が管内の各施設の状況を県医療政策課に報告する場合に用いる。

2 各施設ごとの詳細な被害状況は別葉にして添付すること。

3 被害施設がへき地出張診療所の場合は、経営主体欄にその旨を記載すること。

13 様式第13号（商工関係被害）

（表13の1）

商工関係被害状況報告							〔中間〕 〔確定〕			
災害の名称				災害発生日時		年 月 日 時				
災害発生場所										
報告の時限		月 日 時現在		発受信時刻		日 時 分				
発信者				受信者						
被害区分			業種区分		鉱工業	商業	サービス業	その他	計	
組合、 団体 以外の 事務所	建物の被害(ア)	全壊	棟数(棟)							
			損害額(千円)							
		半壊	棟数(棟)							
			損害額(千円)							
		のそ 被の 害他	棟数(棟)							
			損害額(千円)							
	土地の被害(イ)		損害額(千円)							
	(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害		損害額(千円)							
製品・仕掛品・原材料の損害		損害額(千円)								
事業協同組合・商工組合・協業組合の被害			件数(件)							
			損害額(千円)							
商工会議所・商工会の被害			件数(件)							
			損害額(千円)							
小計		損害額(千円)								
除雪、排水等の災害対策に要した経費(千円)										
その他災害の発生により生じた損害額(千円)										
損害額総計(千円)										
被害件数(事業(務)所数)										

注：1 事業協同組合、商工組合、協業組合の被害とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項の規定による中小企業団体についての物的被害とする。

2 その他災害の発生により生じた損害額とは季節的商品の出荷遅延による価格の減少額等をいう。

3 住宅と営業に供している建物とが同一建物である場合は、営業用建物部分についての被害を記入するものとする。ただし、被害態様が住宅部分と営業用建物部分とに区分することが困難な場合は、かっこ書きにする。

4 業種区分中の「その他」には指定公共機関及び指定地方公共機関に係る被害を除くものとする。

5 大企業に関する被害については、内訳（大企業分としてまとめ）を別紙に記載する。

(表13の2)

商工関係被害状況報告				〔中間 確定〕		産業政策課			
災害の名称		災害発生日時		月	日	時			
		報告の時限		月	日	時現在			
被害区分			地域の別						
			市町村						
組 合 団 体 以 外 の 事 業 所	建物の被害(ア)	全壊	棟数	鉱工業					
				商業					
				サービス業					
				その他					
			損害額	鉱工業					
				商業					
		半壊	棟数	鉱工業					
				商業					
				サービス業					
				その他					
			損害額	鉱工業					
				商業					
	その他の被害	棟数	鉱工業						
			商業						
			サービス業						
			その他						
		損害額	鉱工業						
			商業						
	土地の被害(イ)	損害額	(千円)	鉱工業					
				商業					
			(千円)	サービス業					
				その他					
			(ア)(イ)以外の有形固定資産の被害	損害額	(千円)	鉱工業			
						商業			
(千円)		サービス業							
		その他							
製品、仕掛品、原材料の被害		損害額		(千円)	鉱工業				
					商業				
		(千円)	サービス業						
			その他						
	事業協同組合、商工組合協業組合の被害			件数	(件)				
				損害額	(千円)				
商工会議所、商工会の被害			件数	(件)					
			損害額	(千円)					
除雪排水等の災害対策に要した経費				(千円)					
その他災害の発生により生じた損害				(千円)					
損害額総計				(千円)					
被害件数(事業(務)所数)									

注：本表は、県産業政策課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

地域の別は、上欄を地域振興局別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

14 様式第14号（観光施設被害）

（表14の1）

観光施設被害状況報告											
（中間 確定）											
災害の名称						災害発生日時		年 月 日 時			
災害発生場所											
報告の時限		月 日 時現在				発受信時刻		日 時 分			
発 信 者						受 信 者					
1 土木施設（遊歩道・つり橋等）											
区 分		県 工 事		市 町 村 工 事		そ の 他		計			
		箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額		
道 路			千円		千円		千円		千円		
橋 梁											
計											
2 一般観光地建物等											
区 分		県 有 施 設		市 町 村 施 設		国民宿舎・旅館等		そ の 他 施 設		計	
		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
建物 その他	全 壊		千円		千円		千円		千円		千円
	半 壊										
	そ の 他										
	計										

(表14の2)

観光施設被害状況報告		(中間) (確定)	観光企画課		
災害の名称	災害発生日時	月	日	時	
	報告の時限	月	日	時現在	

区分		地域の別					計
土木施設 (遊歩道・つり橋等)	道路	箇所数					
		被害額 (千円)					
	橋梁	箇所数					
		被害額 (千円)					
	計	箇所数					
		被害額 (千円)					
一般観光地建物等	全壊	箇所数					
		被害額 (千円)					
	半壊	箇所数					
		被害額 (千円)					
	その他	箇所数					
		被害額 (千円)					
	計	箇所数					
		被害額 (千円)					
	被害総額 (千円)						

注： 本表は、県観光企画課から県危機管理防災課に報告する場合に用いる。

地域の別は、上欄を地域振興局別、下欄を市町村別にする等適宜区分する。

(表15の2)

教育関係施設被害状況報告		(中間) (確定)	課
災害の発生	災害発生日時	月	日 時
	報告の時限	月	日 時現在

(単位 m²・千円)

施設の種類	被害施設数	被害状況									
		建物						工作物 被害金額	土被 地害 金額	設備 被害 金額	被害額 合計
		要新築				要補修	計				
		全壊		半壊		大破以下	被害				
面積	金額	面積	金額	金額	金額						
幼稚園											
小学校											
中学校											
高等学校											
盲学校											
ろう学校											
養護学校											
大学・高専											
共同利用施設											
教員住宅											
社会教育施設											
文化財											
合計											

注： 本表は、県関係課から県危機管理防災課ほか関係課に報告する場合に用いる。

17 様式第17号（市町村有財産被害）

（表17）

市町村有財産被害状況報告			〔 中間 〕 〔 確定 〕	市町村名
災害の名称		災害発生日時	年	月 日 時
報告の時限	月 日 時 現在	発受信時刻	日	時 分
発信者	()	受信者	()	

この報告内容には、他の報告系統によるものはすべて含まれない。

建 物 被 害	施設の別	発生数(計)	全壊(流失)	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	被害額	備考
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	千円	
	小計								
公 共 土 木 施 設 被 害 (市町村単災のみ)	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
	河川	か所					千円		
	道路								
	橋梁								
	小計								
そ の 他	種別	発生数	被害状況				被害額	備考	
		か所					千円		
	計	—	—						

注：本表は、市町村から地域振興局に、及び地域振興局から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

18 様式第18号 (公益事業関係被害)

(表18)

公益事業関係被害状況報告		〔中間〕		機関名	
		〔確定〕			
災害の名称		災害発生日時	年	月	日 時
災害発生場所					
報告の時限	月	日	時	現在	発受信時刻
					日 時 分
発信者	()		受信者	()	

区 分		被害発生数・被害程度数	被害額
被害 状 況	建物等		千円
	被害箇所		
	不通箇所		
応急措置・その他			

注：この表は、鉄道・通信・電力・ガス関係の被害について、各関係機関から県危機管理・消防防災課に報告する場合に用いる。

19 様式第19号

第1号様式

(火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者名	

火災種別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時		(月 日 時 分) (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名(代表者氏名)			
出火箇所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)		人	死者の 生理 理由		
	負傷者 重症 中等症 軽 傷		人 人 人			
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積			
焼 損 程 度	焼損棟数	全焼 半焼 部分 ぼや	棟 棟 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
り 災 世 帯 数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部(署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他			人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

様式第19の2号

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、第二種、その他)			
発生日時	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)	鎮火(処理完了)日時	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要	会社貯蔵の塩酸ガスが拡散した				
死傷者	死者(性別・年齢) 計 人	負傷者 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)			
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 使用停止命令	出場機関	出場人員	出場 資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消防団	台	人	
		海上保安庁	人		
自衛隊	人				
その他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

様式第21号

(表21の2) 災害概況即報
(消防庁第4号様式(その1))

報告日時	平成 年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況			(都道府県)			(市町村)			

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記載して報告すれば足りること。)

